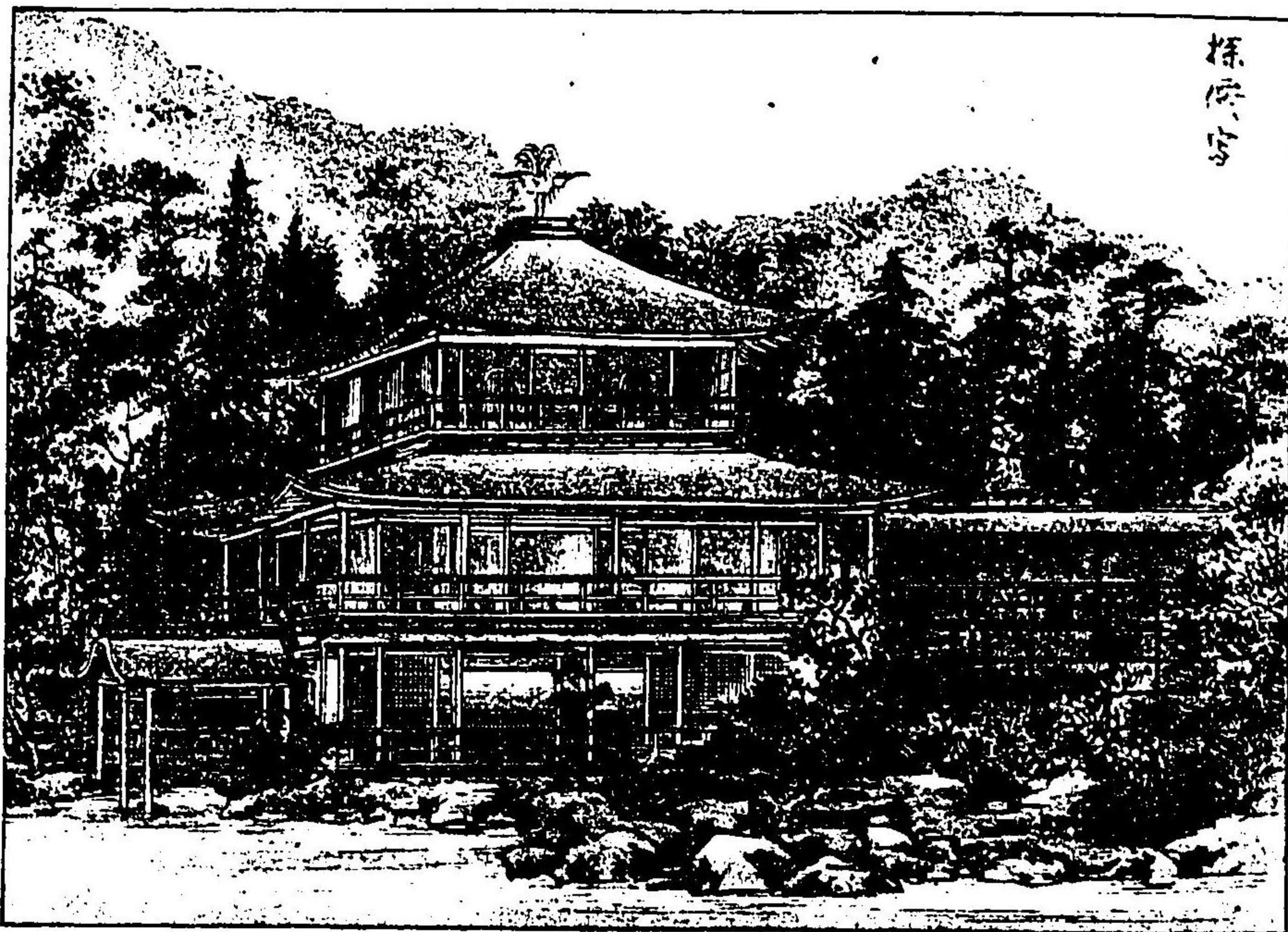


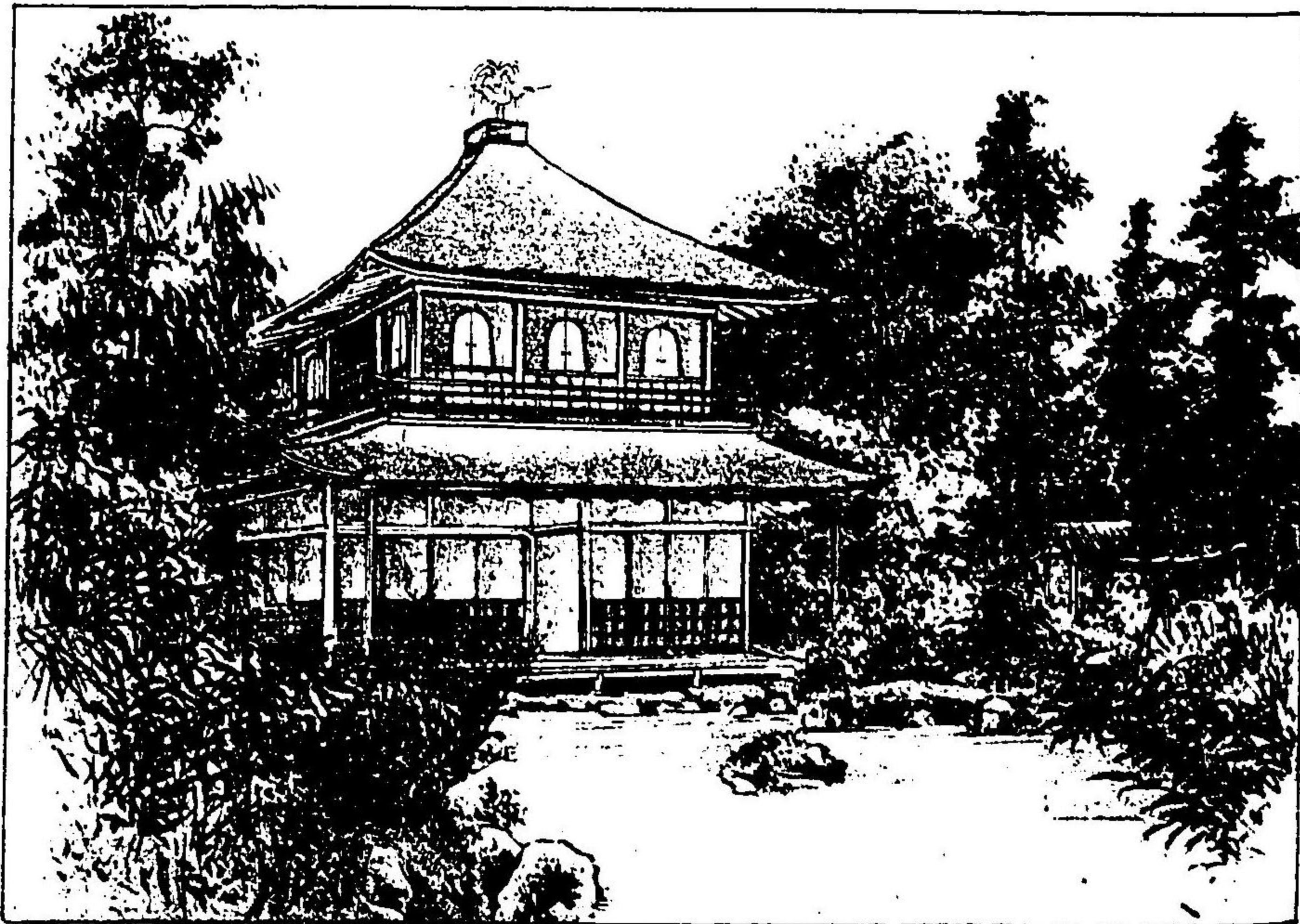
などの名あり、かくて達侍を零するもの多し、また茶を弄ぶこと盛になりしより、高貴の家には茶席として特に小亭を設くるもあり、演奏の大に行はれしより、第内に舞臺を構ふるもあり、足利氏の如く驕奢に耽り、寺院の制に倣ひて樓閣を設くるもあり、將軍義満の建てたる金閣は三重にして、第一階を法水院と號し、第二を潮音洞と稱す、第三を究竟頂といひ、後小松帝の宸翰の額を掲げ、床は三間四面にして板一枚を以てこれを作る、閣の内外、戸牖、柱壁みな金箔を貼し、燵として人眼を眩ます、また義政の建てたる銀閣は二重にして、第一重を心空殿と號し、第二を潮音閣といふ、銀箔を以て内外四壁に貼せんとせしかども果さよりき

この時代には武家にては書院作は勿論、よしや寢殿作にもせよ、禪刹の制に倣ひて床を設け、その傍に棚を置、床には佛菩薩の畫像を懸け、鶴龜などの形したる燭臺に火を點じ、花瓶に花を挿し、香爐に香を蒸じ、また魚鱗、拂子などを懸け、棚には書籍名家の筆蹟、茶湯の具などを載す、床はもと料紙、筆硯の類を置く押板より移りたるものなるべし、武人が禪法を好みて坐禪を修しけるより、壁間に佛畫を懸け、その前に押板を置き、香花を供へて、宛も佛壇の如くなしたりけるを、後には其押板を作りつけにして、これを床といへるなり、床の上のものも押し移りては、佛畫ならぬ山水花鳥の畫幅をも懸け、種々の置物をすゑて裝飾とするに至れり、されど徳川氏の世に至りても、書院の眞の飾として、佛前の三具足と云はれ、經籠、拂子などを懸くることあるを見れば、床及び其飾の由つて來れる所

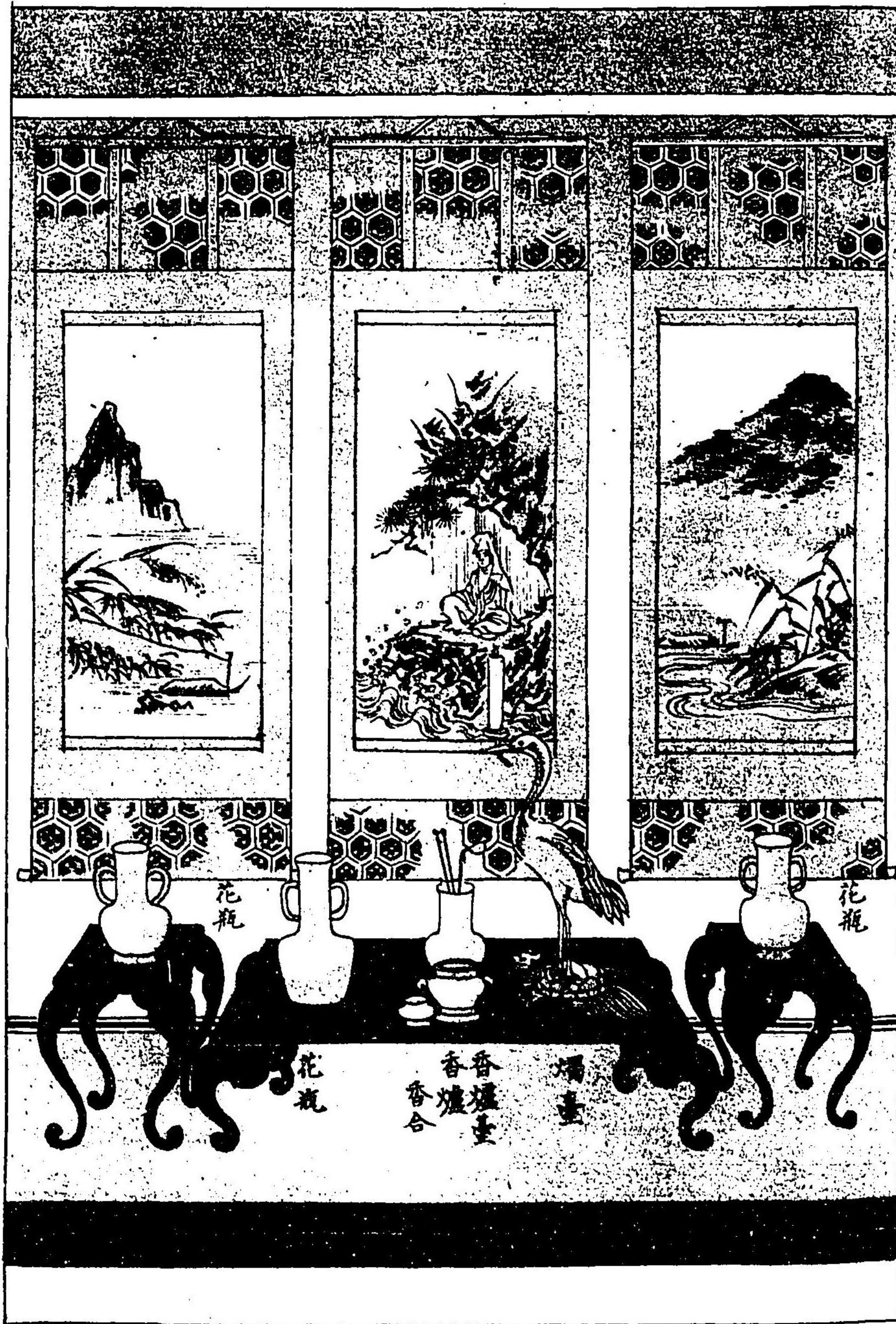
標榜



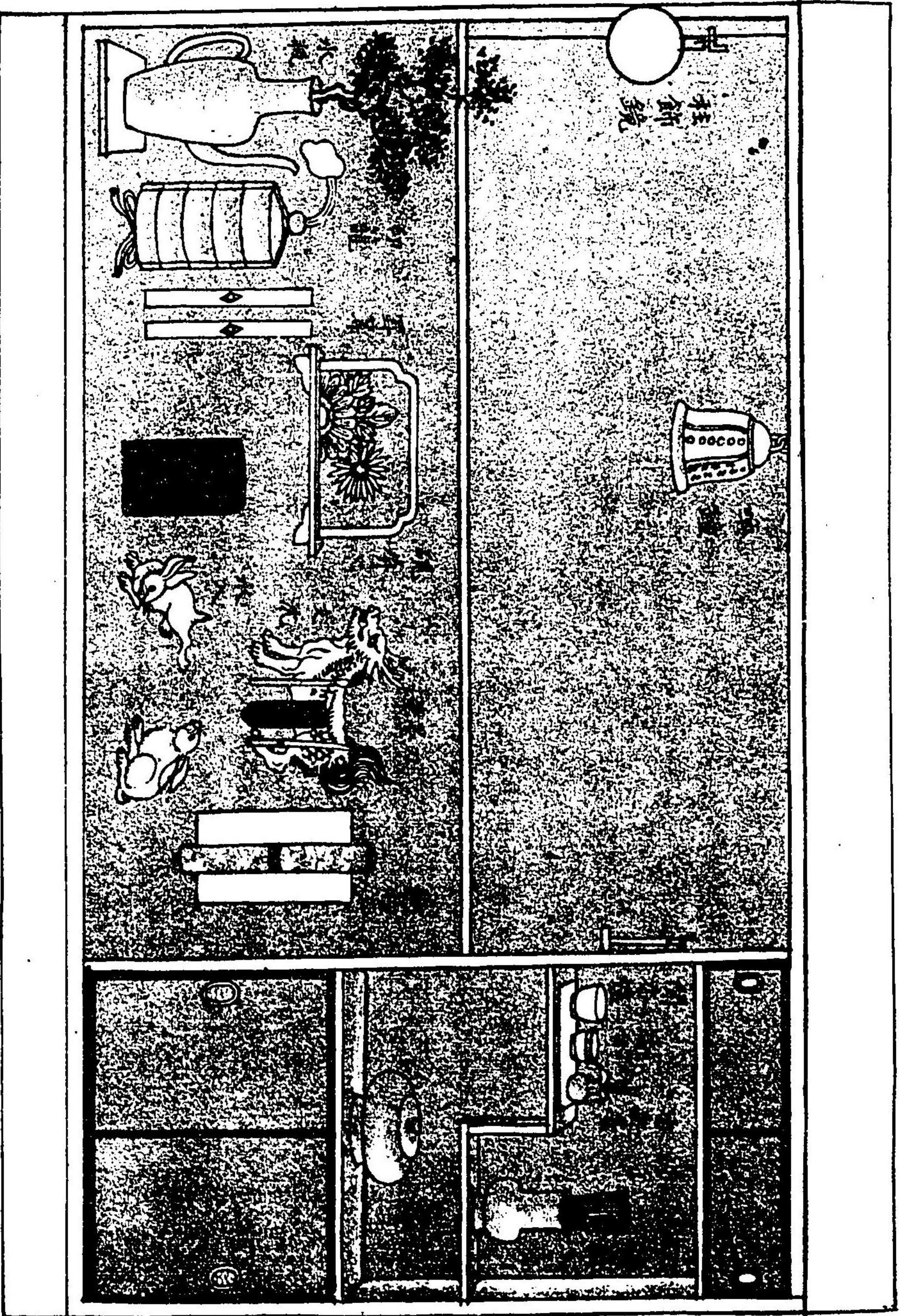
(院花唐都京)閣金



(寺照慈都京)閣銀



室町時代床の装飾

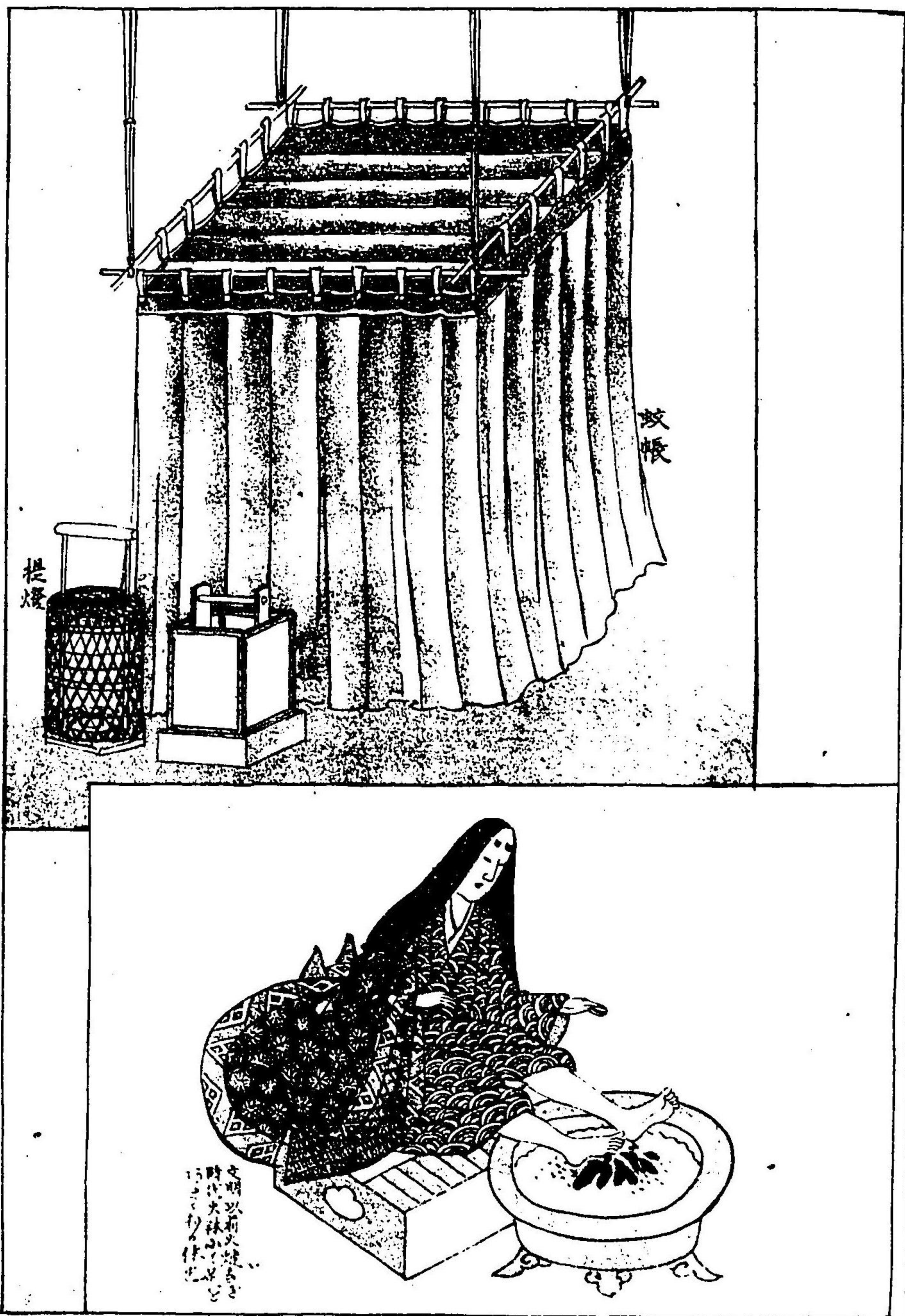


飾装の院書代時町室

自ら明らかなり床を壁間に設けずして、明障子のもとに作りたるを明床明書院などいふ。讀書に便ならしめんが爲めにして、書籍、文房具などを載す。棚の類は古よりありて、鴨居の上に一枚の板を横にわたし、これを間木といへり。されど古は調度器具を載するには、概ね動移すべき厨子二階の類を用ひたりしが、書院作の行はるゝに至りてより、棚を作りつけにしたるもの多くなりたるなり。また棚に扉を設けたるもの多し、これを袋戸といふ。障子は既に前期に於て説きたる如く、書院作行はれてより格子は廢れて、明障子多くなりぬ。明障子は日光を入るゝを専らとして、骨も細く間遠なれば、警衛の用に充て難し、されば別に障子の外に板の縁戸を設けて、夜間はこれを閉づ、雨雪を避くるがためにも用ひたるより、これを雨戸といへり。また家々に定紋あるに至りてより、車輿を始めるの他の調度の雜具にこれを付くることゝなりぬ。或は杉障子の縁の繪、或は唐紙障子などにも家の紋をつくるもの多し。疊はもと客人の席、或は主人の座など要處に敷くことなりしを、當時に至りては室内一面に敷きつむることゝなれり。疊に深縁差筵あり、深縁とは縁を廣く差したるを云ひ、差筵とは疊表の兩面にして裏の方をば床へさし付けて所々をちたるゆゑ差筵といふなるべし。貴人は疊の上にもたまた疊を重ね更に茵席を敷きて座す。院宮にては緩調縁を用ひらる。臣民は憚つて用ひざれど、神佛を安置したる前僅かに半疊のみこれを以てすることあり。親王大臣家にては大紋の高麗縁を用ふ。その以下は小紋の高麗縁、四位五位は紫縁、六位は黄縁とす。

商人の家は取寄屋根にして表に欄を構へ、その側に入口ありて長き暖簾を懸け、軒に座除ありて板筵などにて造れり。棚には商品を陳ねて人の見て購ふにまかす故に見世棚といへり。暖簾には特に人目に觸れ易き記號を施すことあり、例之ば紅葉の模様如き、寶珠の畫の如き類なり。また別に看板を出だすことも蓋し此時代に既にありしなるべし。倉庫は寧樂平安時代には木を組みてこれを作り、床を高くして濕氣を防ぐ、現時東大寺正倉院の三つ倉の如き制にして、これをあせくら（棧倉）または「たかくら」といひしが、鎌倉時代に至りては商家に土倉の設あり、此時代にも多くこれを作る、殊に質屋は質物を護するが爲めに専らこれ構へたれば、質屋を一に土倉といへり。

點燈には油火を専らとし、猶ほ燭臺、短檠などを用ひたり。晴れの客來、婚嫁の時などには燈火をたき、夜行には松明を用ふ。また此時代の中世より行燈を用ふることもあり、この頃行燈は松明とひとしく夜行に用ふるものなり。竹を編み紙を張りて風を防ぐを籠挑燈といふ。此時代の季に至りては伸縮自由なる籠を製し、世を經るに従うて大いに行はれたり。蠟燭も此時代の中世より漸く廣く行はれぬ。磁黃を木片に塗りて點火の用に供することも、此期より書に見ゆ。當時極寒には室内に火爐を造り、棧（たか）を置きて蒲團をうちかけ、以て脚を暖むる爲めにす。これを火爐（か）といへり。また蚊帳も漸く世に行はれ、夏日はこれを懸け垂れて蚊を防ぐ。蚊帳は既に第二期の頃（室町時代）にありきといふものあれども、今これと詳かせず。



園藝は前期以來傳はれるが上に、僧疎石等、作庭を好み禪味を加へて更に發達せしめしものあるを見る。のち相阿彌出で、別に一種の作庭法を創む。茶道の流行と共に専ら此法行はれたり。假山水には海様、河様、池様、泉様、遣水様、岩井様、細谷川様、枯山水様、山形、野形、洲濱形、葦手形等あり。立石には海川石、野山石、流波石、水分石、透石、追石、添石、離石、起石、臥石、鷗鷺羽千石、鶯鷺並居石、三尊形、品文字等あり。瀾には糸落、布落、離落、傳落、重落等あり。島には吹上の島、波寄の島、打寄の濱、中島、客人島、主人島等あり。中島は蓬萊の形なれば橋を架せず。これ海中の島を擬へばなり。吹上の島及び鹽濱には苔をふせず。石をうたず。これ砂の流れあがりたる形を装へばなり。敷砂、盛砂もこの時代に始まれり。園藝家は三忌五禰、二祥三吉、一章二木、四石四花、本所離別など、稱して深秘する所あり。相阿彌の作庭は更に一機軸を出だしたり。今當時の作庭として見るべきものは、かの金閣、銀閣の庭園なり。金閣、鹿苑院なるは規模宏大にして、衣笠山を望み、池あり、山あり、中島あり、立石あり、法水院、潮音洞、究竟頂、鏡湖池、龍門瀑、安民澤、岩下水、銀河泉の八境具はりて、月の夕、雪の朝と眺望比すべきなし。銀閣、慈照寺の庭園は相阿彌の作にして、向月臺、錦沙灘、落照岡、月待山、迎仙橋、分界橋等の名所ありて、配置の雅趣あるは遙かに金閣に優れり。作庭法の類に盆山法あり。盆山とは盆の上に假山水を設くるものにして、床の飾などにするものなり。其作法は白居易の盆山石の詩

養情延愛顔

助顔除睡眼

澄心無穢惡

草木知春秋

不遠見瞻望

室町時代

九十七

不行入岩窟 不導見海浦 追夏看納涼

歷年無朽損

愛之無厭棄

の如きを秘訣として一法を立てたり。

第二節 船舶車輿

船舶 船は太古既に丸木舟の製あり。海外交通の發達するに従うて、造船の術も進歩したるなるべし。應神帝の朝、伊豆國に令して大船を造らしむ、名づけて枯野といふ。その朝に新羅船工を獻りしかば、攝津の猪名に居らしむ、猪名部の工人是なり。爾來韓風の船行はれしが、元正帝の朝、歸化の唐人始めて飛舟を造りて獻す。飛舟とは櫓の多き快船ならむか。寧樂の世、舟棚なべの名あり、棚とは水手の登つて楫棹を操る所なり。舟に棚を構へざるを棚無小舟なべなしまた「ひらた舟」といふ。その頃また小舟に丹楮を施すものあり、これを「あけのそぼふね」また「ぬりのふね」といふ。平安の世、高瀬舟たかせの名あり、蓋し池溝に泛ぶるための小艇なるべし。藤原氏擅權の頃、貴族の遊興に龍頭鷓首の船を造りて、園池に泛ぶることあり、また唐屋形船を河流に掉さすこともありき。唐屋形船とは唐破風を用ひたる樓船なり。後公家の衰ふるに及びて、龍頭鷓首の船を造ることは廢れたりき。

初め韓土との交渉多く、隋唐との交通盛なりし頃には巨船を造らしめ、戰艦をも備へたりしが、平安時代に至りて外交衰へし後は其事なく、造船の術また衰ふ。鎌倉の世に至りて將軍實朝、宋人陳和卿に命じて大船を造らしむ、船成りし後由比浦に泛べんとす、和卿數百の人夫をして曳かしむるに、船重う、徒らに砂頭に朽損したりといふ。北條氏執權の初め、土佐、兵庫、坊津三港の士を注三十二條を讀定して頒布したり。此時代に至りて、明朝鮮との通交旺となり、西陲不逞の徒連りに彼に邊寇したれば、造船、航海の術また發達したるなるべし。明の茅元儀の武備志にいへらく、

日本造船與中國異、必用大木、取方相、思合、纜不使、鐵釘、惟聯鐵片、不使麻筋、桐油、以草塞罅、漏而已。水草費功甚多、費材甚大、非大力量、未易造也。凡寇中國者、皆其島賁人、向來所傳、倭國造船千百隻、皆虛誑耳。其大者容三百人、中者一二百人、小者四五千人、或七八十人、其形卑隘、遇巨艦難於仰攻、苦於犁泥、故廣幅船皆其所畏、而廣船旁陸如垣、尤其所畏者也。其底平、不能破浪、其布帆懸於桅之正中、不似中國之偏、桅機常活、不似中國之定、惟使順風、若遇無風、逆風皆倒、桅邊機不能轉、故倭船過洋、非月餘不可。

と、記事必ずしも信を措き難しと雖も、零ぼ當時船舶の制を何ふに足らんか。後、織田信長は長さ三十間、横七間の大船を造らしめしことあり。豊臣秀吉征韓の役に數多の軍艦を造らしむ。武藏國八王子の信松寺に傳ふる小早川秀秋朝鮮陣所用の軍艦の模型は當時戰艦の狀を見るに足るべきものなり。古へ遣唐使船の無事歸朝するときは、其船を從五位に叙してこれを賞せしことあり。この時代に至りて船號を何九と稱することありき。車輿、貴紳の車に乗り牛に曳かして行くことは古への如くなれども、この時代には車よりも乘輿盛に行はれたり。車には絲毛、檜榔毛、唐庇、大八葉、小八葉などあり。輿はもと屋形車の車輪を除きて、屋形ばかりを殘したるものなり。これに板輿、網代輿、張輿、塗輿の四

品あり、塗輿は零儀に用ふるものにして、板輿は最も式を正す時に用ふる。塵取といふも輿の類なり。足利義政輿の兩轅を除き、其一を屋上に置きかへて駕籠を製出す。駕籠とは乗物の腰に籠目あるを以てしかいふなり。武人は概ね騎馬なれども、將軍を始め三管領及び吉良、石橋等の相伴衆は駕籠に乗ることを得、その他は幕府の特許なければ乗るを得ず。これに反して、公卿のいつしか武人の風に倣ひて、騎馬するものも少からず。諸國の道路宿驛には輿舁といふものありて、賃を取りて旅人を乗せ歩きたりき。

將軍の鹵簿は前期に於ける親王將軍のと大差なれども、足利氏京師に居りて公卿百官を隨使せしかば、高位貴官の人も鹵簿に陪從して沓を執り裾を捧ぐるを榮としたり。將軍の啓行を御成と稱し、牛車または輿に乗り、車副、牛飼等これに副ひ、その前後に前驅、番長、番頭、帶刀、衛府侍、隨身これを護り、雜色、仕丁は雨衣、笠等の具を携へ、猶ほ大刀の役、沓の役あり。公卿殿上人、後宮人、扈從し、供衆、駕を護し、走衆、左右に驅使して不虞に備へ、格勳は前驅扈從し、末衆、足輕衆もまた驅使に供す。將軍の輿後に從ひて渡器を持つ者を朝夕といひ、履を執り鞋を捧ぐるを小者といへり。

第三節 容儀服飾

容儀 公家を始め貴族は一般に總髪にして、髻結を以て髻を束ねたり、これを茶筌髪といふ。髻結の色は堂上は紫色、地下は白色、將軍は赤色を、鬘、醫師はこの時代より剃髪して僧形をなせり。武人は前期より「さかいき」

には戦亂多くして鬘の重きに堪へざれば、其く「げつしき」にて木にて剪刀を作りて、頭髮を抜き薄ろがし、鬘毛を五味子汁にて堅め、髪末をもみ總の如くに結び、或はいれ髪とて假髪を入れて、もみ縮めて花房のやうにしたりといふ。「げつしき」はもと曆日の名にして、俗に此日沐浴すれば毛髮落つといひ、若し沐浴することあらんには、妙善王、金著女、追杖鬼、參尾王、波羅々鬼と誦すれば、髪抜け落ちずといひ傳へたり。木の剪刀も髪を抜くために、それに因みて斯くは名づけたるべし。鬘は武人の剛勇を装はんが爲めに、伸ぶるがまゝにこれをのばせり。關東にて北條氏の盛なる頃、鬘はえたる人を「面にくていひげ男」といひて褒むる故に、人皆鬘を願へり、されば鬘のはぬぬ男は一期の片輪に生れたることの無念さよ、女面を見らるゝ口惜しさよなど歎くも多かりき。天正の頃、小田原にて岩崎嘉左衛門といふ士の鬘なかりしを片井六郎兵衛といふもの戯言をいひあがり、あの鬘なしと悪口しければ、嘉左衛門即時に刺しちがへて死したりき。かく武人は鬘を尙ひて、鬘髪をば鐘馗鬘とて好み、鬘さきの鬘は天神鬘とて柔弱に見ゆるを嫌ふ。老人の白鬘をば白鬘明神の神意に叶へりとして敬意を表し、慶賀の席には上座に据ゑたり。またかく相貌の剛勇なるを稱するより、大刀傷の痕鮮かなるを戰場の功名ありし人なるべしとて賛美す。永祿七年、下總國國府、壺の合戦に、北條氏康強敵三十餘騎を切つて勇名を顯はし、身に鎌刀の疵七箇所、頬さきにも大刀疵を受けしより、武士の面の疵を褒美して氏康疵といひあへりき。

男子の齒を黒く染むることは、京都の縉紳または在京の武士にのみ限りしに、此時代に至りて關東にも行はれたり。さるは北條氏京都より下りて常に齒を黒く染めたりしかば、東國の武人またこれに倣ひ、常の放言にも、賢臣二君に仕へず、黒色變せざるを以て鐵漿とすとて、武士たる者は老若ともに齒を涅めたり。されど下賤の者にはこの風なかりき。されば白齒の者をあをば者と呼び、身しめ甚だしきは鐵漿をつけぬ者は狼藉なりといひ、戰場の功名にも鐵漿黒に匂ひ留めたる首級を尙び、首實檢の時、齒を黒めたる首をば武士の首とて先づ上に懸けたれば、狡猾なる者は白齒者の首を獲るも、これに鐵漿を塗りて實檢に供へたりき。

童子は兒輪に結ぶものあれば、武人の子は多く喝食とて髪を髻結にて結びて後へ下げ肩に至りてその端を切り揃へたり。十五六になれば唐輪といふに結びたるもあり、婦女は前期の如く髪を長く垂るゝを尙びて、かもし髪を入れて粧ふ。寐ぬる時は枕のもとへ打亂箱を置きて、うれに髪を納め、或はこれを枕屏風、簾臺にかけたり。歩行の時も侍女をして其末を打亂箱に受けしめ、着座の時はこもを伸ばさしむ。またこれを不便とするものは、垂髪を右肩の上に結びて、その結びめを紙にて結び着くことあり、これ後の片外といふ鬘の權輿なり。また「びんぶく」とて毛髪を糊にて固め、〇此くの如きもの三つを作りて、額髮際より下ぐるることあり、卑賤の婦女も同じく垂髪なれども、末を束ねて下げたるあり、また頭上にて「つめぐる」といふにき。髪を巻きたるもあり、垂髪は

優美なれども、勞役には頭上に結ぶ方便なればなるべし。

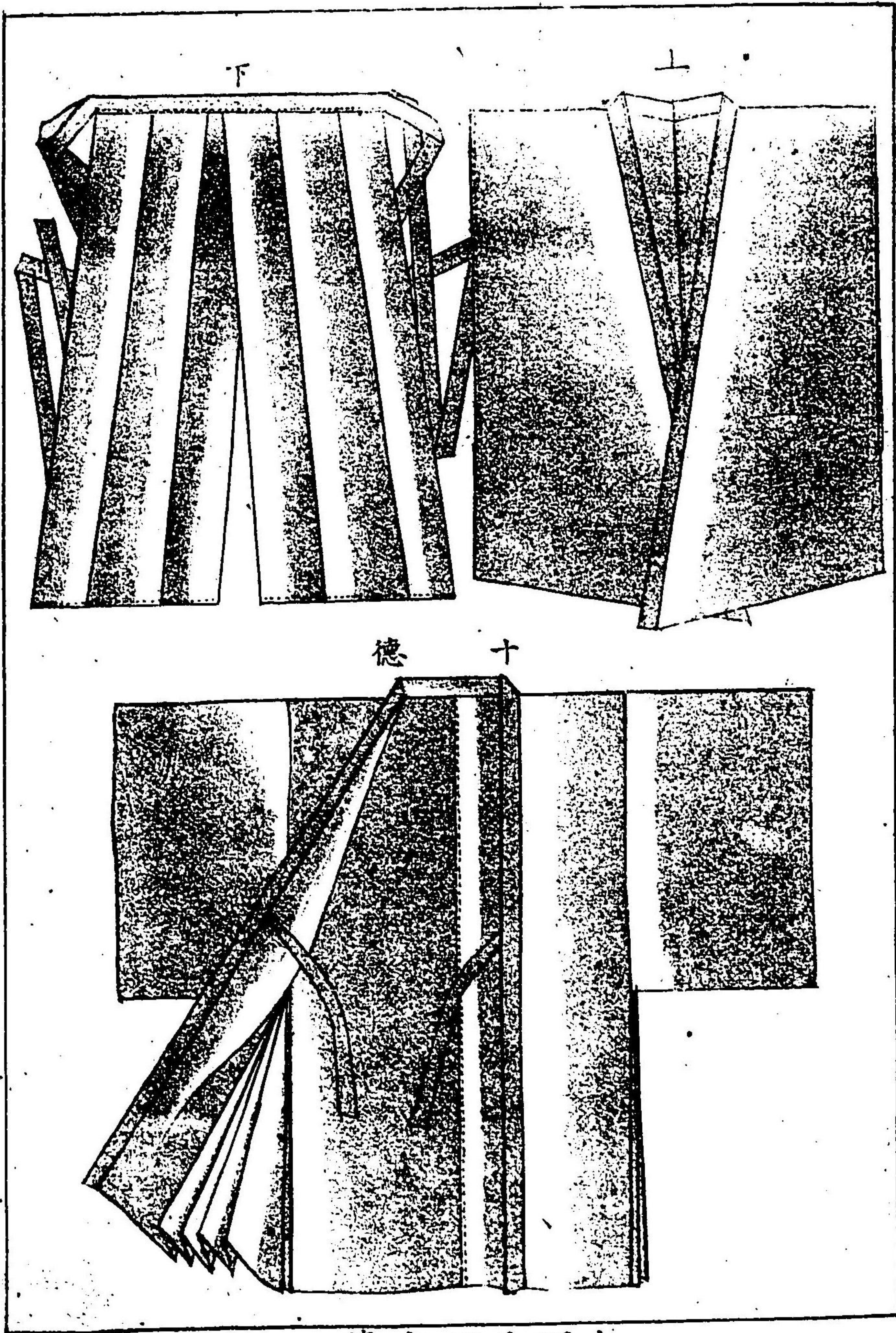
服飾 貴紳の服装は前期と甚だ異ならず、當時連年兵革の餘を受け、剽へ諸國凶荒にして人民塗炭に苦み、衣食の好美なるは到底望むところにあらずされども、上には將軍を始め諸大名諸侍、下を顧みずして驕奢に趨り、下には富有なるは商人と雖も綾羅を被るに至れり。初め前期の季、武士既に浮樸の風を失ひ、金銀錦繡を以て服装を飾る、世にこれを婆娑羅風といふ。婆娑羅は梵語なり。此時代の初め貞治六年、幕府武人の驕奢を誅め、精好の大口織物の小袖、金銀の鞆等を禁じ、中間凡下の輩の烏帽子懸、直垂の絹裏、絹腰を用ふることを禁せしが、行はれざりしかば、應安二年この制を重ね、また法師の覆面及び笠を着ることを禁じぬ、されどもまた行はれざりき。

當時、武人の服に素襦あり、素襦の名は鎌倉時代に未だ見えず、此期に至りて始めてこれあり。ろの製、大抵直垂にひとしけれども、素襦は専ら布を用ひ、また紐、菊綴に差異ありて、直垂よりは省略下品の服なり。されば正式の時は概ねこれを脱ぎて、直垂を着したり。素襦をまた上下といへども、一般に上下といふは「手なし」に袴をつけたるものにして、上下同色同紋なるをいひ、應仁以後武人の平服には最も行はれたり。直垂は専ら武人の禮服たりしが、義滿治世の頃より公家もこれを着用するに至れり。無位の武士は布直垂に草の緒をつけたり、これを草緒の直垂といふ。布直垂に家の紋を着くこともこの時代の初めよりあり、後世これを大紋といへり。小袖の白きは平人の着ることを禁じたり。古へ

は公武貴賤ともに袴直衣、もしくは狩衣、直垂、水干の下に着る小袖は皆白衣なりしに、鎌倉治世の頃染小袖といふもの世に行はれ、白衣は公家のみ用ひ、その他は色染のものを
用ひたり。さればまた片身がはりの服につくりたるもあり、衣の腰をあけて熨斗目かた
色などにつくりたるもありき。在國武士の衣服を着るならひに、のけ衣紋とて袴を背
の中まで推し下げ、袴の腰を高くかき上げて、袴と腰との間僅に五六寸ばかりとする風
ありき。

將軍の小袖は織物、白綾、綾袖を色染、加賀梅染、遠江茜染等にし、紋と裏とを紫にす、義政の
時より織筋を用ふ。唐織物は特に尙びて、將軍の夫人及び殿中上臈など御免のものを除
く外は、三職と雖も著るを許さず、普通の織物も拜飯のもの、外は憚りて用ひず。鳥織物
は地下人の用ふるものとす。丸生絹は將軍及び上臈は用ふれども、其以下は用ひず。單の
生絹は特に尙びて大凡の者は用ふることなし。小袖に縹子、綴子を用ふるは幕府より禁
するところにして、紫裏及び紫色の袴も將軍を憚りて用ひず。帷子の料には唐布、越後布
紋紗等ありき。

取亂うち續きて世の中事繁くなりぬれば、上下「手なし」肩衣など簡畧の服装を尙び、十徳、
羽織などいふものも出で来るに至りぬ。肩衣上下を着るときは露頂なること、當時より
の風なりき。十徳とは直綴ちくじくの略製にして僧俗ともに着し、長袖袷附の道服なり。直綴は僧
服の名にして、上部と下部とを綴りつけたるが故に此稱あり。十徳のこれと異なるは左



徳十び及下上



名古屋帯と繻子少女 (元和年代)

右の脇に髪積なきにあるのみ、十徳に似たるものに八徳あり。羽織はもと行旅に土埃の衣裳を垢すことを防ぐものなり。これ等は衣を着たる上に被るものとす。また旅装に袴を高く括り上げて臍を露せば、塵泥に汚るゝを以て、脚絆を着く、脚絆は布若くは獸皮にて造れり。

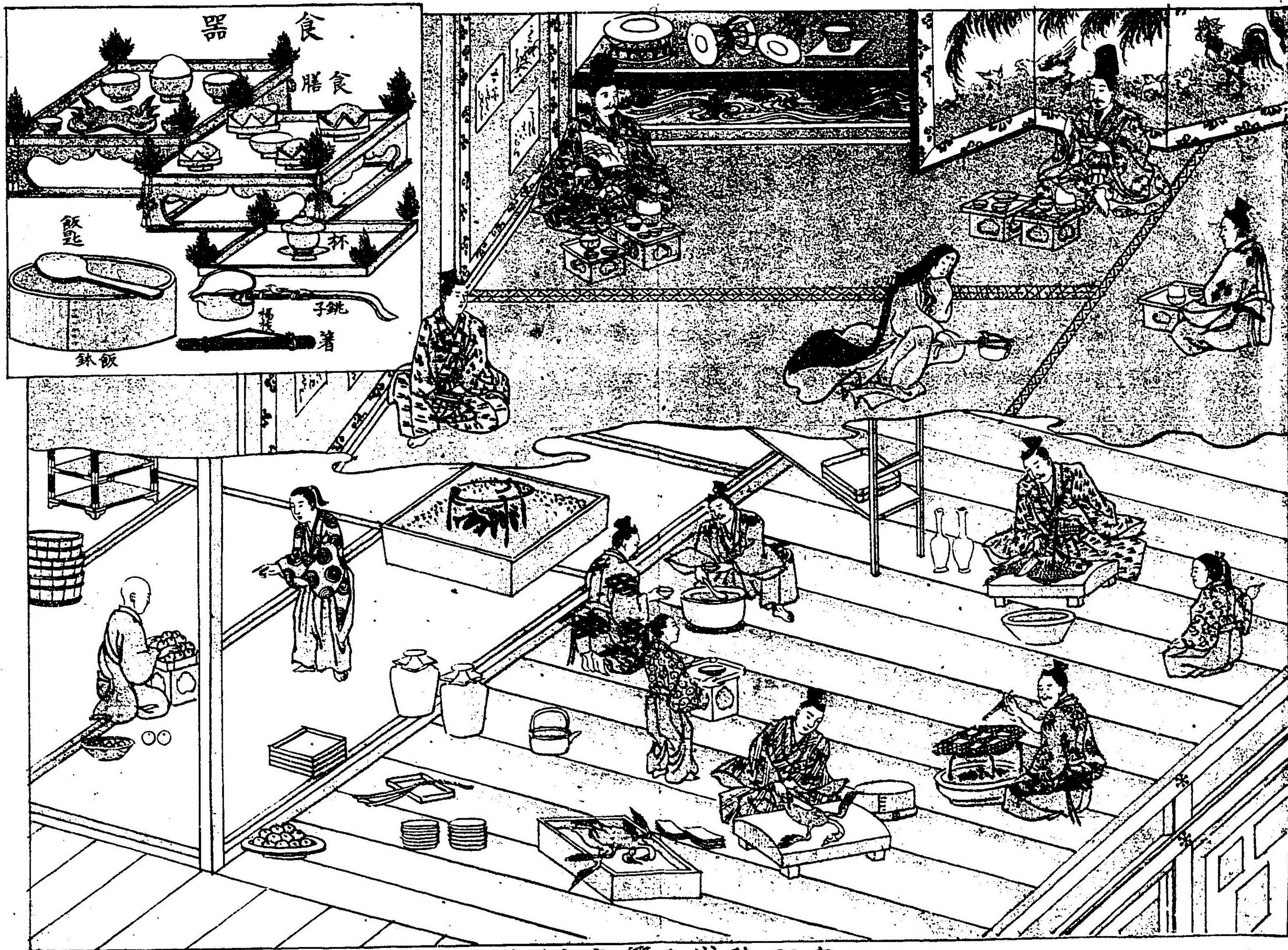
婦女の服制は詳かならざれども、武家にて禮式の時には、帯を結びたる上に小袖をうちかけて着る、これを袿衣きんぎょといひて公家の五つ衣に當れり、後世これを「かいせり」といへり。帯は男帯の廣さ二寸ばかりもあるを、左右を論せず一方の脇にて片膝に結び下げたり。されど前に結ぶを正式とす。昔は帯は一幅の六つ割を用ひたるを、義政の時より八つ割とす、されどこの制も行はれずして、ろの幅愈々廣くなり、四つ割とまでなるに至れり。夏は生絹なまぐさの帯を用ふ、組帯は名古屋帯と稱して、男女共に用ひざるにあらねど、鄙き風なりとて、上流にてはこれを忌みたり。

時候の寒暑に應じて衣服に單衣、袷綿入の三類あり。正式には九月九日より明年三月晦日までは小袖を着る、小袖は即ち綿入なり。四月朔日より五月四日までは袷を着る、故に四月朔日を俗に綿抜期といひたり。五月五日より八月晦日に至るまでは帷子を着る、帷子は即ち單衣なり。九月朔日より同八日までは袷を着る、初めは八月朔日より袷を着たりといふ、但し男女によりて稍々異なりとす。

第四節 飲食

室町時代

筍、白瓜などに加へて調するもの、松笠いりとは鯛の身を松笠の如く切りて表たるもの、
鯛の壺焼は焼茄子の上に枝にて鯛の頭の形を作りて置くものなり、いと胎は鯛の胎に
して、山吹胎は王餘魚の胎をいふ、また卵花胎といふ作り方もあり、その他盛り様により
て鴻鵠のいけ盛、鴨の羽盛、鯛の重波、鰻の岸盛、海老の鯛盛、蟹の甲盛、鮫の沈盛及び花盛、つ
ま重ねなどいふ名目あり、切り様に従ひて鶴の筋打、鮫のさゝら切、鰻、鮓、乾のろり切、そぼ
ろ切等あり、鳥獸の肉には共に盛り合はすことを忌むものあり、例之ば猪の兎に於ける、
雉子の狸に於ける、鮭の海豚魚に於ける、干鰯の菜螺に於けるが如し、若しこれを犯せば
百日の内に大患に罹るといひ傳へたり、魚鳥を組み合はすときは、左に山の物、田の物、右
に海の魚、川の魚とし、また其物によりて挿敷をも異にす、挿敷とは食物の下に敷く草木
の葉をいひ、鮑には海草、鱈には榎の葉、鮫には藤の葉、雁に水草、鶴に蘆葉、鴨に野茨、菰鴉に
振笹等とす、檜葉、南天燭の葉はすべてに通じて長しとし、これを年々葉の挿敷といへり、
また古事には葉の面を上になして敷き、凶事にはその裏を上にする、すべて宴饗などに殺
を出だすには、生薑、梅干、鹽等を添ふ、これ生薑は物の味をよくせんがため、梅干はこれを
見れば口中に唾を生じて、物に咽せざらんがためにて、鹽はこの兩用を兼ねたるなり、
祝賀の宴などの式を正すものに、式三獻、七五三などの儀あり、皆獻の數に依りて名づけ
たるなり、獻とは殺を出だす毎に更めて盃を勸むるをいふ、古より三の數を貴びて、式正
の時には三獻を用ひ、猶ほ驕奢の風の増加するに従ひて、五獻、七獻に及び、殊に三を三た



室町時代の饗應及び調理

ひ重ぬるを目出度しとして九獻を進む、されば此時代には酒の異名を九獻と呼び、江戸時代に至りても婚儀の盃を三々九度といひならはせり。七五三は七獻、五獻、三獻を重ぬるものにして、猶ほ將軍家などには十七獻を重ぬることもありき。

調理に種々の法則あるが如く、飲食し給仕するにも、一々ろの儀式備はれり。飯の喰ひやうに左を一箸、右を一箸、向を一箸、この三箸を一口に喰ふべしといふが如き、殺の喰ひやうに山海野里と次第して喰ふべしといふが如き、吸物を喰ふに、先づその汁を吸ふべからずといふが如き、その他配膳の様、箸のとり様、再進まゐりの替へやう、酌の取り様など、煩はしきまでに法則あり。酒を飲むには三ほし五ほしのみやう、十度のみ、鶯呑、一露などの飲みかたあり。當時人に陪するには、左膝を立つるを禮とし、己の前に膳すはりて後、始めて膝を組む。また酌をとる時など人の前に進むには、膝にて這ひ出で、右膝を立て、酌をなし、また膝にて這ひ退くなり、殊に婦人は禮式を慎みて、男子の如く齒音をたて、物を喰ふが如きことあるべからずとす。されば食物の名を呼ぶにも、單直に其名をいふを與しとして、別に女房言葉とて、敬語を添へまたは異名を設けて、婉曲にこれを稱したり。例之ば飯を「御だいやく」または「おなか」といひ、菜を「おまはり」、汁を「おしる」、肴を「こん」、魚を「御まな」、精進物を「御しやうじもの」、味噌を「むし」、鯖を「文字」、鳥賊を「いもじ」、鯛を「するく」、鮭を「から」、鰯を「くろもの」、豆腐を「白もの」、海鼠を「はなだ」、鰻を「むらさき」、海鼠腸を「紅梅」、鯛を「山吹」、鰻頭を「まん」、牛蒡を「こん」、松茸を「まつ」、五月豆を「ごん」と呼べり。これ等の中には傳はりて今

日に残れるものからず、餅を「すもじ」餅を「かちん」小豆を「あか」あさづけを「あさく」菜を「青物」稷を「まき」茄子を「なす」といふなどは、現今近畿或は遠僻の人にては、普通に呼びて遣る怪しまざるところにあらずや。

第六章 冠婚葬祭

第一節 婚姻

この時代に妻を娶るを「よめひかへ」といひ、女子の嫁するを「よめいり」といへり。太古以来の男が女の家に通ふ風、何時しか移りて、大抵妻を自家に迎へて婚姻の式を挙げ、それより妻は夫の家に共棲す。當時將軍家及びその他の貴族の婚禮に、まづ其當日妻となるべき女の衣裳は、上衣にさいはひ菱の紋様を、白き小袖に同じ袷衣を用ひ、下衣は練の紅梅、中衣は定まりたる色なし、但し夏は丸生絹の腰巻を着る。胸に護身の符を懸け、輿に乗りて行くなり。隨従の輿は十二挺にして、其の行列の次第は、一番輿には大上臈、二番には小上臈、その間に新婦の輿をたつ、三番に御局、四番に中臈の頭、五番に同中臈、これより十二挺次第に列なるなり、その他の輿は何挺にてもこれが後にありて、次第に拘らず、三十挺もあり、五十挺もあり、輿昇の人夫は皆何れも十徳を上に着、白き布の帯をなす。これに續きて五騎、三騎、遠路は七騎隨従す。その時齋らす調度には、一番に貝桶、次に色直しの中持、二番に厨子棚、黒棚、三番に擔唐櫃、四番に長櫃、五番に中持、六番に屏風箱、七番に行器と

す。その他のもなき物は先きに送るなり。新婦の輿門を出づれば、その右側にて、門火を焚く。婿の方にては時期をはかりて門火をたき、迎の人を途に出だす。さて輿の受取渡しといふことありて、送るものも迎ふるものも大刀折紙にて一禮ありて、輿を婿の家に迎へ、二の室或は三の室へ廻し、婿方に待女房といふものありて、新婦を婚禮の席に導く。婿やがて出で來り、酒を酌み盃を交して式三獻あり、其席には二重瓶子、置鳥等を飾り、床の立花は一瓶の中に心二本さし向はせ、花の輪をも向はせ、總べて常葉なる木を用ふ。さて第三日目までは婿を始め隨従の女房に至るまで何れも白小袖を着、其日に及びて色直しとて他色に改め、また祝の式ありて、舅姑を始め一家一族對面の禮あることは、平安時代の所願の式の遺風なるべし。

高貴の社會に於ける婚禮の正式は斯くの如くなりしも、應仁以後はすべて簡略に流れたり。傳へいふ、元龜の頃には高祿の武士の妻にても乗物を用ふるものなく、婦女の婚禮にも麻の被衣を着て、負木といふものに尻かけ、うしろさまに負はれて行きたりといふ。平安時代の季より鄙俗の間に一種の惡弊あり、妻を離別して後、一箇月の内に更に新妻を迎へたる時は、離別せられたる先妻は必ず後妻打といふことを企てたり。後妻打一に「騒動打」と稱す。上古には「うはなり」とは唯後に迎へたる妻をいひし語なるが、前期以來、一夫一婦の風となりしより、「うはなり」は先妻を離別せし後に新たに迎へたる妻を指せり。後妻打とは先きに妻たりし者の、舊夫に新婚ありと認むるや、親縁より脅力ある女をす



打妻後

後百二十日間もこれを禁じたり。その他南向の小用、北向の大用、鏡を二つみる事、高物を
をよびてとる事などをも禁じたり。

産屋は別に設け建つ。廣さ大凡疊十二帖敷とす。これ一年十二月に象りたるものにして、
年に閏月あれば十三疊とす。北を上座とし、南面せしむ。其壁障は悉く白色を撰び、胡粉を
塗り、雲母を以て松竹梅を書けり。また産屋の藝目とて、産の時弓を射るべき座敷をも別
に設け、弓、蓑、目的、疊、蓑等を備ふるなり。

産婦分娩に臨めば、肩疊を作りてこれに倚らしむ。臍帯は竹刀を以て切る。異似をなし、別
に小刀にてこれを切る。これを「きる」とはいはずして「つぐ」といふ。きるといふ詞を忌めば
なり。臍帯は胎衣桶に入れ、他處に運び去りて土中に埋む。埋みて後、その事に従ひたる人
々は故らに笑聲を揚げて歸るなり。さて生兒には産湯をひかせ、時に虎の頭の影を湯に
うつすことあり。産湯の後、第三日に至りて湯を浴びさするを湯始の祝といふ。産時の藝
目は産所の方を射手の前にあて、白練の疊をよせかけ置き、うれを的として射る。先づ
初めに二箭を射、産後男兒なれば猶ほ一矢を放ち、女兒なれば發せず。その後は時々弓弦
を鳴らして邪鬼を退くるのみ。産兒の傍には常に天兎あまうさぎを置きて、其身の受くべき災難を
代つてこれに負はしめ、犬箱いぬばこに小兒の護身符等を入れ置く。その守刀は殊に勝れたる名
作を選び、また寶壽など目出たき銘の物を用ひたり。

産後吉日を撰びて祝をなし、始めて生兒に産衣を着せしむ。これを産衣うぶぎの祝といふ。産衣

の下衣は筒袖に縫ひて、脇を塞ぐ、大さ定法なし、將軍家にては嘉例として伊勢氏より白絹の帯を進上す、上着は定數なく、その表は堅紋に織りたる白綾に、銀箔にて松竹鶴龜を押し、裏は白練とす、家の紋など付くることなし、産婦の湯帷子は白布を以て作り、生兒のものは白絹三尺四方にして端縫あり、生兒の頭髮は吉日を撰びて剃る、また河臨祭とて、吉日吉方を撰び、水邊にて陰陽師に祈禱をなさしむることあり。

産後まづ初夜と三夜とに内々の祝あり、五夜、七夜に式三獻、七五三等の祝あり、將軍家にては初夜、三夜の祝は政所方の沙汰とし、五夜は管領、七夜は三職の沙汰とす、七夜には小兒に名を命するなり、誕生の日より百日の間は、産婦も小兒も皆白色の衣服を着し、百日目に至りて色小袖に更む、これを色直しの祝といふ、その日にまた箸立とて始めて小兒を食膳に向はしむることあり、これを世に喰初または箸揃といへり、色直しの後、三七日を経て吉日を撰び、母子相伴ひて鎮守の社に參詣す、これを宮参りとも、産神参りともいふ、其日は置鳥、置鯉、二重折、瓶子等を室内にかざり供へて産神を祭れり。

第三節 元服

男兒は三歳公家は二歳、女兒は二歳となれば、吉日を撰びて髮置の祝をなす、其日には吉方を撰びて、小兒をこの方に向はしむ、吉方とは既に平安時代、元服のところにて述べたる如く、玉女又は開神の方をいふ、玉女の方は其日の支より九つ目にあたる方なり、玉女の方若し北方にあたるか、若くは塞りならば開神の方を用ふ、開神とは其日の支より三つ目なり、さて小兒を吉方に向はしめ、清絲にて白髪を造りてこれに被らせ、櫛を以て左右の髪を三度づゝ掻く體をなす、その後髪をはさみ剪りて其端を揃はしむる祝あり、これをふかそぎの祝といふ、男兒は五歳、女兒は四歳のとき、また其歳に帯直しの祝をなす、即ち小袖のつけ紐を放ち、始めて帯を纏はしむるなり、男兒は七歳、女兒は六歳にして袴着をなす、男子には袴を穿たしめ、また身分に應じて素袍の着初をもなさしむ、その時には素袍を廣蓋にのせて飾り置くのみにして、舩に着せしめず、女兒の袴着は唯貴族の間にのみ行はるゝことにして、紅の袴を穿たしむるなり、此等の儀は凡て吉日吉方を撰びて行ひ、儀竟りて式三獻、七五三等の祝あり。

男子の元服は貴賤を問はず、年齢に定期なし、或は三歳にして既に元服の儀を終へたるもあり、當時元服するを男になるといへり、高貴の元服には剪刀を以て毛髪の端を缺み、髻結を以て髻を幾重にも括り、組紐を以てその上を結び、更に烏帽子を冠らしむ、關東管領家の元服は、室町幕府に告げて、將軍の諱の一字を請ふを代々の嘉例とせり、女子は十二三歳に至れば齒黒めの祝をなし、始めて齒を鐵漿にて染む、十六歳には髪そぎの祝をなす、通常十六日にこれを行ひ、また其月に壬午にあたる日あれば、これを最上吉日となしたり。

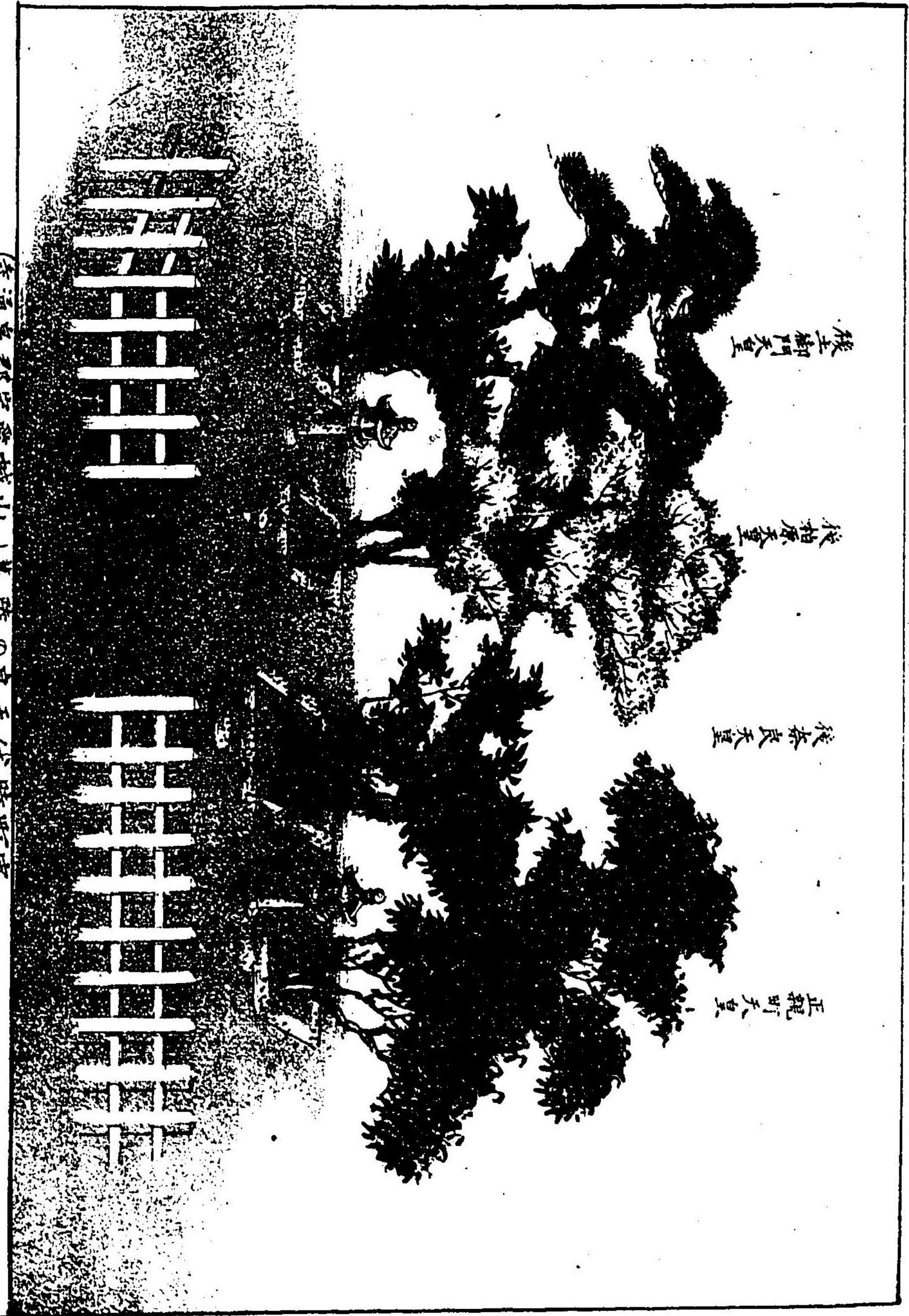
第四節 喪葬追祭

盛裝盛儀は何人も望むところなれども、財なき身にはこれを行ふ能はず、されば戦亂の

世には天皇崩じたまへにも、葬儀を營ひ資なく、皇親の薨去にも夜中忍びやかに其葬儀を行ひて、公けには屍體を蓋まれしといひなしたるに至れり。當時天皇の葬儀は火葬にして、遺骨を寺院に納む、故に陵墓は土を封する要なく、概ね卒都婆を建て、樹木を植ゑて墓標となすのみ。前期に四條天皇を泉涌寺に葬りしことありしが、後光嚴帝の晏駕に至りて、また此處を陵所となす。後、後醍醐、後小松、稱光、後土御門、後奈良、正親町の諸帝相尋で皆しかせしかば、後陽成帝以降、世々の天子は皇族と共に此寺に葬るに至れり。泉涌寺は京南今熊村にありて、齊衡の頃、藤原緒嗣の建てし所なるが、貞應三年より官寺となりき。また將軍は代々、洛北衣笠山の麓なる等持院に葬るを例となしたり。

この時代に於ける高貴の葬儀を畧述せんに、屍體を棺に納め輿に乗せて寺に送る。僧侶扈從の臣僕みな素服して供奉す。寺に到れば輿を西に向はしめ、香爐を供へて、寺僧先づ燒香し、供奉の人々これに次ぎ順を追うて燒香す。さて後、寺僧は屍體を沐浴剃髮せしめ、黒衣、袈裟、帽子を着せて戒を授け、更に位牌を作りて法號を與ふる。の前に燈火を點じ、花瓶に花を挿し、卓臺に茶湯を供し、香爐、香盒を据ゑ、大抵二週日の間僧徒集まりて不斷陀羅尼を誦す。かくて未亡人の髪を切りて尼となるもあり、日頃愛着を蒙りし臣從の墨染に衣を更へて後世の菩提を吊ふるもあり、知己親縁よりは香燭として金錢を贈る。

屍體を葬らんがために葬場を設け、大屋、火屋を營み、外周に垣を繞らす。大屋は大抵方七間にして、四面板を以て圍み、各々一間半許の門口を開く。各門口に鳥居あり、東は發心門、



(寺涌泉部宮愛城山) 墓陵の皇天代時町室

南は修行門西は菩提門北は涅槃門といふその中央に火屋あり方一間半高さ二間四面壁を以て塗り各々竈を入れるべき口を開く儀を行ふ日となれば名僧智識喪主となりて竈前の佛事を行ふ別に下火起竈鎮竈點茶點湯掛眞擧經念誦起骨初七等の役者ありて皆僧侶のなす所なり佛事終れば勤仕の人各々焼香し終りて棺を葬場に送る力者數人して棺を昇き松明を乗る者幡天蓋を持つ者鉢を打ち鉦鼓を打つ僧燭臺香爐花瓶湯瓶茶湯掛具花等を持つ僧次第を追うて扈從し位牌は通常家督の人これを捧げ棺の善の綱は日頃愛顧を蒙りし者これに取りつき衆僧は阿彌陀の大咒を唱へて歩み行く葬場に到れば三たび火屋を廻り諸寺の諷經ありて佛事こゝに終れば終にこれを茶毘一片の煙となし當日に遺骨を灰燼の中より收むこれを起骨といひ後諸寺に分ち納むるなりその頃死人の家には物忌札を門口に立つ。

さてこの後の佛事は七日毎にこれを營みまた臨時にこれを設くることあり七七日(四十九日)に至りて一段落としこれまでの間を中陰といふその後は百箇日になし一週年になし三年七年十年十三年十七年二十三年廿五年廿七年三十年三十三年三十七年四十二年五十年百年を経る毎に各々佛事を營み諷誦をなすなり。

第七章 年中行事

初め後醍醐帝が中興の業成りしとき建武年中行事を撰ばせたまひしが幾くもなくし

てまた戦亂の世となりて行はれず。されば此時代には平安以降朝廷にて定められたる恒例の節會その他百般の行事の次第に壞れゆきて其名を傳へたれども其實の詳ならざるに至れるもあり、また其儀の跡もなく失せしもありて、特に朝儀に關しては言ふべきことなし。故にこれを略して、次に幕府の年中行事に就いて述べんとす。

幕府年中行事 正月元日には將軍對面所に出御あり、三職、相伴衆、國持衆、准國主、外様衆、御供衆の賀禮を受け、これに衣服及び酒を賜ふ。此日管領より境飯を獻る、また大草家より強飯を調進す、これを御強供御といふ。二日に乘馬始あり、管領以下庭上に祇候し、土岐氏より境飯を獻る、此日管領家へ御成始あり。三日に京極、六角の兩氏より隔年毎に境飯を獻る。この三日の間、毎朝祝盃を擧ぐ、四日には式日參上の公家、醫師及び觀世大夫等參賀す、この日諸始あり、また風呂始として、將軍、伊勢氏の第に臨みて風呂に浴す、伊勢氏は世々足利家の禮法を司る家なれば、年中の恒例臨時の儀式には特に重んぜられて、常に坐作進退の師範たりき。五日に吉良、澁川、石橋氏等參賀し、次に關東衆來り賀す、鎌倉にてはこの夜管領、執事の第に御行始あり。七日の朝、祝盃を擧ぐることに元三に同じ、赤松氏境飯を進む、この日田樂、千秋萬歳來り賀す。八日に陰陽頭及び諸社諸寺の社務、執行、護持僧門跡、十日に攝家公家、官務、外記、典藥等參賀す。この月の上旬、將軍、六條八幡に詣拜するを例とす。十一日に評定始あり、管領以下これに出任す、鎌倉にもまたこのことあり。この日祈始、普請始、次に作事始あり。十三日に和歌會始あり。十四日には馬場殿に爆竹あり、松の庭

にて觀世、松離子を勤む、また猿樂あり。十五日にも松の庭に爆竹あり、山名氏境飯を進らす。十七日に弓場始あり、十八日に鬨的始あり。十九日に連歌始あり、攝家、門跡、公家、大名、供衆、番方、同朋等のうち堪能の者祇候す。廿八日に鞠始あり。この月、吉日を撰びて齒固の祝あり、鎌倉にては此月下旬、關東管領鶴岡八幡に參詣す。

二月初卯に連歌會あり、この月重代の太刀を研ぎ、鏡を磨かしむ。三月三日に雞合あり、これを合はするは牛飼の役とす。四月朔日に、小袖を更めて、五月四日まで袴を着し、また吉日を撰びて蚊帳をつり始む。四月八日、等持寺より釋迦像を參らせて、灌佛會あり。この日、將軍、土岐氏の第に行きて猿樂を見るを例とす。五月四日には檜皮師をして殿舎に蓬、菖蒲を葺かしむ。五日より帷子を着る、諸士はこの日より七月晦日まで透素襖を着す、透素襖は越後布を以て製したるものなり。女中衆は生絹裏の練貫を着る。この日、端午の嘉例として、菖蒲酒を飲み、菖蒲湯に浴す。將軍は伊勢氏の第に行きて浴するなり。伊勢、赤松、有馬の諸氏より粽を進む。六月朔日には大草家より氷堅餅を調進す。この日より女子、帷子を着る。同七日に將軍、京極氏の第に行きて祇園會の神幸を觀る。

七月七日には將軍より草花を禁裏に進らし、また梶の葉に七夕の歌を七首かき、これを殿舎の屋根に上げて七夕を祭る。この日伊勢氏の第に行きて浴す。同十一日には女中、生御魂の祝儀のため參賀す、生御魂の祝とは、佛説によれば、孟蘭盆會はもと現在の父母の壽命を祈ると、過去七世の祖父母の菩提を祈るとの二事を兼ね行ふことなりしを、後に

は過去の父母のみを祭ることになりしが故に別に生御魂の祝といふを設けて、現在父母の壽命を祈り、其生靈を祝ひしなり。同十四日より三日間は孟蘭盆會にて、將軍より禁裏に燈籠を奉る。この間新米の飯を蓮葉に包みて食ふ。大草家の調進するところなり。晦日より八月二日に至るまで御願の義あり。禁裏へ物を獻る。八月朔日には大草家より尾花粥を調進す。この日より九月八日に至るまで女中袴を着す。十五日には月見の祝あり。大草家より芋、茄粥を調進す。この月畠山、武田、朝倉の諸氏より初雁、初鮭を進む。九月八日に菊を庭中に植ゑ、五色の綿を被らしめ、同九日、菊の祝として菊酒を酌む。此日より小袖を着す。將軍伊勢氏の第に行きて浴す。十三日に明月の祝あり。所願後の月なり。廿四日は等持院開山忌とす。等持院は尊氏以來、足利氏の菩提所なり。將軍これに渡御す。同晦日に作事奉行、祇候して圍爐を開く。十月初亥に玄猪の祝あり。亥子の餅を禁中に獻り。また諸臣に賜ふ。この月、將軍、北野の經堂に赴きて簡經を聽く。また西芳寺に紅葉を觀ることあり。十一月朔日は初雪の次第とて、また祝酒を酌む。十二月朔日には煤の拂始あり。この月下旬に至りて攝家、公家、諸寺の僧侶、樂人など歳暮の禮とて参賀し、幕府よりは朝廷へ貢馬の儀あり。また吉日を撰びて煤拂あり。この日、大草家より煤拂の餅を進む。立春の前日は即ち節分にして、熬豆を撒き、速りに福は内、鬼は外とよびて邪鬼を逐ふ。この日、大草家より麥飯及び芋を調進し、伊勢氏より船の繪を獻る。この他、正、五、九、十二の四月には、四季の新禱とて泰山府君の祭あり。毎月朔日には月次の

新禱あり。また毎月晦日には將軍の身固めあり。其日また伊勢氏に行きて浴す。されどこれ等の儀式も應仁以後、幕府の衰ふるに従ひて大半廢れたりき。

民間年中行事 更に歳時に關する民間の風俗をいはんに、正月には門前に門松を横て、注連繩を結びて、齒朶、交、腰、木の類を附くること前期に同じ。これ等の草木は千秋萬歳を契りて雪霜にも凋まざるものなればなり。元三の間、家々には屠蘇白散の酒を酌み、齒固の餅を食ひて、長壽を祈り祝ふ。また元旦の曉に先づ井水を汲み、若水といひて吞む。七日には小宴を催し、羹を食ひて、萬病邪氣を除く。十五日には粥を食ひ、また爆竹のことあり。春の初めには千秋萬歳とて、門々に來り立ちて祝詞を誦み舞ふものあり。兒童は板を以て胡鬼をつき、毬杖の球をうちて遊び、また蘇民將來と呼びあり。これ健康を祈る意より出づといへり。二月初午の稻荷詣は前に述べたり。此日伏見の稻荷祠に挿花會あり。同十五日の釋迦涅槃會には、寺院に釋迦涅槃の像を懸け、遺教經を讀誦す。三月三日には桃花酒を酌み、草餅を啖ふ。四月八日の灌佛會には、兒童長き竿の端に花を掲ぐることあり。加茂の祭日には京中の家々の軒に葵桂を掲ぐ。五月五日の節會には、菖蒲の根を酒に入れて吞み、或は菖蒲湯を沸かして浴す。また粽を食ひ、藥玉を懸くるもあり。この日、兒童は印地打とて二群に分れ、礫を投げ交して戯る。其月九日には今宮の祭あり。六月朔日は高貴の家に氷を食ふことあり。七日に執行する祇園會は京中最も晴れの祭にして、町々より山鉾を出だし、或は八撥、曲舞等を催すもあり。神幸の儀ありて神輿、四條大路を過ぐ。

七月七日に索餅を食ふは高辛氏の少子の故事によるといへり、蓋し附會の説ならん、この日剪秋羅を人に贈ることあり、夜に入りて星祭をなす、十五日には精靈祭を行ふ、前期既に此夕北斗に火を手向くるためとて、洛外の山々にて火を焚くことありしを、此時代に至りて洛東淨土寺の山上に薪を燃きて大文字を點す、或は云ふ、幕府繁昌の日、遠望遊觀の爲めにす、或は延徳元年、相國寺の僧横川が將軍義尙の冥福を禱りしに始まる、といへども、未だ信するに足らず、後にはこれに倣ひて、愛宕には鳥居の形、船岡山には船の形、松が崎には妙法の字を點じて、京都の盛觀たり、八月朔日には、たのみとて人に物を贈ることあり、こは前期建長の頃より始まりきといふ、その日、火難、盜病、口舌の災を拂ふとて、日出前に、八月朔日、天中節、赤口、白舌、隨節、滅といふ札を家の柱に貼ることあり、此月の八幡放生會には石清水、鶴が岡兩社ともに盛儀あり、九月九日は重陽の宴とて菊酒を酌む、十二日に太秦廣隆寺の牛祭あり、十月亥の日には亥子餅を食す、萬病を除くがためなりといふ、十一日には御火燒とて庭火を燃く、節分の夜には福は内鬼は外と唱へて、煮豆を撒じ、また白朮を焚く、其蒸臭を以て邪鬼を攘はんが爲めなり、因りてまた京都五條天神には白朮餅を參詣人に配與す、歳暮に近づけば門松賣、類りに街巷に賣りありき、鉢叩は門に立ちて物を乞ひたりき。

第八章 武技雅遊

第一節 武技

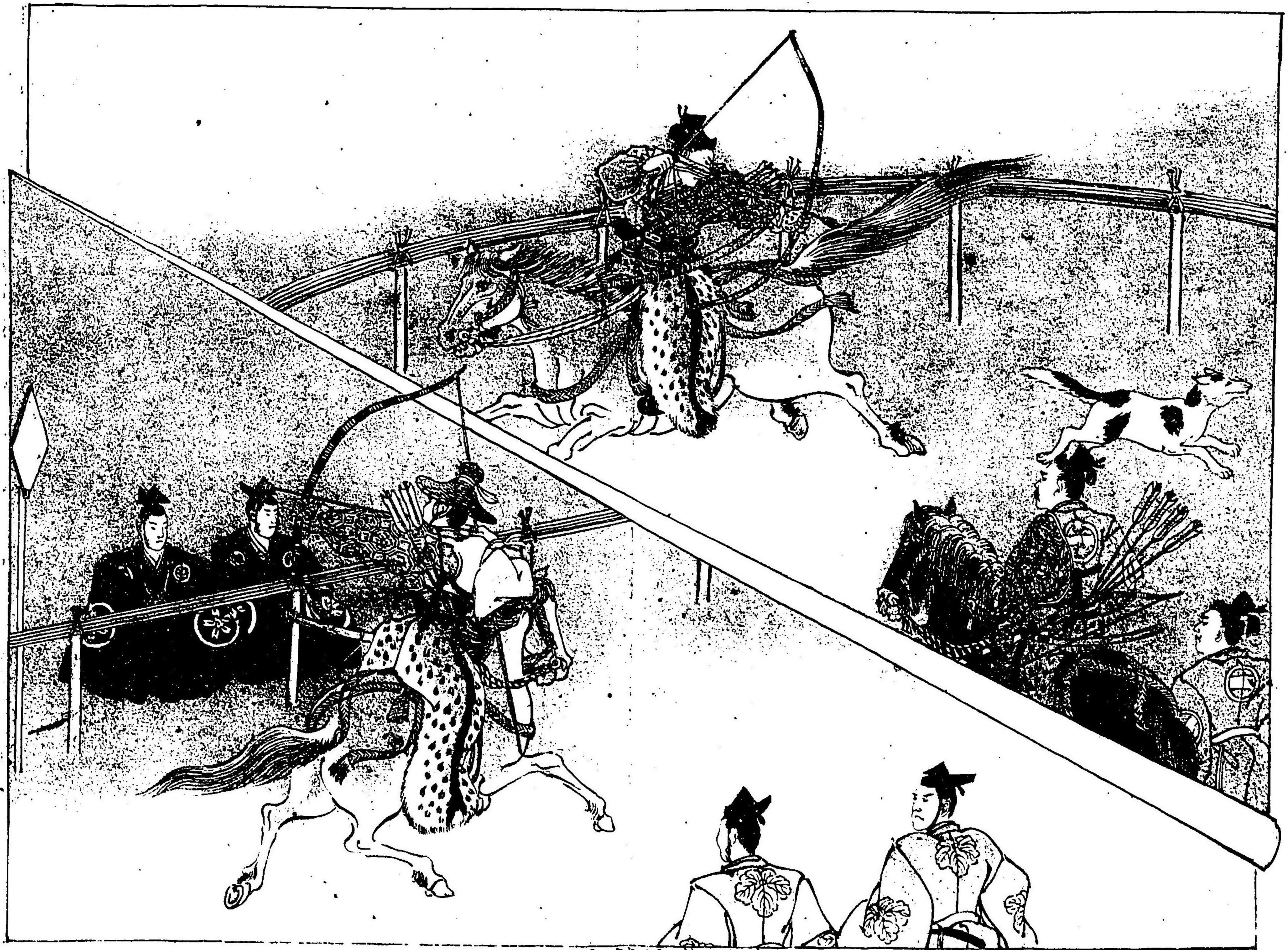
世平かならず干戈を以て相争ふときは、文弱の遊戯廢れて、尙武的のもの、行はるゝに至るは、勢の當に然るべき所なり、されば源平の合取以來、四民兵事に馴れ、殊に文學を知らずして、唯武術をのみ鍛鍊する士人の世となりてより、平安安逸の世に行はれし詩歌管絃の遊は、衰へきつたる京都公卿の間にのみ餘命を保ちて、武家にては専ら弓馬の術を鍊るべき遊戯を弄びぬ、武術のうちには射藝、馬術、刀劍の技など種々あるが中に、弓箭の術は古より特に重んぜられて、此時代にも最も世に行はれたり。

平安時代とても柔弱の遊技のみ行はれたるにはあらず、其中世以降は弓馬世襲の家も生じて、武人次第に勢を張りたれば、射藝にも驅射、笠懸、八的、三々九の手扱などの種類ありき、源頼朝、鎌倉に幕府を建つるに及びて、下河邊行平、諏訪盛澄等の武技故實に通達したるものに命じて、射藝の式法を定めしむ、武家弓馬の術の規矩こゝに於て定まれり、足利氏、政を執るに及びて、小笠原長高、其藝を以て尊氏に重用せられ、これより子孫累世、弓馬の法を司れり、當時行はれたる射藝には騎射と步射との二種あり、騎射のうち最も行はれたるは流鏑馬、笠懸、犬追物にして、これを馬上の三物といひ、步射には大的、草鹿、圓物遊を步立の三物といへり。

流鏑馬は矢馳馬の義なりとの説あり、馬を馳せながら矢を放ちて的を射る技にして、武家の射藝のうち最も古きものなりとす、幕府の世となりては殊に盛にして、毎歲、鎌倉に

は八月鶴が岡八幡の神祭にこれを行ひたりき。この技の正式にありては、射手の扮装は袴の裳を括り結び、水干を着、右の袖口をくゞり締め、左の袖を肌ぬき、行臈をはき、小手をさし、臈を負ひ、笠を着、弓をとり、馬に跨りて馬場のうち出づ。的は先づ三の的を射るを常例とす。笠懸はもと綾箇笠を懸け、これを的として射たるによりてこの名あり。鎌倉以來大に行はれたり。射手は烏帽子、素袍に袴を着け、行臈をはくを正式とす。笠懸に遠笠懸と小笠懸との別あり。遠笠懸は馬場本より馬を走らすをいひ、馬場末より逆に走らするを小笠懸といふ。その他この技に神事笠懸、岡笠懸、七夕笠懸等の名あり。また射流す笠懸、つれ笠懸等の故實あり。牛追物は犢を射る技にして、古へは定まれる場をも構へず、野飼の牛ある所に行きて射たりけんを、後には馬場を構へて行ひ、また牛にては數少くて、其費も多きことなれば、犬を以てこれに代ふるに至れり。これを犬追物といひ、後には犬追物のみ行はれたり。その射手の装束を射手具足といひ、打烏帽子に素襖を着て、左の袖を肩ぬき、小手をさす。その小手は犬射小手で、製法を奥秘とす。下には小袴をくゞり、行臈をはく。犬追物盛に行はれてより、射手及び犬の數を定め、概ね射手の人數を三十六騎とし、犬の數を百五十頭としたり。八、的は馬場を六町に設けて的をたて、馬上にこれを射る技なり。或は云ふ、三騎にして射るものなりと。その他三々九の手挟こひたれ、脇ぼりなど、其式亡びて今詳に知り難し。

以上は騎射の藝にして、歩射の技には圓物遊、草鹿、小串の會あり。圓物遊は鞠の如きもの



犬追物流鏑馬

を的として射る技草鹿は野草を束ねて鹿の形に擬し、これを射て狩獵に似たるものなり、これ等を一に作物といひ、これに對して流箭馬、笠懸、犬追物を馬上の作物といへり。小申の會とは紙を四つに疊み、六寸許の串に挟みて的とし、互にこれを射るなり。また大的、半的、小的、闊的等の名あり。猶ほ射藝に獨弓、二弓、二度弓、三度弓、五度弓、一五度弓、九度弓などの故實あり。

馬藝には古より競馬、角走、走馬等あり。その故實には輪乘、流箭乘、遠走、曲乘等のことあり。この時代の初め大評道禪、最も馬術に巧にして、また善く鞍を作るに妙を得たりき。

劍術はこの頃、猶ほ兵法といひ、太刀打に四方切、八方換、撫切、拂切、さげ切、車切、隻手打、峯打、胴切、立割、瓜切、梨子割、から竹割、雷切、茶臼切、袈裟懸、拜切、天狗倒しの笑ひ切等の切りやうあり。武人は武道の嗜みとして、互に木刀を以て仕合し、また武者修行として氣概を鍛錬し、武技に成熟せんが爲めに、山川を跋涉し、勇士に會して其技を試むることありき。

相撲も武人の間によく行はれ、その手に内擲、外擲、かたしこ耳繫、小頸、小脇、逆手、手斧かけ、入蹴、爪げ、逆手け腕組、前耳、後耳、走耳、小頭掛、たぶさ取、胸反し、辻膊、肚取、入相撲、懸相撲、脇相撲、内給、外給等、四十八手ありといへり。また彼此の力量を圖はすに頸引、頸袂、目比、腕推、指引、指搦、膝袂、綱引などあり。その他武技として早懸、飛越、早走、輕業、力持、水練等の技あり。また扇切として扇を投げ付くるを指にて打ち落すわざもありき。

狩獵は武人の殊に嗜むところなり。既に鎌倉時代に那須野の狩あり。富士野の狩ありて、

これを持競といへり。持競には獲物の名によりて鹿持、狐持、猿持、兎持、追鳥持の名あり。犬を使ひて狩するを犬山といひ、山野に鷹を放ちて獵するを鷹持、又は鷹野といひ、殊に鶉を獵するを鶉野といへり。京師の貴族は弓箭の術に拙ければ、鷹を放ちて獵するを常とす。鷹及び雉鴉を飼養することも平安時代より既に一の技藝となりて、其形相によりて其否を評し、これを養飼すべき法を講じて、養鷹法、夏養鷹法、養雛鷹法、著脚絆法、繫鷹法、假鷹法等の諸法あり。其病を治するにも、目病、鼻塞、腎塞、脚腫、脚疣等を療する方ありき。その源に溯れば此遊は夙に仁徳帝の朝に行はれ、その後桓武帝は毎日政を聽こしめしなから、南殿の帳の中にて鷹を倚子の上に据ゑて、親ら其爪を切りなせしめたまひき。醍醐帝殊にこれを好み、弘仁二年に新修鷹經を鷹所へ出だされ、別當親王、大臣連署して、これを天下に弘行せしめられき。宇多、醍醐の二帝またこれを嗜みて、禁裏の鳥の曹司に數十の鷹を連れ繋ぎ、また毎年坂東諸國よりこれを貢せしめらる。天皇の御鷹場を宇多、交野に定め、雑人の獵を禁ず、これを禁野といへり。また鷹を近衛次將、隨身に分ち、鳥の多き國に遣はして獵らしめらる。これを鷹の使といひたりき。

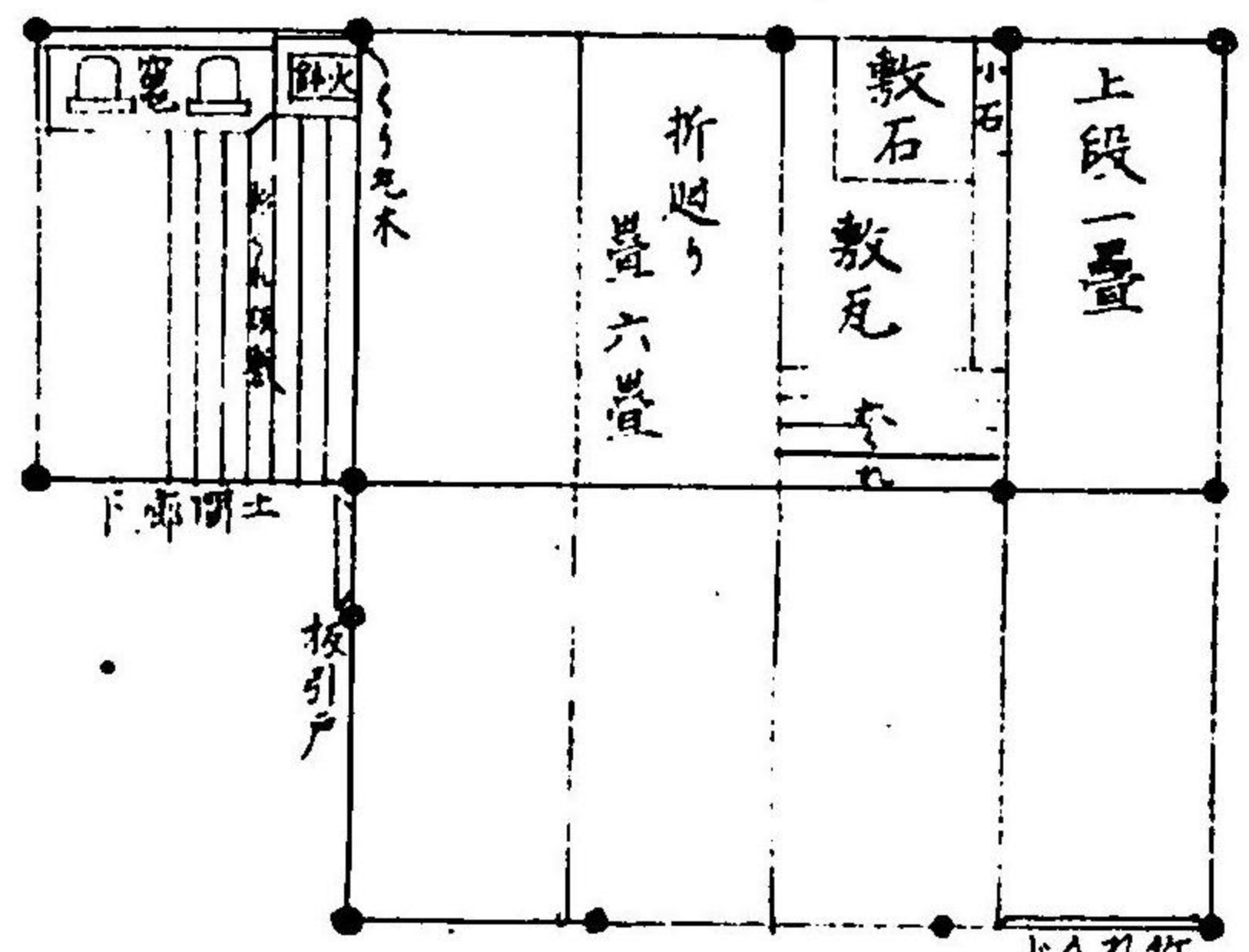
第二節 雅遊

喫茶、鎌倉時代に於ては武人質朴を旨とし、専心武技に従事せしかば、その遊戯も皆武道を離れずして、自ら勝負を争ふ意を中に置めたり。然るに其末期は武人も漸く心を風雅の道に傾けて、稍々京華の奢靡に倣ふ所ありき。この時代に至りて幕府は京師に移り、

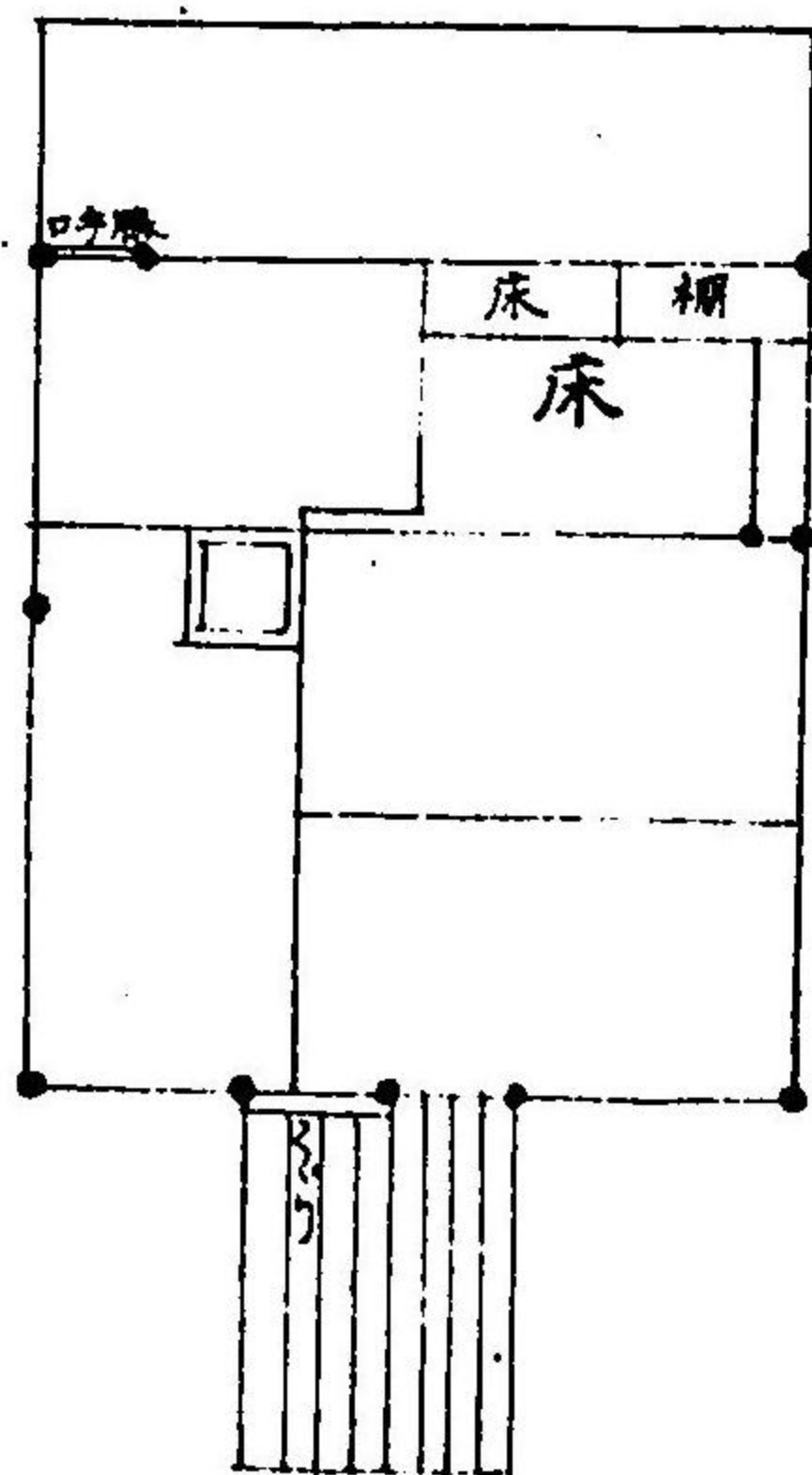
武人もまた其處に在留せしかば、愈々遊情に流れたり。就中茶の湯は鎌倉の中世より武人文士を問はずこれを玩び、後には武人が陣頭に履を枕にする夜さへ暇を偷みて茶の湯の會を催せり。南北紛亂の頃、高師泰、天王寺の塔の九輪の赤銅にて製られたることを知り、これを下して鑪子に鑪させしより、諸國の武士もこれに習ひ、我劣らじと塔の九輪を下して鑪させしかば、和泉、河内の間、數百箇所の塔一基も全きはなく、九輪を下されて升形ばかり残るもあり、眞柱を切られて九層ばかりになりたるもありき。かくて茶を弄ぶこと熾となりてより、四種十服の茶の品定あり、猶ほ進みては七十服茶、百服茶などいふことさへ聞えそめたり。これ等は何れも十服茶の式を基としてその數を多くするなり。十服茶とは猶ほ香に十炷香あるが如し、其式は茶三種をとり、各々四服に包みて一服づゝ取りて試み、剩れる九服に更に茶一種を加へ、これをば試みぬものなれば客と名づけ、合せて四種十服としてたつるなり。これを三種試とも貢茶ともいへり。後にはまた茶三種を三服に包みて何れをも試みず、更に客一服を加へて十服とし、初めにたつるを一とし、次に二三と定め出だす式あり、これを漢攻とも無試茶とも回茶ともいふ。また最初に試むるを一と定めて禮をせざる故に一種試ともいふ。貢茶、回茶といふは、顔回は一を聞いて十を知り、子貢は一を聞いて二を知るといふ故事によりたるなり。また辻々に茶具、風爐、釜等を列ね、て葉の御茶めし候へなどと呼びて、茶湯を一服一錢に繋ぐもありき。當時茶の名苑は梅尾を第一として仁和寺、醍醐、宇治、葉室、般若寺、神尾寺、その他大和の賢

尾、伊賀の八鳥、伊勢の河原、駿河の清見、武藏の河越等なり。就中梅尾最も賞翫せられ時人これを仁和寺、醍醐に比して、さながら黄金の鉛鐵に對するが如しといへりき。

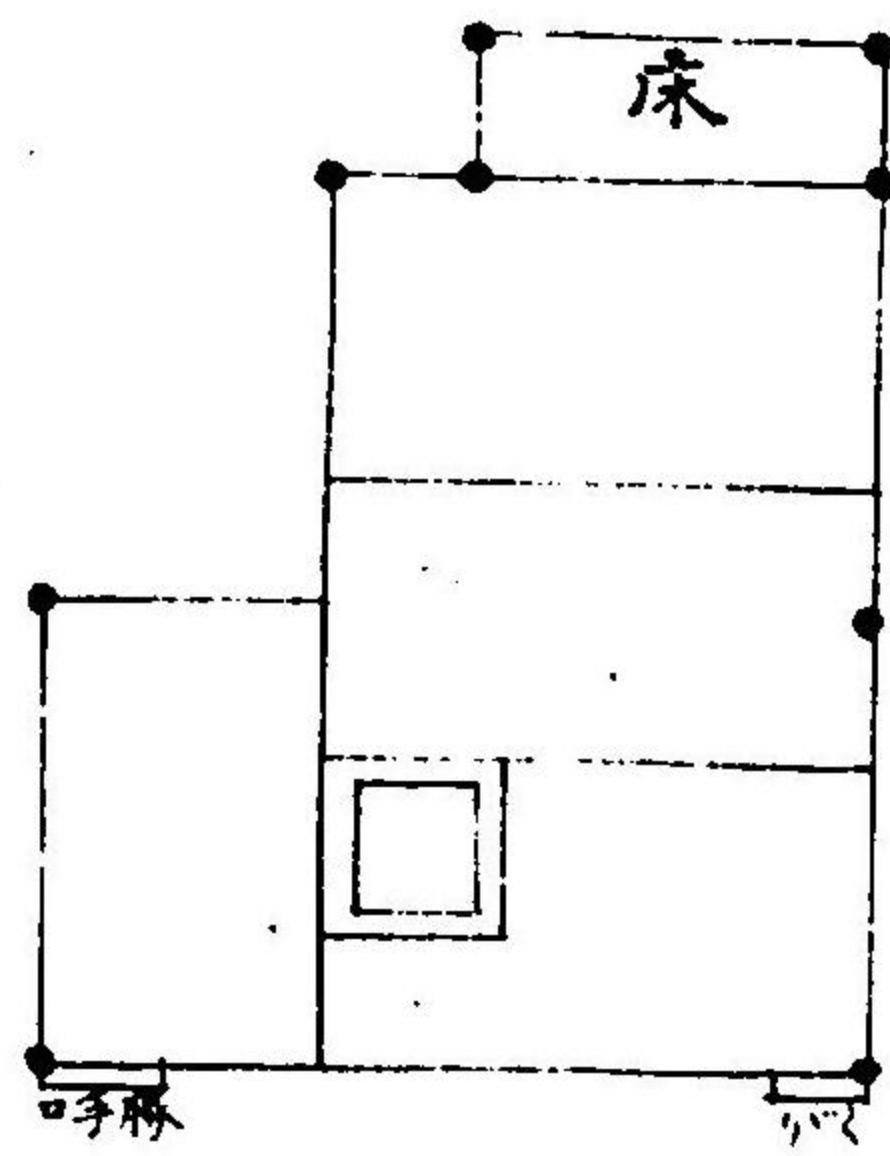
足利義政は特に茶事を好み、東山に銀閣を起し、關東に東求堂を建て、その中に疊四帖半の茶室を設けて同仁齋といふ障壁の畫みな同朋相阿彌の手にかゝる。世にこれを茶室の權輿とす。義政こゝに移り、南都稱名寺の僧珠光を聘して、且暮茶の湯にのみ耽りしかば、上の好むところ下これに倣ひ、海内愈々これを玩びぬ。甚だしきは資養に甘んじて、土居に圓坐を敷き、賓主應對といふこともなく、獨り茶を喫して一生を樂みし者あり、一箇の提梁釜を以て朝に椀を和し、夕に湯を沸かし、彷彿たる松濤の聲を聞いて、終日幽邃の情を遣りし者もありき。傳へ云ふ、珠光は奈良の人、村田某の子なり、幼にして同所北市邑稱名寺の僧となり、長ずるに及びて出で、京都紫野大徳寺に寓し、禪宗に歸して坐禪を修するに、睡氣の屢々これを妨ぐるを惡み、茶の功を知りて抹茶の術を考へ、其式法を定めたり、世呼んで茶道の鼻祖とす。その頃大徳寺に宋より渡來せし臺子ありしが、人何の器たるを知らず、其具は風爐釜、煎釜、分盞、建水、炭、燭、建水なり、珠光これを茶事に用ひ、方丈の室に飾り、敬禮を備へて諸人に飲ましむ。茶道の極意、眞臺子傳受といふは畢竟其式法を敷衍したるものに過ぎざるなりといふ。珠光臺子の法を志野道甘に傳へ、道甘また宗陳、宗悟等に傳ふ。弘治の頃、因幡守武田仲村薙髮して一閑齋紹鷗と號し、和泉の堺に住し、宗陳、宗悟より茶道を受け、終に自得して一家をなす。名海内に鳴りて珠光と並び稱せら



利休好高臺寺傘亭

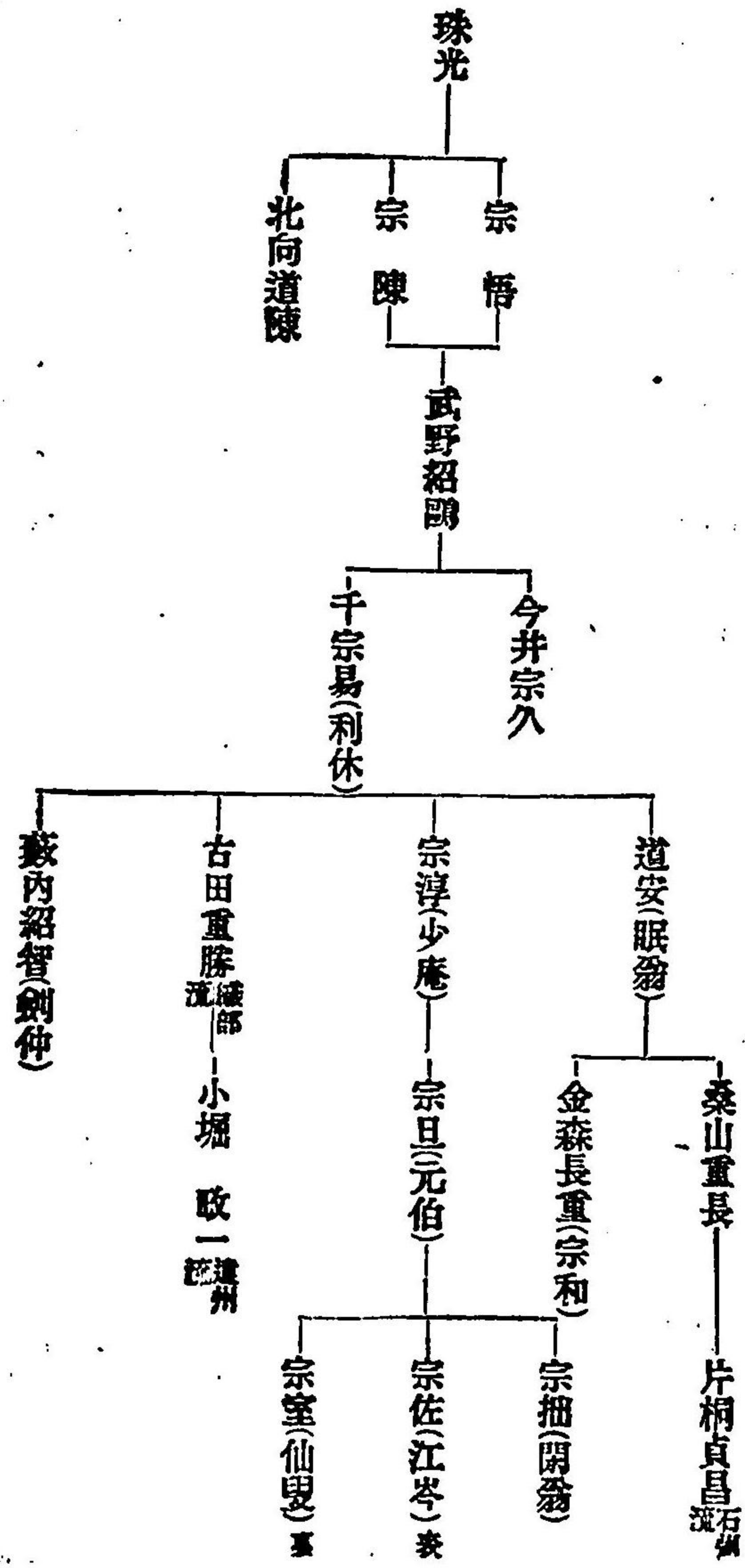


南禪寺 (三疊大目)



利休敷寄屋 (三疊大目)

茶室指圖

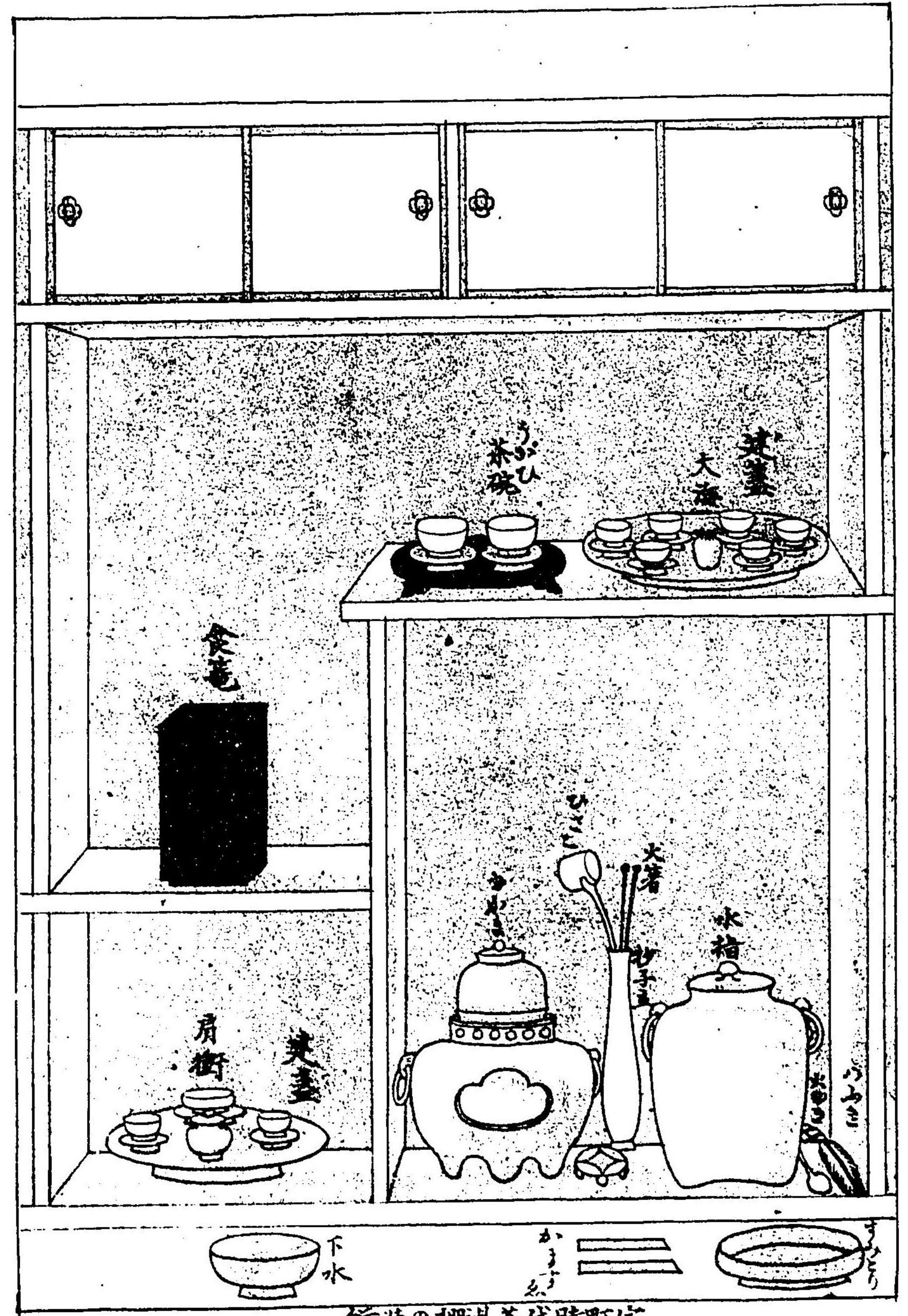


室町時代

る其門に納屋與四郎あり、強髪して名を千宗易と改め、抛笠齋利休居士と號す、茶道を以て織田信長に仕へ、後秀吉に仕ふ、珠光に次いで茶事の式法を定め、或は茶器の寸法を定めたり、後世茶事をいふ者仰いで宗易を宗とせざるはなし、この後また茶人として世に知らるゝものには今井宗久、古田重勝、織部正、金森宗和、片桐貞昌、石見守、小堀政一（遠江守）等あり、重勝は織部流、貞昌は石州流、政一は遠州流の祖と稱せらる、宗易の子宗淳、其子宗且また斯道に精しくして家聲を振へり、宗且に三子ありて三家に分る、嫡子宗拙、武者小路と稱し、二子宗佐、表と稱し、三子宗室、裏と稱し、表を以て嫡流となす、また宗易の高足に藪内紹智あり、其子孫よく祖業を承く、千家は洛北に居り、藪内は洛南に住みしかば、人呼んで千家を上流とし、藪内を下流と稱したりき、かく茶道の家といふもの定まりしより、一服の喫茶も一定の法式に檢束せらるゝこととなりて、秘事傳授、甚だ嚴重となり、其法式を知らざればこれを喫するを憚るに至りぬ、僧角上諷して歌ひけらく、

茶の會とは湯に茶をたてゝのむことを知らぬというて人のこはがる。

されば茶式に、傳授前の箇條には長緒、仕組點、組合點、茶筌、鉢、盆、香合、軸飾、臺飾、茶碗、鉢、花入、飾、名物、飾、花所望、炭所望等十三箇條あり、傳授には茶桶、函、唐物點、臺、天目、盆、立、亂、筋等あり、尙ほろの上を長盆三段と稱して具の點方とす、其三段の中に復た具、草行の三等ありて、何れも奥秘とするなり、當時茶器には釜、甌、焙爐、茶磨、茶篩、鑊子、風爐、水桶、茶杓、茶柄杓、茶匙、茶筌、茶巾、茶瓢、茶碗、桶、座、茶桶、建、蓋、胡、蓋、天目、饒州、油滴等ありき。



室町時代茶湯棚の装飾

茶湯は専ら高貴の間に行はれて、其會に風流綺羅を盡くし、用器に雅致好趣を競ひ、庭に珠砂を鋪き、軒に幕を張り、窓に帷を垂れ、床の脇繪、面筋みな名家の筆蹟を撰べり、群雄諸國に割據せし頃には、武人も茶會を以て相招き相聘して、和親を結び、密談をなす、されば士人茶室に臨むには刀を脱して入り、以て隔意なきを表したり、うの頃武人にして茶道を好みしものは、足利義政を始めとして三好實休、松永久秀、荒木村重、蒲生氏郷、織田長益、有樂、北畠信雄等皆然り、信長またこれを好み、永祿十二年、大いに天下の名器を集めたり、豊臣秀吉更にこれを嗜み、天正十三年十月、洛陽北野の松原に十日の間茶湯會を催し、遠く奈良、堺に至るまで榜示し、茶を嗜むものは貴賤を問はず、好む所に従うて茶亭を構へ、各々風流を盡くし、奇趣を競はしむ、秀吉その間を遊行し、意に適する所あれば、入りて茶菓を喫し、雅興を遣りたりき、世呼んで北野の大茶湯といふ、斯く茶道上下に通じて行はれ、名器愈々尙ばれたれば、従うて製陶の術大いに發達し、古は茶器には唯唐物をのみ好みしに、遂に和物、特に藤四郎焼を撰ぶに至れり、また大永年中、朝鮮の人、飴也、我に歸化して名を彌吉と改め、後京師にて吉左衛門と稱し、世々樂焼を家業とす、樂焼は秀吉、聚樂の第を造營し、其屋瓦を造らしめて、天下一聚樂焼の號を賜ひしより、此名あるなり、當時釜の作に蘆屋、天貓ありて最も人口に膾炙したり、蘆屋は筑前にて明惠法師の作りし所、天貓は下野國天貓山下の鑄物師の作なりといふ、

聞香、既に平安時代に於て述べたるが如く、古來香を玩ぶに二様ありて、一は天然一木

の香料を賞するもの、一は人造合劑の蒸物を弄ぶものなり。香木には宇治、藥殿、山陰、沼水、無名、名越、林鐘、初秋、神樂、道邊、手杖、中白、端黒、早梅、疎柳、岸桃、桂、苜蓿、菖蒲、艾葱、富士根、香粉、風、蘭、奢待、伽羅木等の種類あり。昔し聖武帝の時、海外より蘭奢待と稱する香木を渡して、東大寺に藏めたりしが、將軍始めて天下を經營するに當りて、此寺を修造し、その香木を少しづつ切り去るを例とす。尊氏、信長何れもしかせり。合劑の蒸物を賞するは平安時代より大に行はれたり。こは沈香、丁子、貝香、蒸陸、白檀、麝香の六種に唐、麝、金、花、橘、甘、松、麝香、零陵、乳香等を加へて製し、梅花、荷葉、侍從、菊花、黒方、承和、秘方、蒸衣香、染衣香、承和白歩香等の種類あり。香器には火取、（たきとり）香爐、香合、火箸、火匙、香臺、香袋、香囊、香鏡、香刀、鐵臼、鐵杵、梅杵等あり。將軍義政深く香を愛して、花の且、月の夕、雨夜、雪中に蒸炷せずといふことなし。當時茶人珠光、同朋、相阿彌その術に巧にして、珠光の門人志野道甘またこれをよくせり。文龜の初め志野宗信といふ者あり、道甘の門に出で、大いに香道を弘む。これより香を弄ぶこと一の技藝となりて、其式法頗る備はれり。蓋し香の式は十炷香を本として、これより種々の組香を發明したるものにして、十炷香とは三種の香を三服に分ち、三々九葉として更に一花を加へたるものなり。これより出でたる組香に系圖香、源氏香等あり。系圖香は十炷香の三種に一種を加へて四種としたるものにして、尙ほ一種を加へて五種としたるを源氏香とす。すべてこれ等の香を嗅ぎ試むるを「聞く」といひ、これを聞くには右重左半とて鼻竅の右にて二息或は四息、左にて一息或は三息、聞くを法とす。斯く香の式定まりて、世にこれを傳ふるものに志野流、相阿彌流あり。公卿にては香の家を轉法輪、三條西とす。下りては米川常伯といふもの志野の流を汲んで別に一家をなしたり。下りてその源を尋ぬれば、珠光、道甘等、何れも茶事をよくするものにして、彼此併せ修められたれば、聞香の禮式といふも概ね茶道に基づきて、香の茶事といふことも出で、また點茶式の内に香技を加ふることとなりたるなり。

挿花 挿花は元來、草木花卉を愛する餘に、これを瓶中に養ひ、更に坐右に置きて日常の觀に供ふるより出でたり。初めは作庭と其術を一にして、特にこれを修むるものなかりしが、此時代に茶事、香道の盛なると共に、挿花の風盛に行はれ、これより作庭法と別れ、専ら其道に工風を凝らす者ありて、また秘事口傳などいふことを生じ、こゝに一種の技術となりたり。その頃、京都六角堂の僧、專慶坊池坊、同朋相阿彌の傳を受けて、其技に名あり。後、專好坊またこれを善くして、法式を定め、山水、幽谷を小瓶の中に疊み、四季折々の草木を自在にして、麗相を立花とす。其秘傳に七一色（櫻、水仙、牡丹、芍薬、菖蒲、薔薇、紫陽花）、三箇の前置（松、竹、梅）、三箇の胴（牡丹、三箇の流枝、中段流枝、前段流枝、左流枝、右流枝）、二つ眞、合眞等の十九箇條あり。就中、段躰（段躰、段躰）といふは種々の躰躰を集めて、加茂の壇の躰躰といふ勝景を花瓶に移すことなりといふ。後世池坊を以て斯道の宗とし、翫はその他に遠州、石州、未生などの流派を生じて、技の優劣を競へり。

蹴鞠 蹴鞠は武家の世となりても盛に行はれ、此時代には歌と鞠とを以て兩道といへり。

り主として上流の間に弄ばれ、轉廷にも記録所の政の廢れて要なきを以て、飛鳥井雅世の請に任せてこれを蹴鞠場となすに至れり。就中、飛鳥井、難波の兩家を以て本家とす。飛鳥井は參議雅經、難波は刑部卿宗長以來その家業となり、冷泉家も蹴鞠を業とせしが、何時しか其職を失ひたり。その家定まりて後は、この道にもまた興義秘事といふこと出で來て、其技藝一に儀式的のものとなれり。蹴鞠の庭を遊庭または鞠の懸と稱す。境域凡そ方六間、或は八間、或は十二間、四方に細き竹を樹て、四隅に松竹楓柳を分ち植う、これを四本懸といふ。懸の大なるものには松六本を植ゑたるものあり。飛鳥井家には四方に柱をたて、細木を以て横に圍む、これを横算といふ。四隅には共に松を植う、四隅の松及び懸の横算は飛鳥井、難波の外はこれをつくることを許さず。その他裝束より烏帽子、履襪の着やう、扇のさし様等に至るまで、各々其家によりて法則あり。態度にも手持、足踏、顔持、腰仕等あり。また延足、歸足、傍身鞠、隨鞠、分鞠、樹外鞠、數鞠、誰無鞠等の稱ありき。

連歌、和歌は平安時代の末に大いに流行せしが、其流行と共に却つて眞價を失ひて、公卿大夫の玩弄物となり、鎌倉の初世に藤原定家出で、より、益々模倣の中に狎束せられ、此時代に及びては秘事傳授など、たと儀式の末にのみ移りぬ。かくてまた和歌より出で、遊技の如くなりたるもの、中流以上の社會に行はれたり。連歌是なり。連歌はもと一人が短歌の本末の孰れか一句を詠めば、他よりこれに他の一句を和して、以て一首を完くするをいへり。此跡は上古以來これありて、寧樂、平安の世にも文人墨客往々これを唱

和して、一時の興を催したりき。金葉集勅撰の頃に至りて始めてこれを連歌と名づく。されど猶ほ當時は互に一句づゝ言ひ捨てたるばかりなりしを、建保の頃より公卿が消閑の戯に、句より句を受け、また他の句を續けて、長く連鎖せしむることあり。斯くて五十句百韻などの會を生じ、柿の本、栗の本の座を分ち、有心、無心の跡を判めなせし、また連歌の式目を定むるものもありき。此時代に至りて最も盛に行はれ、本式、新式などの制規こゝに確定したり。僧宗祇は後土御門帝の世の人にして最も連歌に名あり。世に稱して花の下といへり。これに先んじては二條夏基、善阿、救濟、周阿、宗砌あり。これに次いで三條西實隆、宗長、宍粕あり。これ等を始めとして公家、武家を論せず。少しく文字を知るものは、連歌をなさざるはなく、或は獨吟百韻を作り、或は千句の多きを詠むもありき。連歌の例を擧ぐれば次の如し。

名を思ふには命惜まず、——弓取は引きかへさぬを道にして、

黄鳥のかひこのなかの杜鵑、——卯の花がきにのこる青梅

行く袖のあくるとぼそにまた見えて、——消えんは悲し、夜半の面影、——

老が身やこの世の月を送らん、

傳へいふ、戦國の世に三好長慶、或はいふ、長慶の弟安宅木冬、康連歌の會に臨みしに、或る人句あり、

すゝきにまじる蘆の一ひら、

人々つけ煩ひてある時、長慶の許に使あり、長慶書簡を讀みて後われ此句につけんとして、沼水の淺き方より野となりて

と吟じて、さて衆に向ひて曰く、和泉なる味方敗れて弟實休戦死す、されば今生の思ひ出に、此一句を申し受けて候ふなりとて、直ちに戰場に向つて去りにきといふ、これを以て當時武人が兵馬倥傯の間にも、好んで連歌を弄びしを知るべし。

和歌に連歌あるか如く、漢詩にまた聯句あり、蓋し平安の世、漢詩の盛なると共に行はれたるものなるべく、此時代には京都五山の僧徒これを能くしたりき、また漢和連句といふもあり、逸狂の詩を作るものもありしか、廣く行はれしにはあらず。

第九章 歌舞遊戯

第一節 歌舞音楽

此時代の初めには前期に引き續きて、田樂、猿樂共に世に行はれしが、後には猿樂特り盛になりて、田樂は漸く廢れ、遂に縁に春日、日光などの大社の神事に其遺趣を存するのみ。この頃僧徒等が寺塔を修し、津橋を架せんが爲めに、勸進猿樂を催すこと屢々これあり。京都にては四條河原、糺河原、祇園の旅所等にて行はれぬ、公家は初めは其品位を貶さんことを憚りて、往きて覽ざりしが、何時しか争うて場に入り、院宮、槐門までもこれを嗜み、仙河に延覽し、清涼殿に猿樂舞臺を建つるに至りぬ、覽る者の舞技に感じて逸興切りに能くは衣服を解きて投與すること多し、後世、鬘鬘を「はな」といふは、この頃伎人を賞せんがために、剪綵の花を遣はし、翌日これを證として金銀財物を與ふる習あるに出でたりといふ。

當時大社の神事に従ひたる猿樂の諸座には、大和にては外山(後の保生)、結崎(後の觀世)、坂戸(後の金剛)、圓滿井後の金春の四座、春日の神事に従ひ、近江にては山階、下坂、比叡の三座、日吉の神事に従ふ、また丹波に本座あり、河内に新座あり、攝津に法成寺座ありて、此三座は加茂、住吉の神事に従ひ、伊勢に和屋、勝田、主門の三座ありて、大神宮の神事に従へり、右に擧げたる如き大社にては、神祭の時、神樂の外に田樂、猿樂の技を行ふこと、この頃の例なりしかば、各社に座を定め、員を置きたるなり、この員を能の大夫といふ、應永の頃、大和の人、結崎次郎清次、猿樂を善くせしかば、足利義滿これを召し、同朋となして、觀阿彌と稱せしむ、其子左衛門大夫元清また世阿彌と稱し、よりて子孫觀世の名あり、此父子從來の猿樂の能に、田樂、曲舞等種々の舞を折衷して舞態を定め、數多の新曲を作りて、謠曲を興したり、其曲に鈔、木、藤、永、檀、風など、鎌倉時代までの事蹟を敷衍したるもの多けれど、この時代の事實に至つては、憚りて作らず、其作者には清次、元清のほか、僧一休、山姥、江口、河上、神主、源氏、供養、僧、正徹、高砂、兼平等あり、當時曲の有名なるものは、田村、高砂、竹、雪、檀、風、當麻、唐船、谷行、大會、大刀堀、道明寺、玉葛、丹後物狂、短尺、忠度、爐鑑、重衡、立田等なり、さて其曲節も、蜀曲と平家とを撮合して、時好にかなへて作り、横笛、大鼓、小鼓、太鼓等を樂器と定め、其

人々つけ煩ひてある時、長慶の許に使あり、長慶書簡を讀みて後、われ此句につけんとして、

沼水の淺き方より野となりて

と吟じて、さて衆に向ひて曰く、和泉なる味方敗れて弟實休戰死す、されば今生の思ひ出に、此一句を申し受けて候ふなりとて、直ちに戰場に向つて去りにきといふ、これを以て當時武人が兵馬倥傯の間にも、好んで連歌を弄びしを知るべし。

和歌に連歌あるか如く、漢詩にまた聯句あり、蓋し平安の世、漢詩の盛なると共に行はれたるものなるべく、此時代には京都五山の僧徒これを能くしたりき、また漢和連句といふもあり、逸狂の詩を作るものもありしか、廣く行はれしにはあらず。

第九章 歌舞遊戯

第一節 歌舞音楽

此時代の初めには前期に引き續きて、田樂、猿樂共に世に行はれしが、後には猿樂特り盛になりて、田樂は漸く廢れ、遂に縁に春日、日光などの大社の神事に其遺趣を存するのみ、この頃僧徒等が寺塔を修し、津橋を架せんが爲めに、勸進猿樂を催すこと屢々これあり、京都にては四條河原、糺河原、祇園の旅所等にて行はれぬ、公家は初めは其品位を貶さんことを憚りて往きて覽ざりしが、何時しか争うて場に入り、院宮、櫓門までもこれを嗜み、仙河に延覽し、清涼殿に猿樂舞臺を建つるに至りぬ、覽る者の舞技に感じて逸興切りに

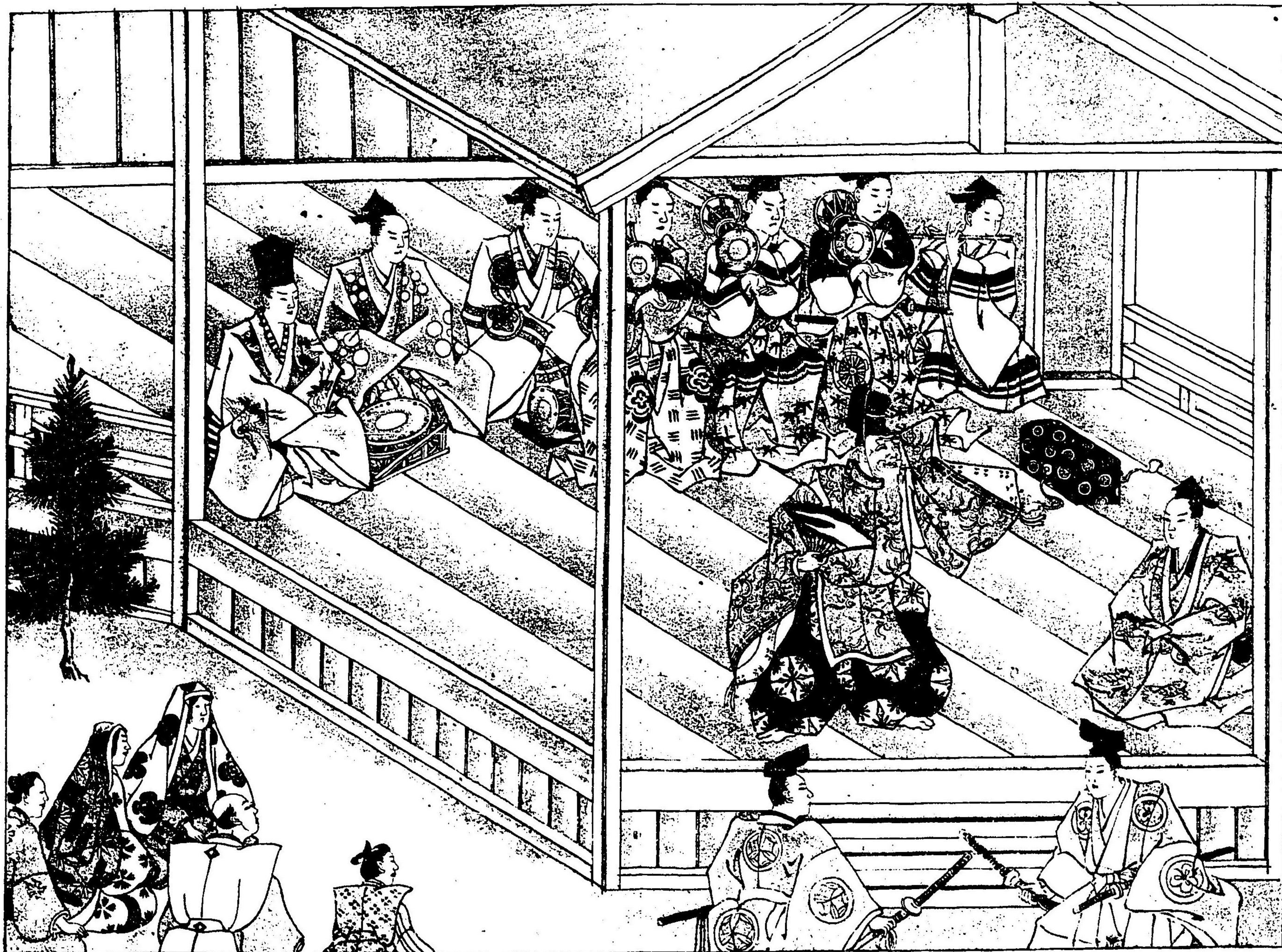
催せば、衣服を解きて投與すること多し、後世、纏頭を「はな」といふは、この頃伎人を賞せんがために、剪綵の花を遣はし、翌日これを證として金銀財物を與ふる習あるに出でたりといふ。

當時大社の神事に従ひたる猿樂の諸座には、大和にては外山(後の保生)、結崎(後の觀世)、坂戸(後の金剛)、圓滿井後の金春の四座、春日の神事に従ひ、近江にては山階、下坂、比叡の三座、日吉の神事に従ふ、また丹波に本座あり、河内に新座あり、舞臺に法成寺座ありて、此三座は加茂、住吉の神事に従ひ、伊勢に和屋、勝田、主門の三座ありて、大神宮の神事に従へり、右に擧げたる如き大社にては、神祭の時、神樂の外に田樂、猿樂の技を行ふこと、この頃の例なりしかば、各社に座を定め、員を置きたるなり、この員を能の大夫といふ、應永の頃、大和の人結崎次郎清次、猿樂を善くせしかば、足利義滿これを召し、同期となして觀阿彌と稱せしむ、其子左衛門大夫元清また世阿彌と稱し、よりて子孫觀世の名あり、此父子從來の猿樂の能に田樂、曲舞等種々の舞を折衷して舞態を定め、數多の新曲を作りて、謠曲を興したり、其曲に鉢、木、藤、永、檀、風など、鎌倉時代までの事蹟を敷衍したるもの多けれど、この時代の事實に至つては、憚りて作らず、其作者には清次、元清のほか、僧一休、山崎、江口、河上、神主源氏、供養、僧正、徹、高砂、兼平等あり、當時曲の有名なるものは、田村、高砂、竹、雪、檀、風、當麻、唐船、谷行、大倉、大刀堀、道明寺、玉菟、丹後物狂、短尺、忠度、爐、鑑、重衡、立田等なり、さて其曲節も、蜀曲と平家とを撮合して、時好にかなへて作り、横笛、大鼓、小鼓、太鼓等を樂器と定め、其

名稱は舊に據りて猿樂と唱へたれども、最早滑稽の技にあらすして、人情の奥を穿つを旨とし、古へより可笑しき態を専らとしたるものは狂言として、これを區別したり。世阿彌の子左近元重、音阿彌と稱す、其子三郎正盛、蓮阿彌と號し、將軍義政の寵を受けたる。是より先き義満、猿樂を以て武家の式樂と定めしかば、此技は日々に盛にして、義政の頃は觀世、今春、保生、金剛等各々座を分ちて、四座の猿樂と稱するに至れり。而して觀世、保生を上掛といひ、金春、金剛を下掛といふ。一代一度必ず京師に出で、技を施す、これを代の能といへり。豐臣秀吉また頗る此技を好み、芳野詣、高野詣、明智討、柴田、北條などいふ新曲を作らしめて、自ら徳川、前田以下の諸將と共にこれを舞ひ、天正十三年、關白に昇進したる時も、參内して猿樂を觀覽に供へたり。當時、堺の人喜多七、大夫長能、金春より出で、秀吉の寵を得たり。子孫累世、徳川氏に仕へ、下掛に加はりて、これより四座の猿樂になほ一座を増したり。

狂言は元來、狂言綺語または興言利口ともつゞけて、所謂さるがう言をいひしを、直ちにさるがうわざの名としたるなり。かくて能と分れて後、専ら狂言のみを力ひるものも出で來て、一家の業となり、鷲、大藏の二家今に傳はりて最も古し。其曲に狐塚、末廣、附子、素襖、落武惡、宗論、瓜盜人、萩大名、六人僧、狐塚、朝猿、酢薑、不聞座頭、鮭庵丁、犬山伏、柿山伏、釣女、三人片輪、入間川、墨塗等甚だ多し。

凡る猿樂一座の役者には能大夫、脇大夫、狂言大夫より以下、横笛、大小の鼓、太鼓、地謡の者



(翁)能の樂技

に至るまで悉く備はれり。一座の中、諸藝に通達するものを權頭といひて、樂屋にありて萬事を主裁するもの、地謡とは能大夫の音を助けんが爲めに十人、二十人も同音に謠曲を唱ふるものなり。舞臺の式をいはんに、其外圍は壇垣を繞らし、中央に舞臺（まじり）を設け、その左右二方に高く床を架す、これを機敷といひて、技を覽るところなり。正面に高く構へたるは、殊に公方機敷と稱へて、將軍の居る處とす。舞臺の廣さは概ね方三間餘、これを藝術を施す場とす。その後、一室を構ふ、これを樂屋といふ。役者こゝにて装束を整へ、橋懸（はしかけ）を経て舞臺に出づ。橋懸は欄干を設けたる橋形の廊にして、これを樂屋との間に鏡の間あり、圓鏡を懸けて、役者の装束姿を正すところとす。能、脇、及び狂言の三大夫は橋懸に出づる時、二人をして幕の左右を掲げしむ、これを諸幕（もろまく）と稱して、その道の榮となす。笛、鼓等の役者は大夫の號なく、また橋懸に出づるときも幕の右一方を掲げしむるのみ、故にこれを片幕と稱したりき。

高砂の一節（謠曲）

ワキ 次第今を始めの旅衣ひもゆく未予久しき 目押々是は九州肥後の國阿蘇の宮の神主友成とはわがことなり、我未だ都を見ず候ほどに、此度思ひたち都に上り候。又よき次なれば、播州高砂の浦をも一見せばやと存じ候。 連行旅衣未遙々の都路を、今日思ひたつ浦の波、船路のどけき春風も、幾日來ぬらん跡未も、いざしら雲の遙々ど、さしも思ひし播磨國高砂の浦に着きにけり。 シテツレ聲高砂の松の春風ふき暮

れて、尾上の鐘も響くなり。ツレ波は霞の磯隠れ。二人音こそ潮の満干なれ。シテヤシ誰
 をかも、知る人にせん高砂の、松も昔の友ならで、過ぎこし世々はしら雪の、積りく
 て老の鶴の、ねぐらに、残る有明の、春の霜夜のおき居にも、松風をのみ聞き馴れて、心
 を友とすがこもの、思をのふるばかりなり。二人歌おどづれば、まつに言問ふ浦風の、
 落葉衣の袖そへて、木陰の塵を播かうよ。と、ころは高砂の、尾上の松も年ふりて、老の
 波も寄り来るや、木の下陰の落葉かくなるまで命ながらへて、猶ほ何時までかいき
 の松、それも久しき名所かな。ワキ、詞里人をあひ待つところに、老人夫婦来れり。いか
 にこれなる老人に尋ぬべき事の候。シテ、詞となたの事にて候か、何事にて候ぞ。ワキ
 高砂の松とは何れの木を申し候ず。シテ、唯今木陰を清め候こそ、高砂の松にて候へ。
 ワキ、高砂、住の江の松に相生の名あり、當所と住吉とは國を隔てたるに、何とて相生の
 松とは申し候ず。シテ、仰せの如く、古今の序に高砂、住の江の松も相生のやうに覺え
 とあり、さりながら此尉は津の國、住吉のもの、これなる姥こそ、當所の人なれ、知るこ
 とあらば申さたまへ。ワキ、不思議や見れば老人の、夫婦一所にありながら、遠き住の
 江高砂の、浦やま國を隔て、住むといふは如何なることやらん。ツレ、うたての仰せ
 候や、山川萬里を隔つれども、互に通ふ必づかひ、妹背の道は遠からず。シテ、まづ案じ
 ても御覽せよ。シテ、ツレ高砂、住の江の、松は非情のものだにも、相生の名はあるやかし。
 ましてや生ある人として、年久しくも住吉より通ひ馴れたる尉と姥は、松もろとも



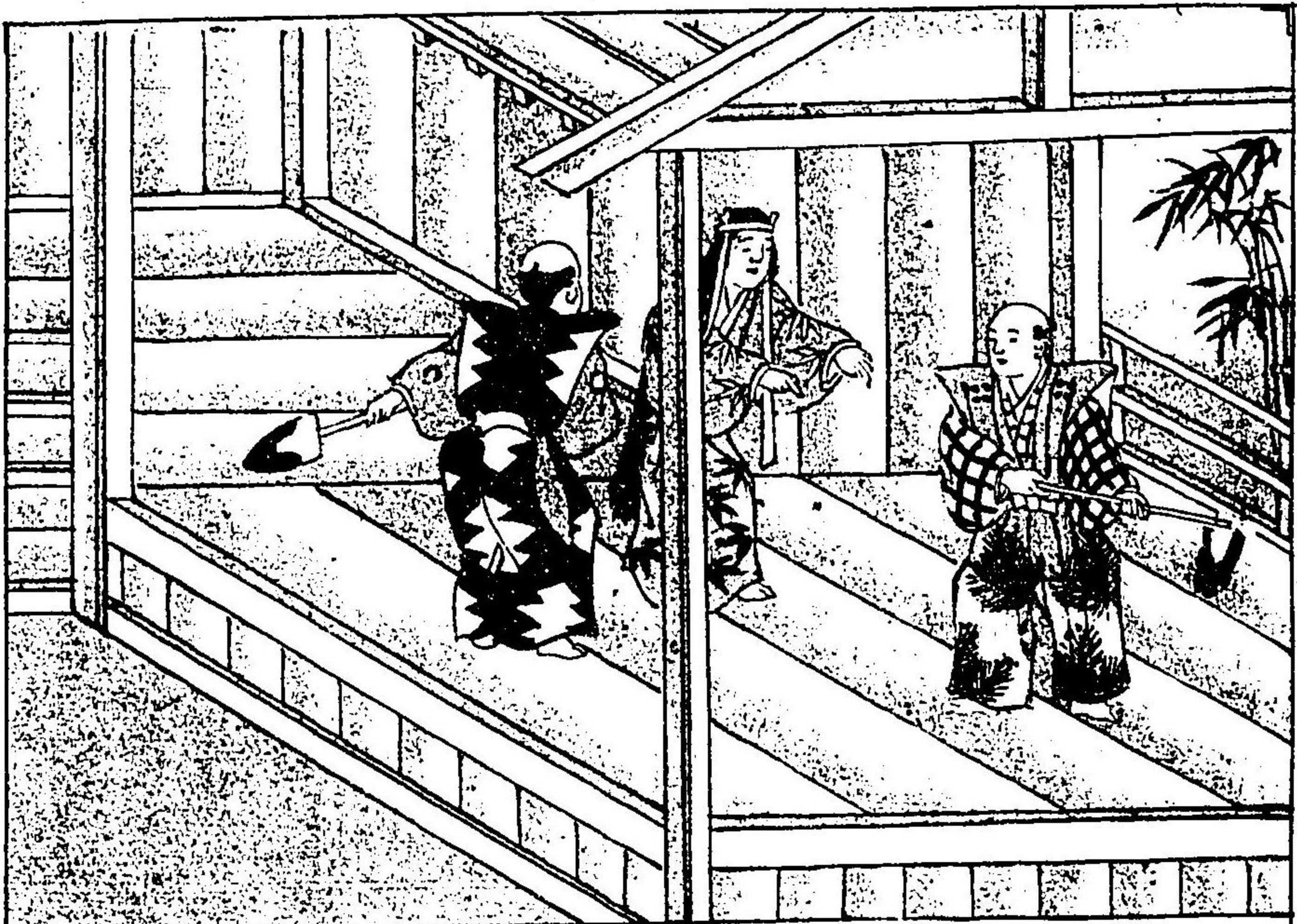
砂高上同

に此年まで相生の夫婦となるものを、ワキ聞れを聞けば面白や、さてくさきに聞
ねつる、相生の松の物語を、所にいひ置くいはれはなきか、シテ昔しの人の申しは、
これはめでたき世の例なり、コレ高砂といふは上代の、萬葉集の古への歌、シテ住吉
と申すは、今此御代に住みたまふ延喜の御事、コレ松とは盡きぬ言の葉の、シテ榮え
は古今あひ同じ、シテワレ御代をあがむるたとへなり、ワキよくく聞けばありがた
や、今こそ不審はるの日の、シテ光和らぐ西の海の、ワキ彼處は住の江、シテこゝは高
砂、ワキ松も色そひ、シテ春も、ワキのどかに、地四海波靜かにて、國も治まる時つ風、
枝を鳴らさぬ御代なれば、あひに相生の松こそめでたかりけれ、げにや仰せても、言
も愚かやかゝる世に、住める民とて豊かなる君の恵予ありがたき。

醉童(狂言)

はじ罷出たるは山城の國はじかみ賣で御座る、また今日も商賣に参らふと存する、そ
れ商人とは足をばかり、膝をばかりに商はねばならぬと申まづ、これから呼はりま
せう、はじかみこん、ナ罷出たるは和泉の國の酔うりて御さる、また今日もあきな
ひに参らふと存する、やれさて一段の日和に出合せたることかな、まづ賣りませう、
酔こん、はじはじかみこん、ナすこん、はじやい、其處な者、耳のはたへよりて、何をす
こんく、といふや、ナやい、そこなもの、おぬしはまた何をはじかまるく、といふ
ぞ、はじや、そちが、何とをいふたとまゝよ、この葉苞かたかたなどには甚いふ系圖のある物ぢ

や、何といふぞ、このわらづたうに系圖があるといふか。中々有る。うちつと聞きたうれぢやるの。はいや、知らずは、言うて聞かせう。菟菴にこがねといふと有り、その上はじかみなどには、いか系圖の多い物ぢやが、そちが其酔などには系圖があるまい。はいや、酔にこそけいづがれぢやれ。はいなんぢや、酔にもけいづが有るといふか。うち中々れぢやる。はいや、ちつと聞きたうおぢやるの。うち中々語つてきかせうが、して位にまけたらば、其方は賣子になるか。はい、れんでないこと、とちらなりとも賣子にならふず。さらば是へよつて聞かせませ。昔すいこ天皇の御時に、一人の酔賣、禁中を賣りまはる。其時王院、酔賣くともめされしが、すの門をするりと通り、すのこの様にすいとたつてれぢやる。其時王院、すきはり障子をするりとあけ、するくと御出あつて、すきの御酒を下された。一つたへ、二つたへ、三つめに御詠歌を下された。おぬし是を聞かうするよ。はい、そいでかたりやれ。す住吉のすみに雀が巢をかけて、さうやすとめはすみよかるらんと下された。是にまじたるけいづはあるまい。うり子にならせませ。はい、まづそれがしもおきとやれ。むかしからく天皇の御時、はじかみ賣とめされしが、からもんのからりと通り、から様にかしてまる。其時王院、からかみ障子をからりとあけて、からくと御かん有り、からき御酒を下されたり。一つたへ、二つたへ、三つめにあさかなとて、御歌を一首下された。是へよつてきかせませ。からし、から物、からきでたいて、からいりにせんと下された。



狂言水論(水論)



同上(すはみか)

これにまじたる系圖はあるまい。おぬしうり子にならせませ。すいやはや、これもよつぼどの系圖でおぢやる。とりながら、推古天皇もからく天皇も位は同じこと、今からは相商ひに参らふす。はは、まことに、おしやる通り、酢のいる所にははじかみも入ふす。さう、まづ賣らせませ。をれへむけて参らふす。すまつすぐに性かせませ。はは、やあ、それがしは烏丸通へ参らふす。すまづ賣らせませ。はは、心得ておぢやる。はじかみこん。すすこん。はは、のふく、あれを見させませ。いか紙店でおぢやるぬか。あれはみな唐紙でありやるほきにの。すのふ、そばにつんだは杉原でありやる。はは、おぢやらしませ。此店を見させませ。すはて、ぬいけ物。はは、あれを見させませ。からのかしらがおぢやるわいの。すた、く物は、水牛でたぢやる。はは、のふ、此敷を見させませ。はれ、いかひ大竹でおぢやるの。のふ、昔から竹でおぢやる。すあれをすづかどきりて、酢筒にしたらばおぢやる。はは、は、よつぼどにおぢやらひで。すいや、おもふことが、色、外にあらはるゝとやらで、酢筒がほしいと思ふことぢやによつて、申たことでおぢやる。はは、のふ、よつぼど来ておぢやる。すこゝはどことおぢやる。はは、おぼんじよへついでおぢやる。あの桃を見させませ。すはれ、いかひ桃でおぢやる。はは、あれが昔から桃でおぢやる。すのふ、これを見させませ。すもゝでおぢやる。はは、のふ、ほとなふ五條河原へ着ておぢやる。時の物どてやさしや、からぬもぎいかい事おぢやる。すのふ、すきなもせくらへしてをるは。はは、あれ、上を見させ

ませあれ、子どもがからかふは、すあれは相撲でおぢやる。はのふく、あれく、川上をからげてわたるは、すいや、あれはすそをぬらすまいがためでおぢやる。はのふく、清水寺には、おちこなりとやら、かしきなりとやらがあるといふが、そなたはのぞみはおぢやらぬか。すいや、身をもと参らう。はほをなふ着ておぢやる。すのおちこなりとやらは、すぎたと申は。はの義でおぢやるならば、某はせんにくにくで、からからと笑うて歸ろうとぞんする。すいや、それがしも住家へ向けてすつこも。

なほ舞には幸若舞、曲舞あり。曲舞のことは前期に述べつ。幸若舞は將軍義政の頃既に貴族の間にもてはやされしものにして、越前の桃井直詮に始まる。直詮、童名幸若丸といひしより其名あり。蓋し曲舞の類なるべし。其舞詞は戦鬪の態、盛衰の變、戀慕の情などを旨として、演出、硫黄島、常磐問答、入鹿、夢合、那須與市、小袖曾我、和田酒盛、腰越、景清、十番、斬蒲仲高、夜討曾我、烏帽子折、八島等、三十六番あり。その後に出來たるを新曲と稱す。大夫の左右に二人ありて、連といひ、脇といふ。大小の鼓を用ふ。後の猿樂は此舞よりとれること多し。幸若八郎、同九郎、同彌次郎の三家共にこれを家業となしたり。松拍子、多武峰様といふもまた舞の一種にして、後の猿樂はまたこれ等の舞態曲調をも取りたる所多きが如し。その他、手くちつ、女猿樂などいふものもあり。此時代の季には踊とて黒鬼、赤鬼、餓鬼、辨慶、鵞、天人などに扮装ちて舞踏することもありき。

和田酒盛の一篇 (幸若舞)

義盛御覽じて、やあ、いかに朝夷、汝は日頃のちせうには似ぬものかな。十郎をとつて追、立てよ。早立てよとぞ怒られける。朝夷心に思ふやう、あふ酌たるも道理、また飲たるも道理、その上弓取は今日は人の上。明日は我身の上なるべし。さすが名ある弓取に、如何にして耻を見すべきや。實にやらん。此もの藤原兄弟は魚と水との如くにて、兄が酒を飲むときは弟がのます。弟が飲まば兄がのます。互に用心すると聞きつるもの。今もや弟の五郎が内に有らん。悪しうかゝつて坐敷をは立そんじ、まつかう吾等あしかりなんと存すれば、人も離さぬ舞を立て予舞ふたりける。薄折敷のそばを取て、その頃海道にはやりし碓わりといふ歌のたいをはつたと揚げ。半時ふんでぞ舞はれける。よしやあししとて、切りすてられし、呉竹も、くれ竹も、本に一夜はある物を、よしやあししとて、つき捨てられし庭草も、本しのふとてあるものを、義盛このことを御はらわさせたまふべし。十郎殿も虎御せも心にかけたまふなよ。一かうこの義秀に免じたまふべきなりとはんじふんでぞ舞はれける。朝夷が生々世々にいたるまで忘れ難くぞ覺えける。舞も過ぎ時分になりし時、障子の内に金物の音がからりと鳴つた。さればこそと思ひ、こゝをちつと御免なれやと言ふまゝに、あひの障子をさつと明け、内をきつと見てければ、なには知らねども、六尺ゆたかなる大男の胸板みれば、眞白なるが、五尺餘りなる大刀を七八寸寛るげ、かゝらば斬り

よげに見えしかば、鬼のやうなる朝夷もたゞ膝慄うて予立つたりける。いかにや、御身は五郎殿にてましますか、舎兄祐成も座敷にましますに、何とて座敷にましますに、など酒盛をばしたまはぬぞと有りしかば、時宗仰せ長まつて候へども、御覽せられ候とく、ひやくえてさうとて出もせず、朝夷心に思ふやうげにやるらん、五郎はじやに綱を付たりとも、馬ならばのらんと、廣言すると聞きつるものを、座敷ながらじつに力のほどを試さばやと思ひ、げに御邊は出まじいかといふまゝに、走りかかつて腹巻の草摺二三枚かいつかんで、胴の板にひつしめ、前へあいやつというて引きけれども、ちつとも更にはたらかず、げに是は強かりけるぞや、三浦一門は九十三騎、れんはんは四百八十餘人が中に、小林の朝夷とて名にしあうたる某が、五郎を唯今座敷へひき出さぬものならば、じやうがいなりと思ひ、でに朝夷の三郎が力の出づるしるしに、雙の腕をかひなにか筋といふものが、十四五、二三十ふつくと出でにけり、胸に生ふる力毛、著盤の面にあるかねのはりをすり並べたるごとくなり、胴の筋が額へあがり、額が筋が胸へさがり、ものによく響かれば、きうちやうの麻が松をからんで、麒麟がともをこうたるに、ちつとも遣はざりけり、あふげうくしの有様や、うさみ、くすみ、河津三箇莊のうちにして、暴馬乗つての大力の五郎とよばれ、朝夷ほどの小男に、やみくるとひかれて座敷へは出でまじもの、げに強く引くならば、三枚の草摺が断るゝか、ひきの筋がちがふか、踏まへた板が大地へ落ちつく

か、三つに一つは定のものと思ひて、ふんしかつて、たつたはつしんをいらゝげ、前へあいと引た、後へあいとひた、草摺切れてのきけれと、立どころを去らずして、ふんじ立た、曾我の五郎時宗を、大力と申しておちぬ人こそなかりけれ。

替者の平家をかたることも盛にもてはやされ、宮中にもこれを召さるゝことありき、初め生佛の後に起一あり、或は云ふ、生佛の演せし頃には、詞曲を琵琶に施さず、兼拍子にて語りしを、起一に至りて始めて琵琶に合せたりと、起一の弟子に覺一(明石檢校)城一あり、後世此道に城方、都方の兩派あるも、起一、覺一、城一等を祖とすといへり、この時代の季に方りて、淨瑠璃といふ節行はる、蓋し平家より脱化せしものなるべく、替者これを傳へてかたりたりき、この頃尺八を弄ぶこと貴賤を通じて行はれぬ、また三絃といふ楽器の渡來せしこともあれども、これ等は、猶ほ江戸時代に於て詳述すべし。

一天四海をうち治めたまへば、國も動かぬあらがねの、土の草の我等まで、道教からぬ大君のみかげの國なるをば、一人せかせたまふな。

こゝ通る熊野道者の、手にもつたもなきの葉、笠にさいたもなきの葉、是はどなたのおひじり様ぞ、笠の内がおゆかし、大津坂本のお聖や、あゝくはんじや聖や、はんじよやの娘子の召したりや、帷子肩に、かんな箱腰に、小のみ、小ちよんの、さいつちや、録わすれたりや、すみさしすそにかんな肩、ふきや散らした、はつとちらし

た。おかたに名残が惜しけれと、ようら漢の手ぐり舟が急ぐほどにの、やがてこうぞ。』
文祿の頃より隆達節の小歌行はる、隆達は和泉國堺の人にして、日蓮宗の僧なりしが、故
ありて還俗して藥種を商ひ、一流の小歌を歌ひ出だしたる、これを隆達節といふ、其歌は
例之ば、

千たひも、たひ、おしやるとも、なるまじ物を、うつゝなのそなたや、我にぬしある、思
ひきれとよ。

この春は花にまさりし君もちて、青柳糸のみだれ候。

鐘さへ鳴ればいなうとおしやる、こゝは佛法東漸の源、初夜、後夜の鐘はいつも鳴る。
なごの如し、就中、

おもしろの春雨や、花のちらぬほとふれ、

といふ歌をこそ若若普く歌ひしか、その他歌をつくりて人を嘲罵諷刺することも少
らざりき、其一二を擧ぐれば、織田信長の淺井氏を攻めて、小谷城に逼りし時、その兵士歌
ひけらく、

淺井が城はちひさい城や、あゝ、よい茶の子、朝茶の子、

淺井の兵これに答へて曰ひけらく、

淺井が城を茶の子とおしやる、赤飯茶の子で強茶の子、

信長殿は橋の下のをら鼻、ひよつと出て引込みくく、も一度でたい首を取る。

またその頃、信長の士矢部善七といふ者を誅りて、

矢部の善七、大名ならば、竹の二また世はふし、

と歌ひ、信長をも

一にうきこと金が崎、二にはうきこと志賀の陣、三に福島野田ののき口く

と歌ひき、本能寺の變に織田源吾郎、織田信忠に自殺を勧め、從士またこれに殉せしに、己
獨り難を逃れて、近江の安土に着きたりけるを嘲りし歌に、

織田の源吾は人ではないよ、お腹召せく、めさせておいて、われは安土へ逃ぐるは

源吾、むつき二口に大水いで、をこの源なる名をながす、

また落書、張紙などして諷刺することも少からざりき、その一二をいへば、嘉吉元年、將軍
義教、赤松滿祐の爲めに弑せらる。走衆、遠山市三郎、奮闘して、これに死す。京人が其勇を賞
したる落首に、

耐死の名を遠山にむげぬれば、弓箭の道は市の三郎、

その年關東にて結城城陥り、結城持朝戦死し、持氏の遺子春王安王捕へられて殺さる。時
人また落首して、

ひと年に京鎌倉に御所たえて、公方にことを嘉吉元年、

近江の佐々木六角四郎は將軍義澄を援けんことを請ひながら、竊かに京都を落ち下り
しかば、京童らの未練なるを嘲りて、

高綱がつらまでよこす四郎かなたらすばかりか、錢を盗みて、

と落首したりき、これ六角氏の被官其義澄のために細川澄元を討たんと約して、預め其賞を食りしことあればなり、また天文中、美濃の齋藤道三、其主土岐頼藝及び頼充を弑して、其國を奪ふ時に道三の陣屋の前に、一首の狂歌を懸みて立てたるものあり、其歌に、

主をうち、婿を殺すは美濃尾張昔は長田、今は道三。

頼充は道三の女を娶りしが故なり。

この時代の季、京畿には七月の初より終までの間に、老若男女相集まりて遊を催し、其衣裳みな風流華美を盡くし、貴人もこれを見物して喜びたりきといふ、蓋しこれ後の盆踊の起原ならんか。

第二節 雜戯

貴紳の遊は猶ほ平安時代を追うて草まらず、されど局上の遊戯などには種々の異類も出で来て、十不足、百五減、盗人、鬨郎等打、糞子立、石搦、入金、要金、重吸、小童敷、婆羅門、雙六、一居去、島立、左々立等ありき。

陣中の慰として、大將より仲間足輕の輩に至るまで、多くは博奕を事とす、或は一たてに五貫、十貫、沙金五兩、十兩をたて積れば、山を欺く金銀も分秒の間に耗し、後には軍用の寶をもかけて、武器馬具を悉く取らるゝものあり、ある時島山氏が手のものゝ戰場に向ひけるに、胃着て素肌の武者もあり、鎧着ながら太刀、胃なきものもあり、中下の士卒の

扮装には概ね全きものなかりきといふ、されば應安二年に博奕、雙六を嚴禁したりしが行はれず、兵士の掠奪亂暴は常のこととなりて、人これを怪まず、應仁、文明の頃に至りては敢て兵具を失ふが如き醜劣の態を露さず、金銀を賭けて盡くれば直ちに轉じて、町々の土藏を恣まにたて物にするもあり、寺社の庫をたつるもあり、勝てば則ち兼代如何ほどとつもりて金銀を請け取り、負くれば何日の夜には其の藏の寶を奪ひて遣はすべしと約束などして、後には賭場に一錢もなくして、唯言葉の質のみにて勝負を争ふに至りたりき。

兒童の遊戯には振替、石子、磔打、竹馬、馳、編木、摺、文字詰、文字書、書占、何立、宿世結、宿世燒等あり、また祖父祖母の昔噺も既にこの頃より幼き子供を慰むる爲めに語られたりき。

第九期 織田豊臣時代

紀元二千二百二十八年(正親町天皇の永祿十一年)より、
二千二百七十五年(後水尾天皇の元和元年)に至る。

第一章 歴史上の概見

物極まつて變轉す、四海黯黩として、日月光なく、群雄並ひ起りて、城地を争ひ、龍の如く圓ひ虎の如く戦ふ。皇室の式微は其極に達し、將軍は奔竄して、臣下の庇護を求め、京都は見る影もなく荒廢したるに、地方の大名は財寶を蓄へて奢靡に耽り、細民は戰國の情況に慣れ、逸樂を食るのみにて、永存の計をなさず。徳教素より地を掃ひ、殖産興業の道また振ふこと能はず。此時に當りて世、一大英傑の起りて、四海を掃蕩し、萬民を綏撫せんことを望むこと切なり。今こゝに述べんとする所の織田豊臣時代は、この望にううて前期を繼ぎたりしかば、其極盛の時に於ては、恰も暴風吹き荒みし後、空うららかに波靜かなるが如く、數百年前、稀に見るところの盛觀を現はしたりき。

幕府權を失へる日に當り、群雄迭に興りて、郡國に割據し、虎視狼視、相吞噬すれども、或は城土に眷戀し、或は封疆を争ふのみにして、未だ遠謀に暇あらず。織田信長、尾張に起りて、四方に號令せんと志あり、まづ比隣を征服し、永祿十一年、遂に足利義昭を奉じて京師

に入る、實に此時代は其年に始まれり、その京師に入るや皇室を尊敬し、禁裏を造營し、幕府を立て、義昭を主とし、自ら近江の安土に城きて居るされど、義昭信長の威望を猜みて兵を構へ、却つて敗れて足利氏遂に滅びぬ、信長その後を受けて四方を平定して、領所三十三國に及び、全國の半を占む、猶ほ征定の功を奏せんとするに遠なかりしに、天正十年、明智光秀の爲めに弑せられぬ、信長の將羽柴秀吉、光秀を誅し、織田氏の遺業を繼ぎて、東は奥羽、西は九州に至るまでに諸國を征定し、城を攝津の大坂に築きてこれに居り、從一位關白太政大臣に昇進し、天皇より豊臣の姓を賜はり、天下の機務に預かる。されば此時代に至りて、京都は興隆せられたれども、政權は猶ほ皇室に復せず、秀吉大志を懷き、大軍を發し、朝鮮を征して、大いにこれを破り、進んで明を伐たんとせしが、慶長二年、凱旋の功全からざるに薨じ、遂に外征の師を旋すの已むを得ざるに至りき。

秀吉薨せし後、子秀頼の後を承けしも、幼冲にして將士の向背定まり難く、黨を分ちて軋轢する姿あり、これより先き秀吉關東を平定して、其八州を徳川家康に與へしかば、武藏の江戸に城きて住めり、家康とも經略の才に富み、撫民の道に精しく、其威關東に振ふ、豊臣系の將士これを疾み、家康と大いに美濃の關が原に戦ひて敗れしかば、家康征夷大將軍に拜せられ、心竊かに秀頼を殲さんと謀りしが、元和元年に至り大坂城を陥れて、遂に豊臣氏を滅ぼしぬ、こゝに於て天下悉く徳川氏に歸したり。

第二章 社會の情態

織田、豊臣の二氏によりて、京都は興隆せられ、皇室もまた漸く舊態に復したりと雖も、大政は武人の手を離れず、公卿百僚の四方に流落したるものは、多く召還せられて、良に備はれども、皆空位を負ふのみ、朝廷には別に武人にして三槐の位に具はり、土地兵馬の實權を握り、朝政を參決するあり、諸國には大小名の土地を分管すること、室町時代の守護に大差なく、其實權の重きは却つてこれに過ぎたり、天下は英雄割據の世を経て、漸くここに一定せしことなれば、大小名或は僕隸の身きに身を起したるあり、或は無頼頑凶の輩の風雲に乗じたるあり、或は眞實の子弟の驥尾に附したるありて、高下の紛亂また比なし、豊臣秀吉の如きも尾張中村の足輕が遺子に過ぎざりき。

織田氏は足利氏に代りて政權を執り、四方に號令を下せりと雖も、その定まれる吏員としては、僅かに村井貞勝を所司代として、京都の檢斷を掌らしめ、澁川一益をして上野の厩橋に居て、上野信濃を管せしめたるのみ、その他は舊來其家に傳へたる制を以て、家老奉行、出頭人、武者大將、足輕大將などの名稱を用ひて、未だ職制を定むるに遠なかりき、豊臣氏、海内の大半を平定したるとき、奉行五人を置きて、政務を管理せしむ、即ち前田玄以に所司代を兼ねて、京都の市政及び神社、佛閣、僧祝などの事を管らしめ、淺野長政、石田三成、増田長盛に法令、土木、訟獄の庶務を分掌せしめ、長束正家に貢賦、租税、會計の事を司

らしむ。大事は徳川、前田、毛利、宇喜多、上杉の五人にて議す。世にこれを五大老といへり。諸國には大名を封じ、國郡を管轄せしむ。蝦夷は前期の季より松前氏これを管し、土人を東西蝦夷奉行となして、商船の税を以てこれに給す。この税を侵取といへり。秀吉更に松前氏に蝦夷及び松前を管せしめたり。

季吉また諸國に令して、國郡を圖りて寺田、兩田の數を録進せしめ、檢田使を發して五畿七道を隨檢せしめ、田數はその貫高收納の金額を以て計りしをも、石高(米穀の産額)に改め、田畑を上、中、下、下の四等に分ち、上田の收穫は毎段一石五斗とし、上畠は一石二斗と定む。この時全國の田高、一千八百二十五萬零四百七十七石一斗五升あり。その税率を斗代と稱して、概ね收穫の三分の二を納れしむ。されどもその實は四公六民、五公五民、六公四民など、地によりて差異ありき。また黄金の大判、小判及び丁銀を鑄、新たに銀銅二種の天正通寶錢を造りて通用せしむ。當時の物價は、永祿十年に大和國に於て米一石の價八百廿七文、小麥は百文に一斗九升、油一升六十文、天正九年に砂糖一斤百四十文、蜜半斤二百卅四文なり。また京都に於て慶長六年に油二升の代、銀子二貫目なりき。

織田、豊臣二氏の軍賦は詳かならざれど、大名小名に其分限に隨うて兵を出ださしめしが如し。或は云ふ概ね祿高百石につきて三人なりきと。初め源平二氏の頃には諸國の豪族、皆家、子郎黨を養ひ、戰時には兵となして率ゐし。平時はこれに農耕を命ず。故に兵農の區別明かならざりしに、前期に至りて地方豪族の興廢頗る多く、家、子郎黨屢々浮浪して其主を求めしかば、諸國の兵士稍々土着せず。既に戰國の世となりし後は諸國割據の姿をなし、常に兵士を城内に蓄へて攻守に備へ、浮浪の處士を招致せしかば、兵農の別よく立ちたりき。此時代に至りては其別益々明かにして、兵士を悉く武士といふ。武士に士と卒とあり、士は戰場に馬に騎り、卒は徒歩す。故に卒を足輕ともいへり。

第三章 宗教及び感信

佛教はこの時代に於て更に前期と教旨の相違したるものあるを見ず。信長及び秀吉の宗教に對するや、教旨の上には甚だ冷淡にして、その措置は宗徒の向背從違の奈何によりたるのみ。元龜二年、信長の江越を伐ちしとき、延曆寺の僧徒は翻つて敵となり、石山の一向宗徒もこれと謀を通じ、再三山僧を諭せしも、終にこれに従はず。時に叡山の有様を見れば、根本中堂を始め堂坊みな荒廢に歸したれども、僧徒はこれを意とせずして酒を呼び、葷を啖ひ、山下より婦女を招集して、淫行破戒いたらざる所なかりしかば、信長は諸將の諫をも聽かず、吾國賊を除くのみとて、火を放ちて滿山を燒にし、僧徒及び其善美を併せて屠殺し、其領邑をも削り去りぬ。されば加茂川の水、雙六の采に比せられし山法師の威勢もこゝに頓挫して、この後遂に神輿振動の狂態を演ずることなかりき。信長は嗣つて石山本願寺の衆徒を攻めしかども、志を得ること能はざりしかば、天正八年天使の辱臨、關白近衛前久の周旋を待ち、數通の誓紙を交付して、僅かに退城の約を結びぬ。その

後は本願寺衆徒、毫も敵意なく、寧ろ互に禮遇したりき。斯く信長の佛者に對する峻酷なる處置は、宗義の上よりなせしにあらざることを明白なりと雖も、奉佛の念は實に薄かりき。既に延暦寺領を沒收せし上に、鎌倉幕府創立以來、猶ほ干渉を免れ來りし大和興福寺領にも守護を置き、また法華、淨土二宗の軌轢水火もたゞならざりしかば、安土に召して、兩々相辨難せしめ、法華僧の語沮むを見てこれを逐ひしことあり、世にこれを安土の宗論といふ。信長は斯くの如く僧徒の勢力を滅殺せしのみならず、更に佛法興隆の上に大いなる敵を輸入したりき。敵とは何ぞや、曰く、切支丹宗、耶穌教是なり。

室町の中世より、歐洲にては拓地貿易の事業、隆盛の運に響ひ、新たに亞米利加を發見し、また印度に航通し、豐あれば土地を侵食せんと欲し、常にその方便として人心を歸服せしめんがために、先づ切支丹宗を輸入したりき。永正七年、葡萄牙人、南洋の臥亞島を占領して、セジニイト教會を建て、廣く明と貿易を營みたり。天文十七年、薩摩國の一少年、郷里に於て人を殺してこの地に逃れ、耶穌教を信じて洗禮を受け、日本に布教せんことを勧めしかば、宣教師、フアンソア、ザヴィエイ等、鹿兒島に到り、先づ島津氏の許諾を得て布教に從事し、尋で九州諸國に布教し、これより漸次、東方に及び、關東諸州を経て、遠く仙臺、會津に至り、北は金澤、南は和歌山に及べり。その間、教徒は陽に徳行の良順なるを示し、教法の仁慈なるを顯し、貧窮を賑し、病患を憐みて、巧みに福音の説を演べしかば、到る處に人聽を傾け、貴賤を問はず、これを信する者多かりき。永祿二年、宣教師、ウイレラ、京師に入り、始め



寛永年間耶穌宗徒所拜の聖像



織田豊臣時代の武人(如藤正)

て會堂を建て布教に従事し、將軍義輝もこれに謁見を賜へり、西國には此教弘く宣布せられて、諸侯多くこれを奉ず、就中周防の大内義隆最もこれを喜びしかば、其封内に洗禮を受くるもの一年に三千餘人に及び、豊後の大友義統もこれを信じて「ザウイエイ」を其國に迎へたり、斯くて山口、府内、博多、平戸等には切支丹教堂の設立多く、神社佛閣は従ひて破壊せられぬ、この時全國に在留する宣教師五十九人に及び、教堂は二百五十箇處ありて、俄かに改宗して耶蘇教徒となりたる者十五萬人に至れりといふ、肥前の大村純忠、有馬義純等は内地に於ける宣教師の講説を以て不足とや覺えけん、更に使を羅馬に遣はし、法皇グレゴリー第十三世に拜謁して、信書方物を獻せしむるに至れりき。

織田信長は宗教に意なく、たゞ従ふを受し、抗するを憎み、また天下經營の政略に適用したるのみ、天台一向宗徒の如きは、頗る不遜にして、舊來の勢威を恃みて従はざりしかば、大いにこれを攻撃したり、これに反して耶蘇教徒は布教の念に篤く、ひたすら諂諛を呈せしかば、その懇請するまゝに布教を許し、京都四條坊門に方四衛の地を與へ、一寺を創建せしめて南蠻寺と稱し、五千貫文の地を寄附したり、これより近畿に信徒頗る増加す、信長に昵近したる日蓮宗徒、朝山日乘異教を憎みて、數々これを禁絶せんことを乞ひたれども、意を得ず、尋で信長は更に耶蘇教のために安土に大成寺を築きたりき。

秀吉の宗教に於けるは、また信長の如く冷淡にして、佛教を排斥するにもあらず、耶蘇教を崇信するにもあらず、某僧正、某長吏といふにも敬禮を施し、耶蘇教の宣教師をも禮遇

したりき。然るに耶蘇教全盛の九州に在つては教徒意外に跋扈し、神社佛院を破壊焚燒して、信徒以外の感情を害ふこと勘からず、またその覬覦の念を遏くするよしをも察したりけん。天正十五年、秀吉薩摩を征定して暫らく博多に留まり、九州の政務を處理しける折柄、長崎在留の宣教師「ガスパルケロ」の戦勝を賀せんが爲めに來り購せしに、頗る倨傲無禮なりしを横として、これを捕へて海外に放逐し、乃ち耶蘇教を禁じ、令を海内に布きて「日本國者神國たる處、きりしたん國より邪法を授候儀、甚以不可然事」とて、南蠻寺をも毀たしめたりき。さりながら一方には、黒舟の儀は商賈之事候間、格別に候とて、海外との貿易を許し、かば、國禁必ずしも國禁とならずして、猶ほ私かにこれを信奉する者あり。文祿の末には宣教師の京都及び大坂にある者を搜捕して斬に處し、邪宗の禁を嚴にせしかども、外人の猶ほ來りて、布教に従事したるもありて、耶蘇教の布及を止むるに足らず。其宣教師の書簡によれば、天正十八年の一年中に耶蘇教信者の發露して死刑に處せられしもの二萬五百七十人ありしも、其十八、十九の兩年に於て、新たに一萬二千人の信徒を作ることを得たりきといふ。その前後には基督教を信する者の中に洗禮を受け、法號を用ひ、印章にこれを刻むものあり、刀鐔の飾に羅馬文を鐫るものあり、十字架を以て自家の紋所とするものもあり。秀吉の臣小西行長は熱心なる耶蘇教信者にして、宗名を「ドム、オウギユスタン」と稱せしが、關が原の役に敗れて將に自殺せんとせしかども、其教制を思ひて天理を害せんよりは、寧ろ耻辱苦惱を受けんとて、縛に就きたりき。

國民の感情は前期と大いなる變化あるを見ず。神佛の威力靈現を始め、蛇の執念く憑きまどひし話、亡魂の水を所望せし話、人魂の死に先だちて出でし話など、さまざま、世にもてはやされぬ。また大坂にて大谷紀之助といふ者、惡毒に罹りしが、千人の生血を甜めなば至治すべしといふことを信じて、市中に千人斬をなして刑せられたることありき。

第四章 京都、大坂、及び諸國の交通

京都 永祿十一年、織田信長京都に入るや、父信秀の遺志を承け、皇室を崇めて先づ禁裡を修營し、公卿の領邑を復し、二條城を築きて足利義昭を居らしめ、京都に所司代を置き、京中の民庶に貧富を問はず米五百二十石を貸し、其利米を以て禁裏の供御に充てたれば、是より帝室漸く裕にして、皇儀日々に備はれり。また京中の地子錢を免じ、縣寡孤獨を救卹せしかば、市民も漸く堵に安んずるに至りき。

この時に當りて京都は戦亂の餘を承けていたく荒廢したれども、猶ほ日本第一の都府なれば、上京に八十四街、下京に四十三街あり、上京には公卿諸臣及び織紐を業となす者多く居住して頗る殷富なりしも、下京はこれに比しては貧賤なる者の居住するところなり。信長兩京の人民に課して金を獻せしめたりしに、下京はこれに應せしも、上京の人これを拒みしかば、大いに怒りて、天正元年、將士に命じ上京の處々に火を放ち、掠奪屠戮を恣まにし、其市街の大半を灰燼に歸せしむ。この時佛寺の破毀燒滅せられたるもの、六

小併せて一百に至れり。されど斯くの如く害を蒙りしに拘はらず、直ちにまた陸奥の運に向ひたりき。

信長薨せし後、其將士等相議して、嫡孫三法師の十五歳に至るまでは柴田、羽柴、池田、丹羽等の諸將より、所司代各々一人を出だして京都を管せしむること、定めしむるも、秀吉の威獨り日に月に熾なりしかば、天正十二年より、池田、丹羽は各々其下代を遣し去り、秀吉の所司代のみ京都を管するに至りき。かくて其翌十三年、秀吉は南北は一條より二條に至り、東は堀河を限り、西は内野を劃りて城地となし、大第を築きて聚樂と號す。石の築垣山の如く、樓門は鐵の柱、銅の扉にてかため、殿舎を始め局々に至るまで、百工心を碎き、丹靑手を盡くしたり。本丸の内に假山あり、山里あり、また外門に黒門、日暮門の號あり、黒門は鐵を以て飾る、日暮門は其門闌に鳥獸草木を彫刻す。諸人これを眺むれば、覺えず日暮に及ぶとて、かくは名づけたるなり。天正十六年、秀吉、天皇及び上皇の臨幸を請ふ。應仁以後、戰亂の世となりて、諸役久しく廢せしかば、前田玄以をして攝待の事務を掌らしめ、諸家の記録故實に據りて舊儀を追ひ、應永の北山殿行幸、永享の室町殿行幸の例に倣ふ。其盛儀行装實に眼を驚かせり。軍駕其第に駐まること五日、その間舞、和歌の會等ありて、燕嬰甚だ盛なりき。秀吉また禁裡、仙洞、公家、門跡に御料を上り、將士をして共に皇室を尊奉し、これを押妨することなく、また關白の令に違はざらんことを誓はしめたりき。されば皇室こゝに愈々興隆したりと雖も、猶ほこれを室町の盛時に比すれば、十が一にも及びざりしならん。この時正親町上皇歿ひたまひけらく、

萬代にまた八百萬かさねてもなほかぎりなきときはこのとき。

秀吉後にこの城を關白秀次に譲り、自らは別に伏見城を築きて移り住み、朝參する毎に五條橋を過ぎ、京極の西を経て禁闕に詣る。世秀吉を尊び、院宮に准じて御幸といへり。今の御幸町その通路なりき。聚樂城は文祿四年、秀次事ありて高野へ逐はれし後は、城樓門廢、離折敗壞し、其跡民家となり、田疇となり。天守、二の丸、樓閣、門池等の名のみ残りて町の號となり、また田の字となりたり。

秀吉の聚樂城にありし頃は、諸將またこれに比隣して第宅を營み、更に一部を添ふるが如くにして、洛中洛外彌々築えぬ。當時京都は荒廢の後を承けて内外區劃の別なかりしかば、所司代前田玄以、周回七里の中を京都とし、四方に封境を築き、脩竹を植う。これを四方の土手と稱す。また諸寺を一區に聚め、京極より六條までを寺町と名づく。寧樂、鎌倉既に大佛あり、京都豈これなかるべけんやとて、天正十四年、秀吉五條の東に方廣寺を建て、本尊の釋迦は木材を以て刻み、膠漆を以て塗る。高さ十六丈、華嚴說法方廣佛の體相なり。故に其寺號あり。四方の石垣は佛法破滅の世には大いなる石を以て作らざれば、豈み取らるべしとて、役夫を廿一箇國に課し、巨石を築き重ねて、墻垣となす。堂の聲高く空に輝き、玉の遷珞風に颯々、貴賤の參詣群集いふばかりもなし。後慶長中、回祿の災に遇ひしかば、豊臣秀頼再建して銅像となしたりき。この頃より次期に通じて、門前に併を賣るもの

あり、味美にして其名高し、稱して大佛餅といふ。

當時京都には五條河原に常芝居あり、秀吉伏見より参内する途に當りしかば、その喧嘩なるを嫌ひて、四條河原に移さしむ。遊女町は六條荒神河原の口、三條、四條の橋木町、下栗田口の松阪、五條及び北野などに散在せしを、天正十七年原三郎左衛門林又市郎といふ浪士官許を得て、萬里小路柳馬場に遊里を建て、諸方に散在せる娼樓をこゝに集めたり。名づけて柳町といふ。その後十三年を経て、慶長七年、柳町を更に室町の六條に移す。娼樓多くたちて、嫖客こゝに遊遊したりき。これ實に島原傾城町の起原なり。

大坂 大坂は古の難波なり、地形快濶にして河海を襟帯し、南海、西海みな指瀆の間に在り。古來近畿の要津として、諸國往來の船舶輻輳す。故に古は津、國と稱し、津守氏を置きて津務を掌らしめられき。かくて外蕃の朝貢頻繁となりしより、仁德帝特にこの地に別都を置きて、高津宮をたてたまひ、後、孝德帝に至りてまた長柄豐崎宮をたてらる。因りて特に攝津職を置きて、津、國一般の政務を兼ね行はしむ。延暦中、其職廢せられしも、外蕃の使者を饗應するためとて、攝津館を此地に設けられたり。されど猶ほ漁舍參差の地にして、住民の生業は一般に魚介の利に據りしが如し。高市王は、綱引する難波男の手にはふるどもと歌ひ、藤原清輔は、なには女のすくもたく火の下こがれと詠みたりき。室町の世に至りて和泉の堺津を以て海外貿易の要津とせしかば、難波の盛運はこれに移れり。然るに明應四年、本願寺の僧兼養、攝津石山の地を卜して一寺を建て、天正の初めその五世の

孫光佐は城塞五十一箇所を築き、守線内に所務五萬石を有ちたり。その退城せし後、京師は山勢逼塞し、運輸の便を缺くを以て、秀吉この地に城を築き、力を殫くしてこれを経畫し、六萬人の工夫を役して晝夜兼ね行はしむ。規模宏大、東は田沼を控へ、西は東横堀を外濠に充て、南は平地にして、北は淀川を帯ぶ。城樓の壯麗なる、塹壘の堅固なる實に天下一と稱せらる。秀吉また堺の商人をこゝに移ししかば、股賑を極めて商業第一の地となれり。豊臣氏の滅ぶるに當りて、城壕は埋められ、外郭は毀たれ、天守は焼けたりと雖も、尋で元和四年に幕府、松平忠明に命じてこれを修繕せしむ。六年にして功を竣へたり。初め忠明こゝに封せられしが、元和五年より番城として城代を置き、幕府の直轄となしたり。城の天守は寛文五年雷火の爲めに燒失し、爾來再築せられしことなし。

諸國の交通 信長、秀吉共に民政に注意せしかば、従うて道路交通の便を計りしことも少からざるべし。信長近畿を平定して後、元龜二年、使者を四方に發して里程を定め、道路を修繕し、大路は幅三間半、小路は三間、みな其兩傍に松柳の二樹を列ね植ゑしめ、且つ所々の關刻を廢す。これより道路の制、漸く具はりたり。されど列國の大名は戰國の習を帯び、秀吉の時より干戈漸く靜かなりと雖も、なほ比隣に備へ、要路を塞ぎ、ことさらに橋をも架せず、渡をも設けざる所多かりき。

第五章 人情風俗

織田氏尾張に起り、豊臣氏また尾張に出づ。其部下柴田、丹羽、前田、加藤、福島、蜂須賀、池田等の諸將にもまた尾張の産多し。さればにや傳へいふ。此時代に京都にては、下流は知らず。上流社會の言辭は、尾張詞に轉訛したるもの頗る多し。言辭にして既に然らば風俗も然らざるを得んや、かくて鎌倉の中世以後、都人は却つて關東の方言を學び、また其風俗も關東風を混化したりしに、今はまた尾張武士の風を融化したり。これに反して質朴なる尾張武士も、華美なる京都に出でし後は、漸く都洛の浮華輕佻の風に化せざるを得ざりき。

信長の世はなほ草創の時代なり。秀吉に至りて法令漸く具はり、寛嚴その宜しきを得て、大にしては諸大名を控制し、小にしては庶民の僭上を抑へ、風俗の紊亂を矯正したりき。その大要をいへば、まづ諸大名の私に嫁娶し、また深く盟約を結ぶを禁じ、侍妾を多く蓄ふるを禁ず。また乗物御免の衆并に古公家長者出世の衆を除くほか、壯年なるもの、乗輿を禁ず。但し五十以上の者には路次一里以上なればこれを許す。また貴賤を論せず主人に奉仕する者の、暇を乞はずして悉まゝに出づるを禁じ、庶民の武器を沒收して爭擾の患を防ぎ、田畝を亂妨するを禁じて農事を奨め、喧嘩口論は堪忍する者を以て理運となし、相鬪争するに至れば、理非を問はずして雙方ながら同罪とす。所謂喧嘩兩成敗とはこれより始まれり。また小袖御服の外は、絹裏を許せども、絹を以て表とすることを許さず。特許を得たるもの、ほか衣紋に菊桐を著くることを禁ず。これ菊桐は皇室の紋章な

ればなり。覆面して往來すること、及び諸士の裏附の袴裏つきの足袋、及び尻切を穿つことを禁じ、供從の際には足半を穿たしむ。中間小者に至つては平生もこれを穿ち、草足袋を著くるを得ず。その他大酒、長夜の飲、私怨を以て仇を復すること等を禁じたりき。

諸國の大小名は各々其家々にて、特別の法令を下し、或は壁書などいひて訓令するもあり、その下に對する法規一様ならざりき。その一例を掲ぐれば、肥後侯加藤清正が家士に申し渡しし條々に曰く、

大身小身によらず侍ども可被覺悟條々、

一奉公の道、不可油斷、朝卯刻より兵法をつかひ、食を喰ひ、弓を射、鐵砲を打、馬に可騎候、武士の道、嗜よろしきには、別して加増可遣候事、

一なぐさみに可出存候は、鷹野、鹿狩、相撲、か様の義候て可爲遊山事、

一衣類の事、木綿袖の類たるべし、衣類等、金銀を費やし、手前不成旨、申もの可爲曲事、且不斷、身上相應に武具を嗜み、人を扶持すべき軍用の時は、金銀可遣事、

一常々、傍輩つき合、客主人、亭主の外、出申間敷候、食は黒米飯たるべし、武藝修行の時は、人數多く可出會事、

一軍禮の法、侍の可存知事、不入事に華麗をこのむもの可爲曲事、

一亂舞一圓停止之、太刀を取れば人を切らんとおもふ、然る上萬事、一心の置とてるより出るものにて候間、武道の外、亂舞稽古の輩可加切腹事、

一學問は可入精、兵書を讀、忠孝の心懸可爲重要、詩、聯句、歌をよむ事停止なり。心を華奢風流に、手弱きことを存候得ば、いかにも女のやうになるものにて候。武士の家に生れては、太刀、鎧を押取て生死すべき道を知べき義、本意にて候。つねく、武士の道吟、味せざれば、いさぎよきことは不成ものにて候間、よく、心を武にいさむること肝要なり。

右の條々難動と存輩有之候は、暇遣申べし。速に還吟味、勇道不成もの、印を付可、追放事、不可有疑、依如件。

この時、蘇教師の諸國を宣教して耳目に觸るゝところを詳記したるものに曰く、日本貴族の家は瓦石造にして、規模の廣大なる、構造の美麗なる、佛國の凱旋門、西班牙の「サゴウ」橋に似たり。砲臺、堡塞には石造のもの多けれども、居宅に至つては概ね木造なり。貴族はなべて美屋に住し、其製二層にして、第一層は外方にありて、家族の住する所、第二層は家主の住する所なり。必ず別室ありて最も美なり。畫壁、金屏を匝らし、床上に名書を掛け、花草を滿挿し、障帷を懸飾し、茶器、刀劍を飾る。平民の住居は木造にして、富者は白壁を塗り、屋上にも突き出でたる修飾あり。室の周圍には露臺あり、庭中の樹木の美觀樂むべし。屋根は片板を重ねて瓦に代へたり。貧者の家は粘土の壁に、木枝を以てこれを支障し、屋根は藁草を以てこれを蓋へり。

頭髮は年少なる者は其前面を剃却し、職工の「刈」及び鄙野の農夫は、その半を剃り落せり。

貴族は全部の頭髮を蓄へ、後部に髻を結び、これを尊ぶ風俗なり。男子は十二歳にして始めて刀劍を帯び、夜間休憩する外、取て腰間を脱せず。寝に着く時と雖も、尚ほ枕頭にこれを安着す。劍は精鍊を極め、歐洲の劍を兩斷するも、刀口、疵痕を殘さずといふ。一年に更衣の期ありて、冬衣と夏衣とを交換す。幼稚の人は長さ踵に至る衣を穿てり、室内にてはこれを垂下すれども、街上に在つては小帶を以てこれを結取す。上袍あり、その袖は少しく肘下に垂る。日本の履物は鞋躰なし。平民の着衣は其垂下する膝頭に至つて止まる。若盤形の模様ある大幅の帯を締め、大小刀を佩ぶ。市街に在るも、村邑にあるも、すべて斯くの如き形容にして、常に杖を手にす。また男女に拘はらず、皆扇子を持てり。頭上には男女とも常に被りものなし。唯貴人は夏の間、頭に日笠を戴き、高位の夫人が父母の家に歸省するか、又は父母の來ることあるときは、麻布にて製したる「コアフ」の類を被ることあり。貴人は門外に出づる時は、僕從等傘を捧げて日を遮る。婦人の衣服の華美なるは、日本に及ぶもの他にあることなし。首飾は十分ならざれども亦看るべきものあり。頭髮は巧に頭の後部に下垂し、總ある絲を以てこれを結べり。眞珠の指環ありて尤も精工なり。其帯は甚だ大いにして、金銀の縫箔、花紋等ありて美麗を極む。長き衣服を幾襲となく身に纏ひ、其上に表衣を着す。衣の後部を地に曳くこと數尺なり。日本にて婦人の品位を知るには衣襲の多少を以てす。五襲のものあり、十襲、二十襲のものあり。

日本人の食饌は常に清潔にして且つ美を盡くせり。食卓は方形にして低き一の脚あり。

一人一卓なり、食饌の更る毎に器を改む、食卓甚だ美にして、松杉の板を以てし、漆きたるもの、漆したるもの、金銀を鏤めたる蒔繪のものあり、客を招きて筵を開く時は、通例初め二三種の肴を出だす、客は酒を用ひず、此肴を食し了つて第二回の酒饌に及ぶ、中等以下の人は米、野菜、魚肉を常食とす、富者は尤も美食に誇り、其食卓、肉菜を堆く盛り立て、恰も埃及の高塔の如し、肉には金粉を飾ひかけ、また杉樹の一小枝を添ふ、貴人の食には、時として鳥の全體を用ふることもあり、嘴は飾るに金を以てし、脚を去ることなし、食卓には布巾、卓布の設なく、また肉叉、匙、小刀等も用ひず、唯箸を用ひてこれに換ふ、其箸を用ふることも尤も順便にして、肉を脱落することなく、また手指を汚すことなし、箸は象牙、杉樹、或はその他の香木を用ひ、長さ尺許あり、日本人の好める飲料は、深湯に茶葉を入れたるものなり。

日本人一般の氣質として名譽を重んじ、外より賤め下げすまるとは、尤も嫌忌激憤すること、敢て外國人の比すべきところにあらず、且つ日本人は其身分に准じ、責任の義務を怠らざるに由り、不正の言語を發し、損害をなすこと従つて少し、而して諸人互に尊敬し、就中、貴族等の禮讓に至つては、位階順序、座作進退の容儀等にてこれを表す、下賤貧困なる傭夫の如きに至るまで、相互の禮敬あるのみならず、當然正理の待遇を好む、たとへば人に雇役せらるゝに雇主の待遇、若し些少其意に適せざることあれば、直ちにその傭はらるゝことを止む。

すべて不正を好まず、盜賊を惡むこと特に甚だし、假令ひ些少の物件たりとも、これを盜みし人發覺して捕へらるゝに於ては、直ちに殺戮せらるゝも異議するものなし、また貪慾を嫌忌す、若し一人貪慾なるときは、目して卑劣醜體、廉耻なき者とす、父母を尊敬することを尤も重しとし、若し父母に事ふる義務を欠くものあれば、正しく神明の罰を蒙むることゝ信用す、また眞に人を尊崇して、その外見虚飾に係はらずして、貧困を耻ぢず、君主の行に於て賞讃すべきは、通常家臣の内に於て篤行廉直なる一人を撰擧し、これをして日夜言行の過失を諫争せしむ。

すべて日本人の風俗を記載する書の説く所に據るに、其勇氣の猛なると堪忍力の強きことは、敢て測知すべからざる者ありと、洵に然り、また甚だ多言を賤め、短慮なる者は狂人とし、愁訴するものは、怯夫とし、威強強き者は、婦女子に比す、因て事業衰頽に傾くも、家産破滅に及ぶも、或は賭博或は戰鬪攻撃の利を失ふも、神佛の加護を祈念すること絶わて有ることなく、また其加護なきを怨望罵詈すること曾て無し、貴族に於て不法不行跡となすべきは、足を以て平民を蹴り踐しむる風習なり、平民たる者はまた自ら奴隸となるべきため、世上に生れ出で、自主自由の權理を有すること無きものとしてこれを甘受せり、男女の配合は彼此一面會もあらずして婚姻す、通例一夫一婦たれども、また些細の事件のために離縁すること甚だ容易なり、婦人は其夫を去り、他に婚嫁する權理を有することなし、婚禮の時に於て、婦人その夫に贈物として一品たりとも持參することなし、

これ持参物あらば、婦人に専恣傲慢なる所爲あらんも測り難しとするに由る。日本國に於て最も善良なるは少年の教育にして、敢て外人の及ぶところにあらず。第一日本人は少年をして臆病ならしめざる爲めに、温和の教育を主とす。若し苦情を發し、號哭をなすが如きに至りては、唯安慰に力を盡くし、これを靜止せしめ、決して威嚇してこれを懲戒することなし。その他日本人は唯畏敬せしむるを以て教育となさず、兢勉の心を起さしめん爲め、名譽を以て獎勵し、勤務を怠らざらしむ。是に由つて小兒、年七歳に満たざれば、教訓を受くるに堪へざるものとし、決して學校に入るゝを見ず。小兒の才に従ひ齡に應じて爾ふべき教訓を受けしめ、其志の趣くところに任せて、敢てこれを強ふることなし。其教たるや、國の風俗を知らしめ、或は書を習はしめ、或は言語を正し、且つ向後なすべき職務の方書を授くる等なり。就中、其祖先の事業成功、或は他人の富貴利達を得たる所以を説諭し、これを獎勵するに注意せりといへり。

第六章 兵 事

北條氏執權の間、争亂の大いなるものには、承久の役あり、弘安年間に蒙古襲來の變あり、その外往々干戈を交ふることなきにあらずと雖も、概するに康安無事なりしが、元弘三年官軍の大擧して北條氏を滅ぼし、より、續いて南北兩軍の劇戦あり、諸國兵亂の衝となりて、刀の鞘に藏まり、弓の彘に收まる暇なし。是より甲冑武器の制は輕便を主とし、銳

利を競ひ、新製に趨りて古式は日々に失はる。南北兩朝合一して世は少康の姿なりしも、應仁以來はまた未曾有の大亂を生じ、人々甲冑を脱する暇なければ、武具の變遷益々著し。さなきだに五十年、百年を経れば、何事も變り行く習なるに、天文年間に至りて此變革をして尙ほ急劇ならしむべきことを起りたれ。

時に天文十二年、葡萄牙の船一艘、大隅國種子島に漂着したり。船中の人鐵砲を以て鳥獸を射る。鐵砲は國人の未だ曾て見聞せざるどころにして、その發するや、雷の閃くが如く、その鳴るや、驚雷の轟くが如く、人々駭歎せざるはなし。島主種子嶋時堯、見て希世の珍となし、購ひてこれを練習し、また其臣笹川小四郎をして火藥を製する法を學ばしむ。然れども未だ我國に於て銃を造る能はず。翌年、葡船のまた大隅に來るものあり、その中に鐵匠ありければ、時堯大いに喜びてこれに學ばしめ、新たに數十の鐵砲を製するを得たり。これを我國鐵砲傳來の始めとし、種子島氏より世に傳はりたるを以てその頃これを種子島とも稱したり。是より先き鎌倉時代に於て既に鐵砲の名あり、元人の我國に寇せしとき、此器を齎らしきと傳ふ。然れどもこれは支那の金元時代の震天雷の類なるべく、火藥爆裂の力により、轟然たる大聲を發せしめて敵を驚かし、鳥獸を畏れしむるものに過ぎずして、西洋の銃砲の傳來せしは、實に天文年間を以て始めとす。

斯くて時堯は鐵砲を島津義久に贈り、義久はこれを幕府に獻じたり。また紀伊根來寺の僧杉坊といふもの千里を遠しとせず、來りて其術を時堯に學び、これを東國に傳へたり。

抑々鐵砲の用たる其勢烈くして弓箭の比にあらず軍陣に用ふるに無雙の利器たるに
 より諸國の武人競うてこれを傳へ學び未だ幾ばくもあらずして殆ど全國に傳播し軍
 中先隊の兵器となりたりその後天正四年西洋よりまた大砲(大筒)を傳ふ其勢殊に強く
 山谷爲めに震動し城壁微塵に崩る大友宗麟これを得て悦ぶこと斜ならず名づけて國
 崩と號したり斯くの如く猛烈なる武器の新たに軍陣に用ひられしよりその他の兵具
 は從來のまゝにてはこれに當る可らずさればこそ天文の頃より永祿天正年間に至り
 ては殊に著るしき變遷を生じたるなれ就中その革まりたることの最も甚だしきは着
 て以て銃彈を避くべき甲冑の製にぞある。

源平時代にあつては戰場の驅引激烈ならず呐喊し入り亂れて戦ふが如きこと多から
 ずして専ら騎戦の矢軍なりき故に鎧の重きは馬に負はせて驅引し敵に會へば名乗り
 合ひ矢頃になれば射差ふ敵より射向へば鞍壺に俯向きて鎧を傾くるに吹返自ら鎧を
 掩うて楯となり楯檣鳩尾の板は上につて肩を覆ひ大袖は左右より垂れ下りて前を
 拒ぐ起き上つて敵を射るときは左右の袖背部にうち重なりて後を防ぐ楯となりき
 南北戦亂の頃に至りては歩戦を旨とし戦鬪の激烈なること古の比にあらず進退驅引
 最も輕捷を要すこれが爲めに從來多くは歩兵從卒の間に行はれたりし胴丸に袖を附
 けて鎧に代用することとなりぬこれより鎧の古製は次第に變じ來り鐵砲の傳播する
 に至りて大變革を受けたりすべて古の鎧は革を以て札とし偶々源家に鐵札の鎧のあ



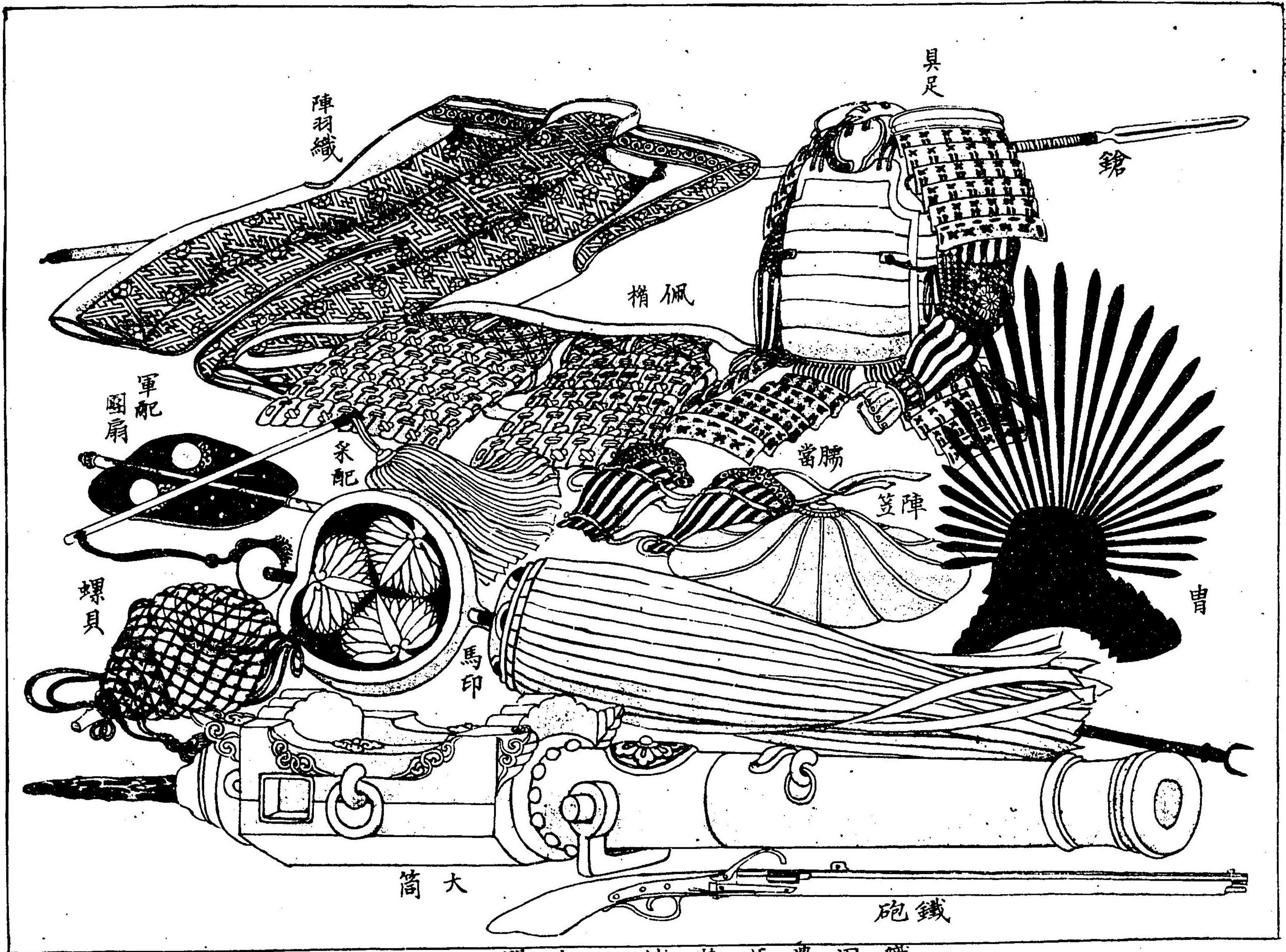
織田豊臣時代の武人(第一高等学校蔵)

りしを、薄金の鍔と稱して、頗る珍奇の物となす、或は革札に鐵を交へて成したるもありて、子金交へたる鍔とて、強力の士のみ着する所なり、これ等はすべて常製にあらずして、普く行はれたるは革札の製なりき、しかるに鐵砲の傳はりてより、革札のものは銃彈の力に得堪へず、是より甲冑は鐵札を以て作り、或は鐵板を以て其胴を張る、かく鐵を用ふること多く、其重さいたく増加したるを以て、華美に趨りて用をなすこと少きものは、勢これを省略せざるを得ず、因りて古製の鍔は廢れて、簡略なる胴丸の製によりて改め作られたるもの大いに世に行はれたり、さてその新製のものを見るに、脇楯なく、柄楯板に代ふるに杏葉を以てし、草摺を八枚に分つなど、胴丸に等しく、また古製にある冑の吹返しを省き、甲の障子板、逆板、總角、弦走の革、その他種々の金物を略す、鍔の袖は古は大いにりしを小袖となし、また押付に「ガッター」受筒などいふものを作り設けたり、此類の製を古製と區別せんが爲めに、上代のものを鍔と稱し、當時のものを具足と稱す、具足はもと鍔と通じたる名なりしを、この頃には斯く區別して用ふるに至れるなり、またこの時代に至りては頭に被るに陣笠といひて、鐵板を以て笠を作り、漆を塗りたるもの、専ら雜兵の間に行はれたりき。

斯くの如く甲冑の製大いに簡便に赴きて、實用を旨としたりと雖も、猶ほ一軍の大將、旗頭たるものは華美をこそ専らとせざれ、奇異にして人を驚かすべきものを作りて、一は其勇強を示し、また功名の武器によりて益々顯はれんことを欲したり、今當時諸將の着

したる胃の有名なるものを擧げんに、加藤嘉明のものは形を富士山に擬して、名をも富士山といひ、また其具足の胸に天人の雲に乗りたる態を詩繪にしたり、竹中重治の胃は一、谷、明智秀俊の胃は二、谷といふ、攝津一、谷二、谷相並べりとかや、柴田勝豊の胃は鐵拐が峯といふ、是は一、谷よりも高く峙ちたりとの義なり。うの他浦野若狹守の小水、牛、黒田長政の大水、牛、日根野備中守の唐冠、原隠岐守の十王頭、福島正則が四股鹿の角、本多忠勝の佐藤四郎が胃、蒲生氏郷が銀の鮫尾、伏木久内のわり、始武田信玄の諏訪法性、豊臣秀吉の八日ノ月、加藤清正の長鳥帽子、矢田作十郎が鯉の胃、藤堂新七の帽子、細川忠興が山鳥ノ尾の胃など、何れも有名なるものなりき。

前に述べたる如く、永祿天正の頃に至りては、武器を用ふるにすべて輕捷便利を旨とし、古來の式法は省略すること多かりき。源平以前より元弘建武の世を経て、將士は甲冑の下にも鳥帽子直垂を着る習なりしが、此時代に至りてはその實用に利なきを以て大抵は略して用ひず。頭は髻を解き髪を亂し、鉢巻を占めて、その上に胃を被る。具足の下には直垂、水干ともに被ることなし。豊臣秀吉が九州征討の際、赤地錦の鎧直垂を着たりといふは甚だ稀なる例に過ぎず。徳川家康の臣井伊直孝いひけらく、人毎に具足櫃を持たせて、早く取り出だす志を用意するものあり、取り出だす間も運びほどのことあらば、何時も素肌にて駆け付けてこそよけれ。具足を着たるを着ざるとの差別はなきことなりと。されど直垂を畧しては事餘りに簡に過ぎ、威嚴を失ふ恐ありしが爲めなるべきか、その



織田豊臣時代の兵器



馬及其具之圖

頃には陣羽織といふもの世に行はる。陣羽織は多くは美しく書きたる革を以て作り、具足の上に着るものなり。天文、永祿の頃これに具足羽織といへりき。
弓箭は其功、鐵砲に及ばざるを以て、鐵砲の行はるゝに至りては、狩獵戰陣とも之を用ふるもの大いに減じ、矢合の式に用ふるなどの外、軍用の器としてこれを携ふるもの多からず。刀劍は鐵砲傳播しても衰ふべきものにあらず。一は兩軍相距たる時、用ふるに宜しく、一は接戰の具なり、二者用を異にして一も闕くべからず。されば古へよりこれを愛玩すること甚だしく、鎌倉時代の初めに至りては、劍工の名手殊に多く、後鳥羽上皇の親らこれを鍛ひたまひしこともありき。爾來敵を討ち身を防ぐ要具として、江戸時代を通じて、これを以て武士の魂と稱したり。當時武士が誓約をなすには、小刀を以て大刀を打ちてその赤心を表す、名づけて金打カネウチといへり。これを以ても刀劍を己が心肝と齊しくしたるを知るべし。大刀の長さは源平時代には未だ非常なる長刀を用ふるものなかりしを、蒙古襲來の頃より次第に勇を弄して、刀の長さに誇り人を驚かすに至れり。元弘の頃、五尺餘の大刀を無雙と稱したりしが、建武以後に至りては五六尺の大刀は珍しからずなりぬ。傳へいふ、因幡の人福間三郎が佩きたるは長さ七尺三寸と、これ等は古今無雙の長刀なるべし。この時代に至りてはその長さ少しく減したるが、猶ほ眞柄直陸の大刀は五尺三寸と稱した。記して曰く、和人の刀大抵五尺、これを前後左右に揮遮し、一丈の内唯白刃を見て、（中略）と豊太閤が朝鮮征伐のときは武威を示して彼を懼服せしめ

んが爲めに、常の大刀の外に殊に大いなる木刀を作り、白纏を纏きて、我朝の兵皆これを
扱きたるまゝに肩に負ひしかば、日光に映りて閃電の如くに見えたりきといふ。

斯くの如く元弘建武の前後より長き大刀を受するに至りしかば、古への制なるをば小
大刀と名づけて、大小二口を佩き、また脇差をも帯びたるを以て、帯刀の數三本に至れり。
蓋し本邦太古の俗に三刀を帯ずることありしが、その後此俗絶えて二刀に止まれるを、
この頃より武人の軍に臨むに往々三刀を帯ずるに至りしなり。この時代に至りては小
大刀を脇刀また脇差といひて、大小二本の帯刀を併せて、大小と稱し、古への一尺以内の
脇差はこれを小脇差といひて、區別するに至れり。また古へより刀に添へて携ふるもの
に燧袋あり、上古は旅行甚だ不便にして山野に宿すること屢々なりしを以て、旅人は皆
火を鑽る具を携へたりき。旅行にもまた露宿のこと多くて、同じく燧石を携ふる要あり
しが、源平の頃に至りてはその要よりも、嘗て日本武尊のこれを携へたまひし先例に重
きを置き、此古實に従ひて軍陣に武士は必ず錦の赤皮を提げてこれを燧袋といふこと
とし、此時代までもこれを携へたりき。

鎧の名は建武年間より見え、室町時代に至りては將士は概ねこれを携へたり。されば軍
陣の功名を賞するにも一番鎧、二番鎧または鎧先の功名の稱あり、賤、縁の職には秀吉の
近侍の士に七本鎧の高名あり。鎧の種類は一ならず、素鎧最も多く、なほ大身鎧、管鎧、鎌鎧
なほいふ類いと多かり。薙刀も廢るゝことなかりしが、鎧の流行と共に、男子の間には行

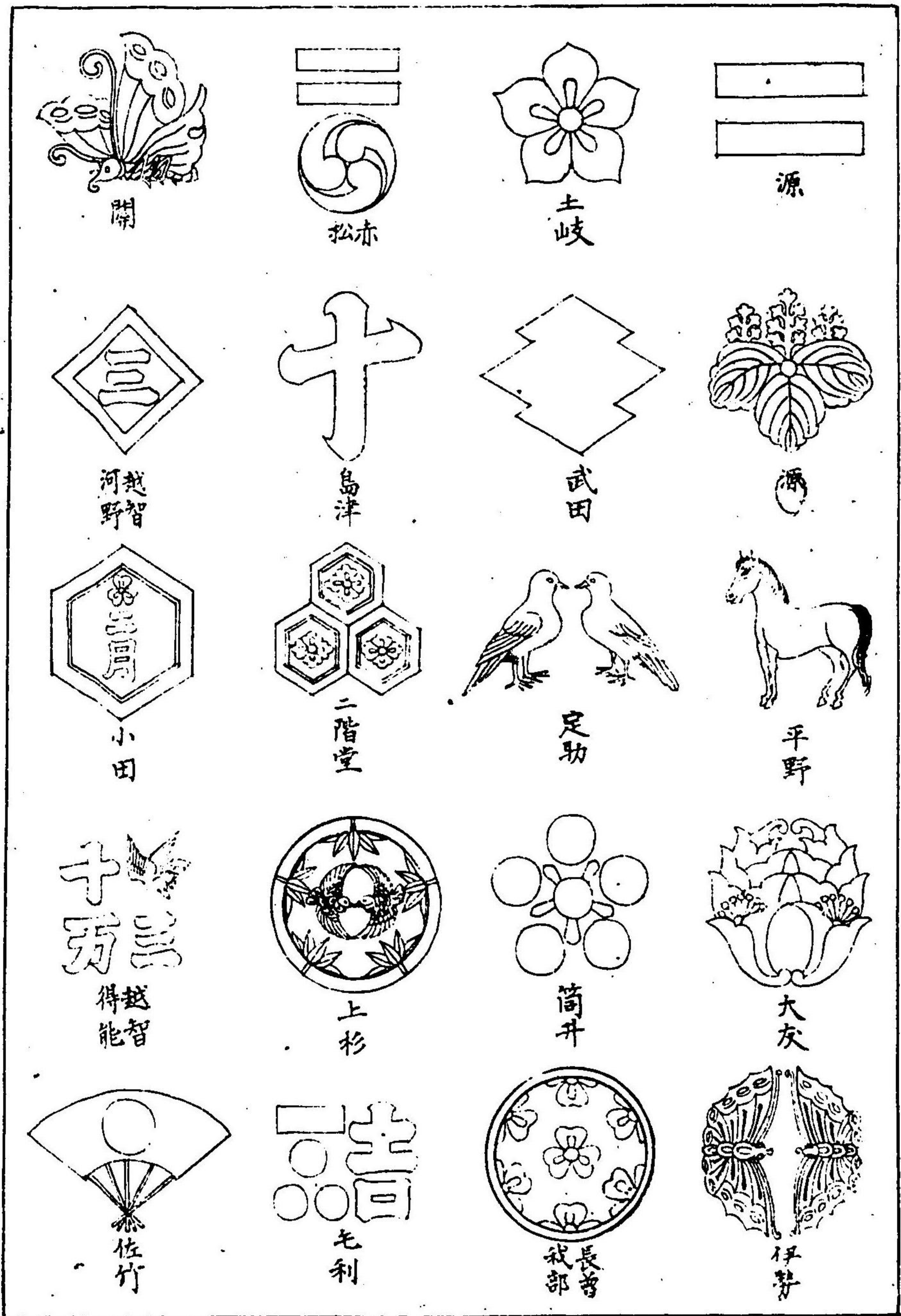
はるゝこと少く、婦女の武事を知れる者多くこれを用ひたるが如し。されどまた信長が
歩兵に令して刀の長さ三尺餘、柄の長さ四尺なるを持たしめ、これを前隊におきたるが
如きは、薙刀の一種なるべきか。

弓矢を用ふること少くなりしより、何時しか母衣の元來の要を忘れ、これを以て軍陣装
飾の具と考へ、その中に籠を包みて、常に圓く膨だみたる様に作るに至れり。また袖、袴を
つけ直垂に似たるものを作り、これを古代の母衣なりと欺くものもありき。楯は鐵砲の
傳はりしより、鐵にて作れるもの多くなりぬ。また南北朝の頃、ひしぎ楯といへるは竹に
て作れるものなりしが、前期の季、鐵砲の猛勢を遮らんが爲めに、竹幹數十本を縛して楯
の用に充つる物多く行はる。これを竹束たけむすといひ、甲斐の武田家にて創作せしものなりと
いふ。

戦國の世に至りては武事大いに衰達して、兵器の種類及び其名稱も大いに複雑となり
たり。たとへば旗幟の制を見るに、將軍義政の時、畠山政長、同義就、干戈を交へしに、一族の
中なれば其旗同じくて、敵味方を別ち難しとて、政長は己が旗に乳といふものを付けて
竿にさしてより、世人皆これに倣うて旗の制是より一變したり。これ後世の所謂のぼり
なり。馬標といふものは、永祿年中まではなかりしに、元龜の頃より始まれりともいひ、或
は天文の頃、北條氏康の家より始まれりともいふ。これを纏まとともいふは、武田家にていふ
稱なりとかや、その形種々ありて人々の意のまゝにつくる。上杉謙信の大根の折かけ、豊

臣秀吉の千生鳳篋、徳川家康の七本骨の扇などは大將の武名とともに其名世に高かりき。指物は源平時代の腰小旗の類なるべきか。後世にいふ所の指物は應永頃よりのものなるべし。四半綺羅、切割轆轤の類あり。元龜の頃までは其形小さくて、或は鍔の背にさし、また従者にも持たせしが、その後形次第に大きくなりて、將士はこれを馬に添へてたつること多くなりたり。冑の立物も元弘、建武以來は其種類多くなりて、金屬にて、梅花、桔梗、または扇子の形を作りなせして、冑の前部に立てたりき。

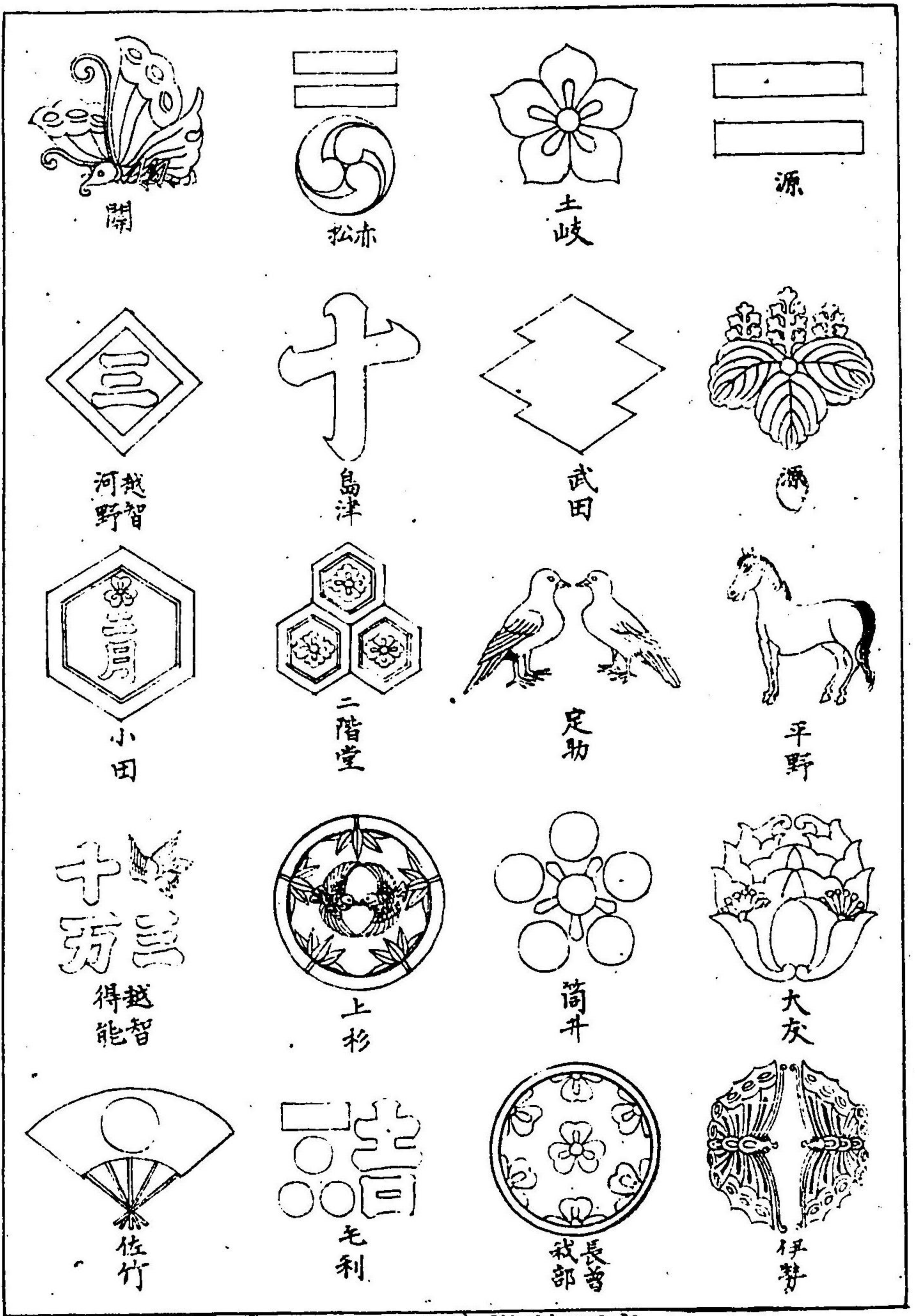
陣中に用ふる旗、幕には家の定紋をつく。定紋は後世は衣服器具などにもつくることなれども、その初めはこれ等につけず。源平時代に於て諸將が他と區別せん爲めに、旗、陣幕に徽章を附けたるより起り、その後次第に移りて、素襦直垂、勝、袴、中持の類にもつくるに至れるなり。但し公家の紋はいさゝかこれに異なり、もと袍衣の織紋より出で、後には武家の定紋に倣ひて、幕、その他種々のものにも附くるに至りしなり。皇室に菊桐の紋章を用ひらるゝは、黄櫨染の御袍とて朝賀、節會などの時、主上の着したまふ袍に、桐竹、鳳凰、麒麟の織紋あり、赤色の御袍とて主上、皇太子、特に後深草上皇の頃より、太上皇の着せらるゝものに、窠内に菊八葉の紋あり、これより桐と菊とは出でたるならん。その他攝籙の袍には雲立、涌木、間は雲鶴、臣下は浮線、綾の丸、響唐草、輪無、輪違等家々に定まりて用ふる紋あり。さて武家にては清和源氏は世々二引雨及び桐を以て紋とす。新田氏これより出で、また然り、足利氏もこれより出で、三引雨を用ふ。近江の佐々木は六目結を以て紋と



室町時代武家紋所

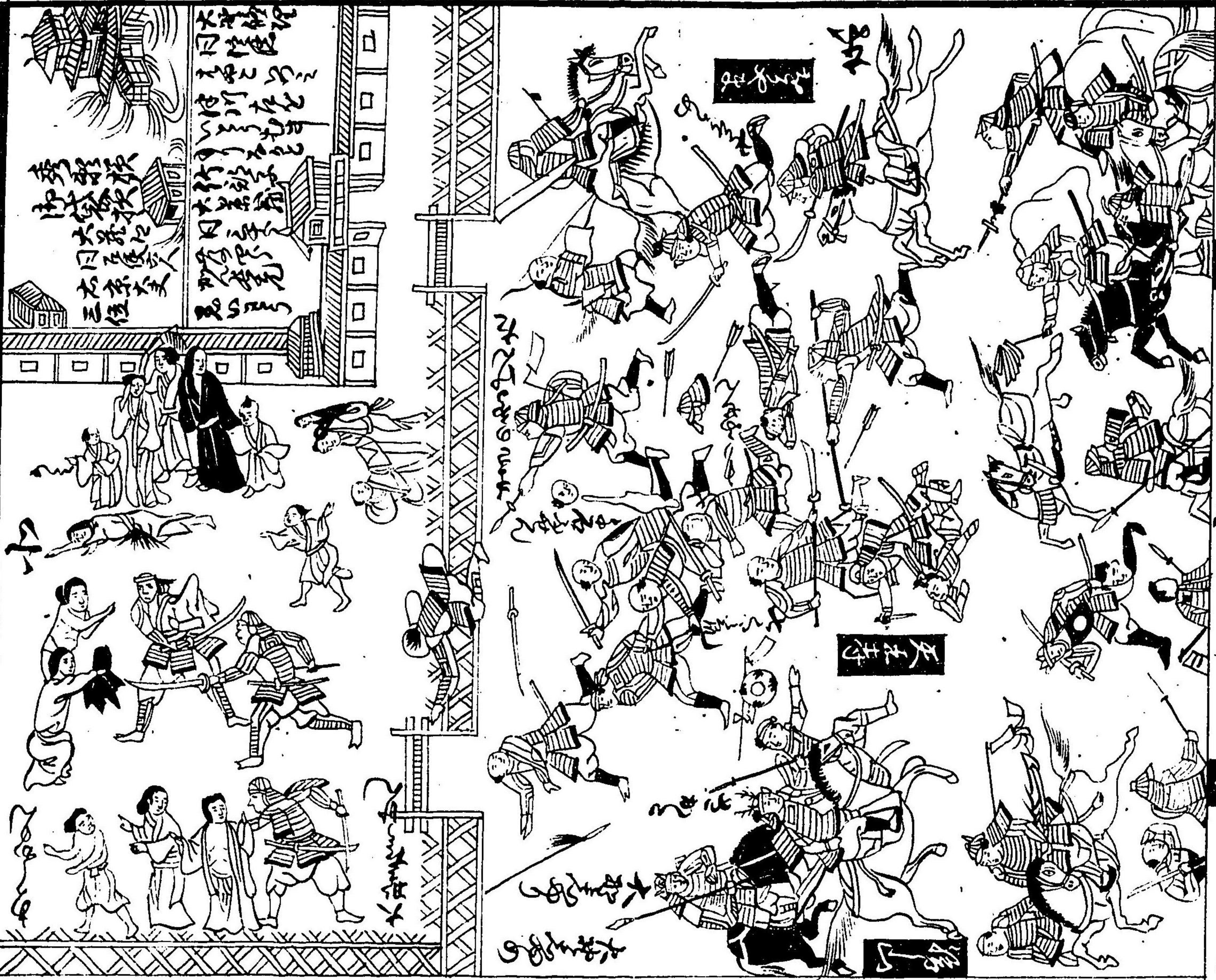
臣秀吉の千生願算、徳川家康の七本骨の履などは大將の武名とともに其名世に高かりき。指物は源平時代の腰小旗の類なるべきか。後世にいふ所の指物は應永頃よりのものなるべし。四半綺羅、切刺、縹緗の類あり。元龜の頃までは其形小さくて、或は鍔の背にさし、また従者にも持たせしが、その後、形次第に大きくなりて、將士はこれを馬に添へてたつること多くなりたり。冑の立物も元弘、建武以來は其種類多くなりて、金屬にて梅花、桔梗、または扇子の形を作りなせしめて、冑の前部に立てたりき。

陣中に用ふる旗、幕には家の定紋をつく。定紋は後世は衣服器具などにもつくることなれども、その初めはこれ等につけず。源平時代に於て諸將が他と區別せん爲めに、旗、陣幕に徽章を附けたるより起り、うの後次第に移りて、素襦、直垂、膝襦、中持の類にもつくるに至れるなり。但し公家の紋はいさゝかこれに異なり、もと袍衣の織紋より出で、後には武家の定紋に倣ひて、幕、その他種々のものにも附くるに至りしなり。皇室に菊桐の紋章を用ひらるゝは、黄檗染の御袍とて朝賀、節會などの時、主上の着したまふ袍に、桐、竹、鳳凰、麒麟の織紋あり、赤色の御袍とて主上、皇太子、特に後深草上皇の頃より太上天皇の着せらるゝものに、窠内に菊八葉の紋あり、これより桐と菊とは出でたるならん。その他攝録の袍には雲立涌太閤は雲鶴、臣下は浮線綾の丸、唐草、輪無、輪違等家々に定まりて用ふる紋あり。さて武家にては清和源氏は世々二引兩及び桐を以て紋とす。新田氏これより出で、また然り、足利氏もこれより出で、三引兩を用ふ。近江の佐々木は六目結を以て紋と



室町時代武家紋所

大坂安部之合戦之圖



此の戦は、徳川家康の東軍と、豊臣秀頼の西軍との間で、
 大坂の陣の最後、西軍が徳川軍に大敗したことを描いた。

徳川軍
 徳川家康の東軍は、大坂を包囲し、西軍を打ち破った。

豊臣軍
 豊臣秀頼の西軍は、大坂を占拠していたが、徳川軍の攻めを喰ひきれず、大坂を明け渡した。

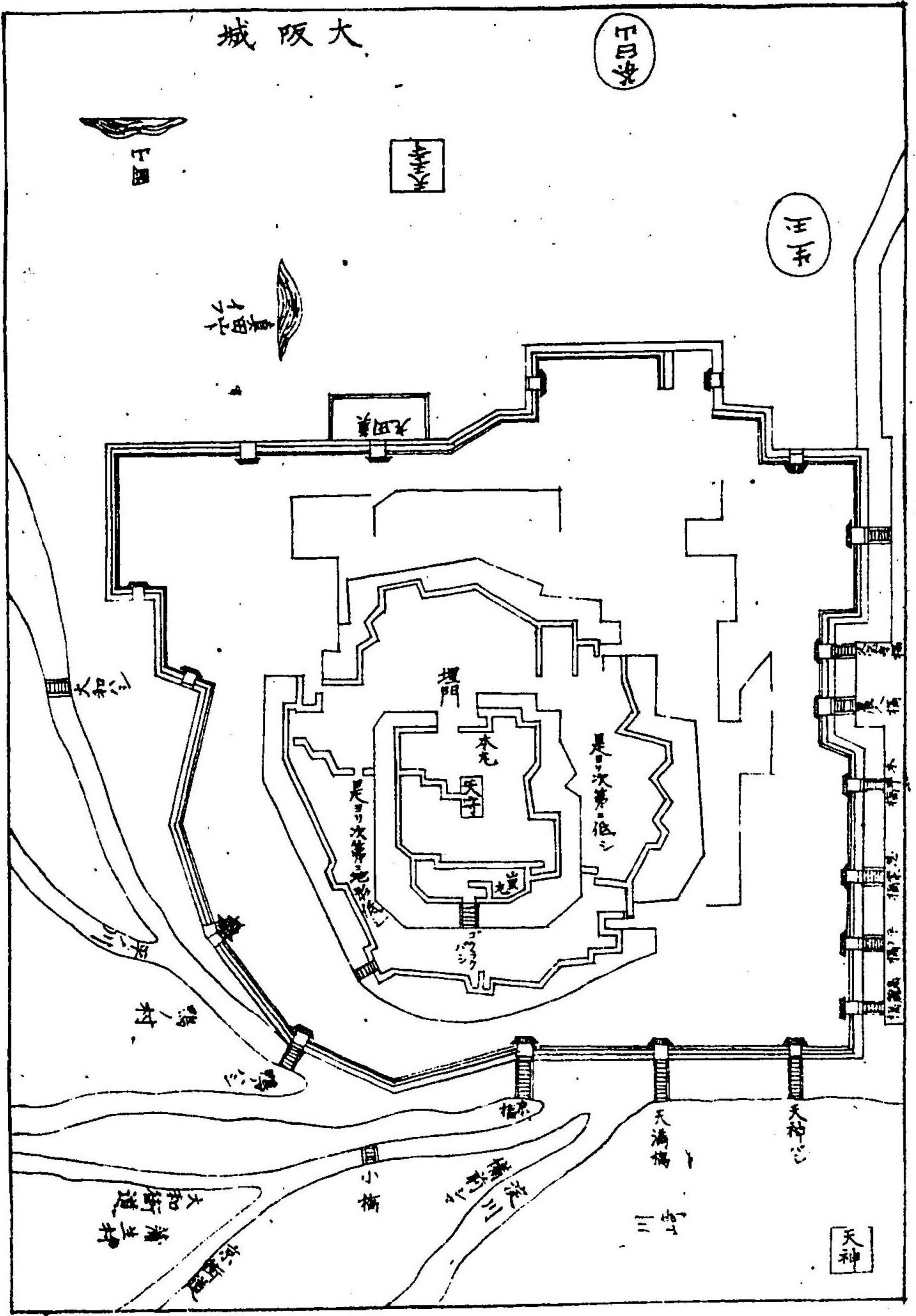
大坂の陣は、徳川幕府の成立を決定づけた重要な戦いである。

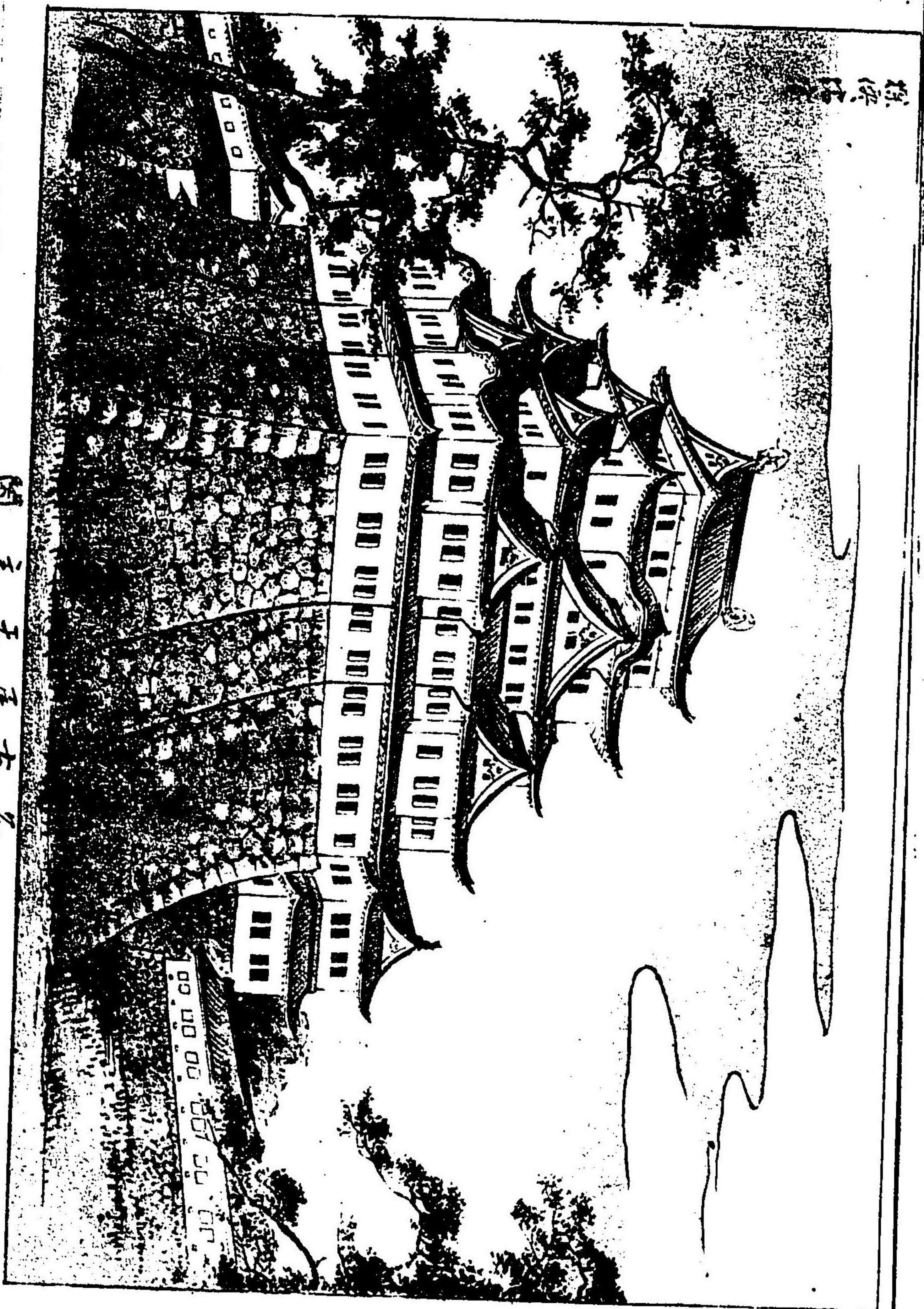
す、京極氏これより出で、四、目結とし、六角氏またこれより出で、堅四、目結を用ふ。甲斐の武田氏は四、菱を紋とす。小笠原氏これより出で、三、菱に更め、葛山小笠原氏またこれより出で、三、菱を堅に重ぬ。その他平氏は蝶、北條氏は三、鱗、島津氏は十の字、織田氏は堅木瓜、豊臣氏は桐、徳川氏は葵、前田氏は梅鉢を用ひたり。また諸氏に替紋といふもありき。元龜、天正の頃、大將軍の執りて兵士を指揮すべき物にて、最もよく行はれたるものは「さい」或は「さいはい」采幣といふものなり。隊長などにも通常はこれを用ふることを得ず。特に功績ありて提擧を許さるゝを、采幣御免とて大いなる譽とす。其製、紙を細く裁ちても又鬘牛の尾にても作る。鷹を使ふときの「さい」に擬して作れりとも、又は祭神の幣帛より出でたりともいふ。また軍隊を指揮せんが爲めに軍配團扇といふもの、この頃世に行はれたり。故に後世、采幣、腰團扇、輪、毛杏を大將の六具といへり。

應仁以來、全國麻の如く亂れ、武士は固より、百姓町人に至るまで、常業を棄て、干戈を事とせしかば、武器も兵法も此時より、備はりしはなし。源平時代には大將も陣頭に進み、兵を執りて戦ひしが、この頃に至りては大將は本陣にあり、采幣をとり、床机にかゝりて、全軍の指揮を事とし、自ら接戦をなすことなし。軍中の秩序も正しく、先陣、後陣、一、陣、二、陣、三、陣、後詰、遊軍なども定まりて、濫りに令を破りて勇を弄することを許さず。擾亂をなすものは功ありと雖も、軍律に従うて罰せられたり。三軍を進退し、正を守り、奇を弄する術も、大いに發達して、遠く、三國の諸葛孔明の陣法と稱し、近くは我國の楠木正成の兵術と

號し名を名將勇士に假りて、防守攻取の法を講ずるものあり、帷幕のうちに謀計を廻らすものは、軍師といひて、自ら兵器を執りて戰ふものよりも、重んぜらる。軍隊の備には、魚鱗、鶴翼の陣はいふに及ばず、偃月、雁行、長蛇、方圓、鋒矢、鳥雲、虎豹、五行陣、龍九備、車掛等の名あり、狼烟を揚げて合圖をなし、虛兵を構へて敵を驚かし、城攻には火攻、兵糧攻はもとより水攻、蒸攻などの術あり、その他攻守防取の法には種類甚だ多く、其名稱も從うて多きは、當時の軍記を讀んでこれを知るべし。

築城の術も鐵砲の傳播せし頃より、大いに變じたり、古へも石壘を築くことなきにあらざりしが、木柵のものを多しとしたりしに、鐵砲の勢は木材の堪ふところにあらざるを以て、石を疊みて垣となし、更にその上に堅固なる土塼を築き、狹間とて小窓を開きて、鐵砲を放つべき口とし、處々に物見の櫓を高く設け、城の周圍には濠を深うして敵の近づくを妨ぐ、其規模宏大にして堅牢なり、多くは要害の地を撰びて城きたり、城中には數萬人を住ましむべく、大將の居るところを本丸とし、二丸、三丸など、幾重にも堡壁を繞らして郭を別ち、外郭は敗るゝも猶ほ内郭に據りて防守し得べきやうに築きたり、天正三年、松永久秀、大和の志貴山に城を構へ、號して多聞城といふ、其制、城門の左右に長家を建て、周垣とし、門上の櫓を多聞櫓といふ、時人呼んでこれを多聞造といへり、同四年、織田信長大いに土木を起して、近江の安土に城を築き、中央に七層の高樓を起つ、世に稱して、安土の天主といふ、高さ十丈、石壘を匝らす、その高さ七丈あり、我國に於て樓の高峻なる





樓閣

閩之天崖古名

書は實に安土の天主閣を以て始めとす。天主閣は佛説より出で、須彌山に象り、天主は帝釋、帝釋は須彌三十三天の主にして其絶頂に居る、その外に持雙山あり、上に四天王ありて外衛をなす、多聞天その一なり、これ天主閣の下に多聞樓ある所以とす。是よりさき永正の頃既に天主の稱ありしが、信長の安土に城きてより、これを城中に建つること大いに行はれたり。同十一年、秀吉大坂に城を築く、我國無雙の名城なり。後、慶長十四年、徳川家康、其子義直を尾張に封じ、名古屋に城を築き、西國、北國の諸侯二十人をして工事を助けしむ。加藤清正、天守閣を建つ、其部下飯田覺兵衛、征韓の際、城の石を疊み築く法を彼國より傳へしかば、こゝに至りてこれを用ふ。閣五重にして高さ拾七間四尺餘、臺の上に金鯨を置けり、其費用莫大にして量るべからず、金鯨のみにて一萬七千九百七十五兩を要したりきといふ。

日本風俗史中篇正誤表

| 頁數 | 行數 | 誤 | 正 |
|-----|----|------------------------------|---------------------------------|
| 一四 | 八 | 京都來塗 示せり | 京根來塗 示せり |
| 二七 | 一三 | 政所は専ら財政を理 し其訴を聴くのみな れば | 政所は財政を理し、 問註所は訟獄を聴く のみなれば |
| 六〇 | 三 | 三條坊門萬里の小路 なる | 京近衛東洞院なる |
| 九〇 | 一六 | 一日の量 居るされど | 一回の量 居る。されど |
| 一〇六 | 一五 | | |
| 一五四 | 二 | | |

右に掲げたる外に、誤謬は猶多かるべし、今あら／＼看了りて心づきたるをあげるのみ。さて挿繪は畫工を督して力めて著者の意を體せしめしかども、その校正を経ること本文印刷の如くならざれば、誤謬もまた甚だ多かるは報顔に堪へざる所、これ等は幾度か版を重ねる毎に改訂することを得んか。



番地寄留
二 郎

番地寄留
太 郎

一番地
三 郎

二番地
一 成

二番地
支 店

電話九百七十番

明治廿八年十一月十六日印刷
全 廿九年七月七日再版印刷
全 廿九年七月十日再版發行



著者 愛知縣平民
東京市本郷區駒込西片町十番地寄留
平出 鏗 二 郎

全 石川縣士族
東京市本郷區本郷五丁目十一番地寄留
藤岡 作 太郎

發行者 神田區駿河臺袋町十一番地
吾妻 健 三 郎

印刷者 神田區通新石町三番地
吾妻 健 成

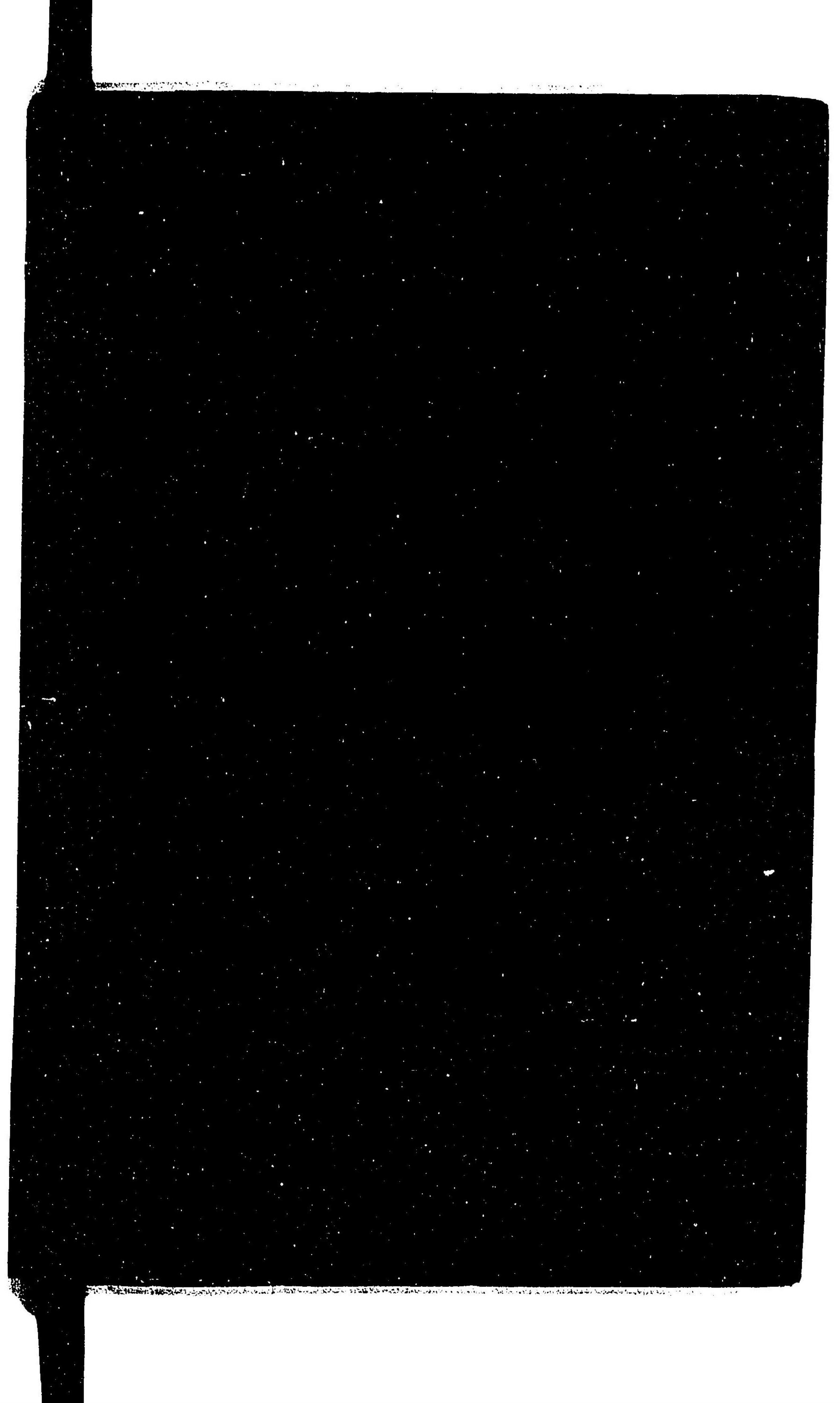
發行所 神田區通新石町三番地
東陽堂支店

電話九百七十番

9.4.24

21

| |
|----|
| 45 |
| 95 |



45

95□